

平成15年版環境白書では、本編冊子には、資料編を掲載しておりません。
 下記の資料編データは、「みどりネット」ホームページに掲載しますので、こちらをご覧ください。
 URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>
 また、資料編の冊子をご希望の方は、環境政策課までご連絡ください。

資料編目次

1 環境行政全般

表 1 - 1	福井県環境基本条例.....	1
図 1 - 2	福井県の環境行政推進体制.....	4
表 1 - 3	福井県環境審議会委員名簿.....	5
表 1 - 4	福井県公害審査会委員名簿.....	6
表 1 - 5	福井臨工公害審査委員会委員名簿.....	6
表 1 - 6	市町村環境行政組織.....	7
表 1 - 7	市町村環境保全関係条例.....	8
表 1 - 8	市町村環境基本計画の策定状況.....	8
表 1 - 9	「環境立県 福井」重点施策一覧（平成15年度 6 月現計予算）.....	9

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1	大気汚染に係る環境基準.....	20
表 2 - 1 - 2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 ...	20
表 2 - 2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設.....	21
表 2 - 3 - 1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設.....	22
表 2 - 3 - 2	大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設.....	22
表 2 - 4	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設.....	23
表 2 - 5	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設.....	24
表 2 - 6	大気汚染常時監視測定局の整備状況.....	25
表 2 - 7	二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）.....	26
表 2 - 8 - 1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果 （一般環境大気測定局）.....	27
表 2 - 8 - 2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果 （自動車排出ガス測定局）.....	27
表 2 - 9	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）.....	28
表 2 - 10 - 1	一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局）.....	29
表 2 - 10 - 2	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	29
表 2 - 11 - 1	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）.....	30
表 2 - 11 - 2	光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	30
表 2 - 12 - 1	非メタン炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）.....	31
表 2 - 12 - 2	非メタン炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	31
表 2 - 13 - 1	ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）.....	32
表 2 - 13 - 2	ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）.....	33
表 2 - 14	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）.....	33
表 2 - 15	特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）.....	33

3 水質関係資料

表 3 - 1	人の健康の保護に関する環境基準.....	34
表 3 - 2	生活環境の保全に関する環境基準.....	35
表 3 - 3	要監視項目および指針値.....	40
表 3 - 4	水質汚濁防止法特定施設の種類.....	41
表 3 - 5	水質に係る一律排水基準.....	42
表 3 - 6	上乗せ排水基準設定状況.....	44
表 3 - 7	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱.....	45
表 3 - 8	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果.....	46
表 3 - 9	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果.....	47
表 3 - 10	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果.....	48

表 3 - 11	耳川水域の水質測定地点と測定結果.....	49
表 3 - 12	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果.....	50
表 3 - 13	北潟湖水域の水質測定地点と測定結果.....	51
表 3 - 14	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果.....	52
表 3 - 15	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果.....	53
表 3 - 16	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果.....	54
表 3 - 17	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果.....	55
表 3 - 18	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果.....	56
表 3 - 19	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果.....	57
表 3 - 20	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果.....	58
表 3 - 21 - 1	海水浴場水質判定基準.....	59
表 3 - 21 - 2	海水浴場の水質検査結果.....	59
表 3 - 22 - 1	水生生物調査結果.....	60
表 3 - 22 - 2	調査団体と参加人数.....	61
表 3 - 22 - 3	調査地点概況図.....	61
表 3 - 23	水質汚濁防止法による特定事業場届出状況.....	62
表 3 - 24	発電所設置状況.....	68
表 3 - 25	温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の拡散面積 (At)	69
図 3 - 26	九頭竜川流域下水道計画図.....	70
表 3 - 27	公共下水道の現況 (公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道)	71
表 3 - 28	浄化槽設置届出基数(人槽別)	72
表 3 - 29	年度別し尿処理状況.....	73
表 3 - 30	農業集落排水事業実施状況.....	74
表 3 - 31	漁業集落排水施設の整備状況.....	75
表 3 - 32	林業集落排水施設の整備状況.....	75
4 土壌・地盤関係資料		
表 4 - 1	土壌の汚染に係る環境基準.....	76
表 4 - 2	概況調査の結果.....	77
表 4 - 3	汚染井戸周辺地区調査の結果.....	78
表 4 - 4	定期モニタリング調査の結果.....	79
表 4 - 5 - 1	観測井における地下水位の経年変化.....	80
表 4 - 5 - 2	観測井における経年沈下量.....	80
表 4 - 6 - 1	福井平野における水準測量結果.....	81
表 4 - 6 - 2	福井平野水準測量路線図.....	83
5 有害化学物質関係資料		
表 5 - 1	有害大気汚染物質の測定結果.....	84
表 5 - 2	ダイオキシン類に係る環境基準.....	85
表 5 - 3	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設.....	85
表 5 - 4	ダイオキシン類に係る大気排出基準.....	85
表 5 - 5	ダイオキシン類に係る水質基準適用施設.....	86
表 5 - 6	ダイオキシン類に係る水質排出基準.....	86
表 5 - 7	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設.....	87
表 5 - 8 - 1	国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果.....	88
表 5 - 8 - 2	ダイオキシン類常時監視結果.....	89
表 5 - 9	国の環境ホルモン調査結果の概要.....	92
表 5 - 10	P R T R 法に基づく届出集計結果.....	93
6 騒音・振動・悪臭関係資料		
表 6 - 1	一般地域に係る騒音の環境基準.....	94
表 6 - 2 - 1	道路に面する地域に係る騒音の環境基準.....	94
表 6 - 2 - 2	自動車交通騒音常時監視結果.....	95
表 6 - 3	自動車騒音の要請限度.....	96
表 6 - 4	道路交通振動の要請限度.....	96

表 6 - 5 - 1	特定工場等から発生する騒音の規制基準.....	97
表 6 - 5 - 2	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限.....	98
表 6 - 6 - 1	県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準.....	99
表 6 - 6 - 2	県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準.....	99
表 6 - 7 - 1	特定工場から発生する振動の規制基準.....	100
表 6 - 7 - 2	特定建設作業と規制基準.....	100
表 6 - 8	騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数.....	101
表 6 - 9	騒音に係る特定建設作業届出状況.....	101
表 6 - 10	振動に係る特定工場等実数および特定施設総数.....	102
表 6 - 11	振動に係る市町村別特定建設作業届出状況.....	102
表 6 - 12	悪臭防止法に定める規制基準.....	103
表 6 - 13	県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準.....	103
表 6 - 14	福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況.....	104
7 公害苦情関係資料		
表 7 - 1	公害の種類別・発生源別苦情件数.....	105
表 7 - 2	市町村別公害苦情件数.....	106
8 環境影響評価関係資料		
表 8 - 1	福井県環境影響評価条例の対象事業.....	107
図 8 - 2	福井県環境影響評価条例の手続きの流れ.....	108
9 その他資料		
表 9 - 1	環境年表(平成15年).....	109
表 9 - 2	地球環境をめぐる国際的取組み(2003年).....	110
表 9 - 3	福井県環境アドバイザー名簿.....	111
表 9 - 4	公害防止協定の締結状況.....	112
表 9 - 5	市町村における公害防止協定等の締結状況.....	114
表 9 - 6	市町村公害防止融資(助成)制度.....	114
表 9 - 7	都市公園現況表.....	115
表 9 - 8	緑化に関する行事の実施状況.....	116
図 9 - 9	ごみ処理の状況.....	117
表 9 - 10	年度別ごみ処理状況.....	118
表 9 - 11	平成15年度エコオフィス宣言事業所一覧.....	119
表 9 - 12	こどもエコクラブ登録クラブ数.....	120

1 . 環境行政全般

表 1 - 1 福井県環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第 9 条 - 第 22 条）

第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）

第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条）

附則

豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を受つた中で、大切に守り、育ててきたものである。

しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。

生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。

わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町村、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第 5 条 市町村は、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。

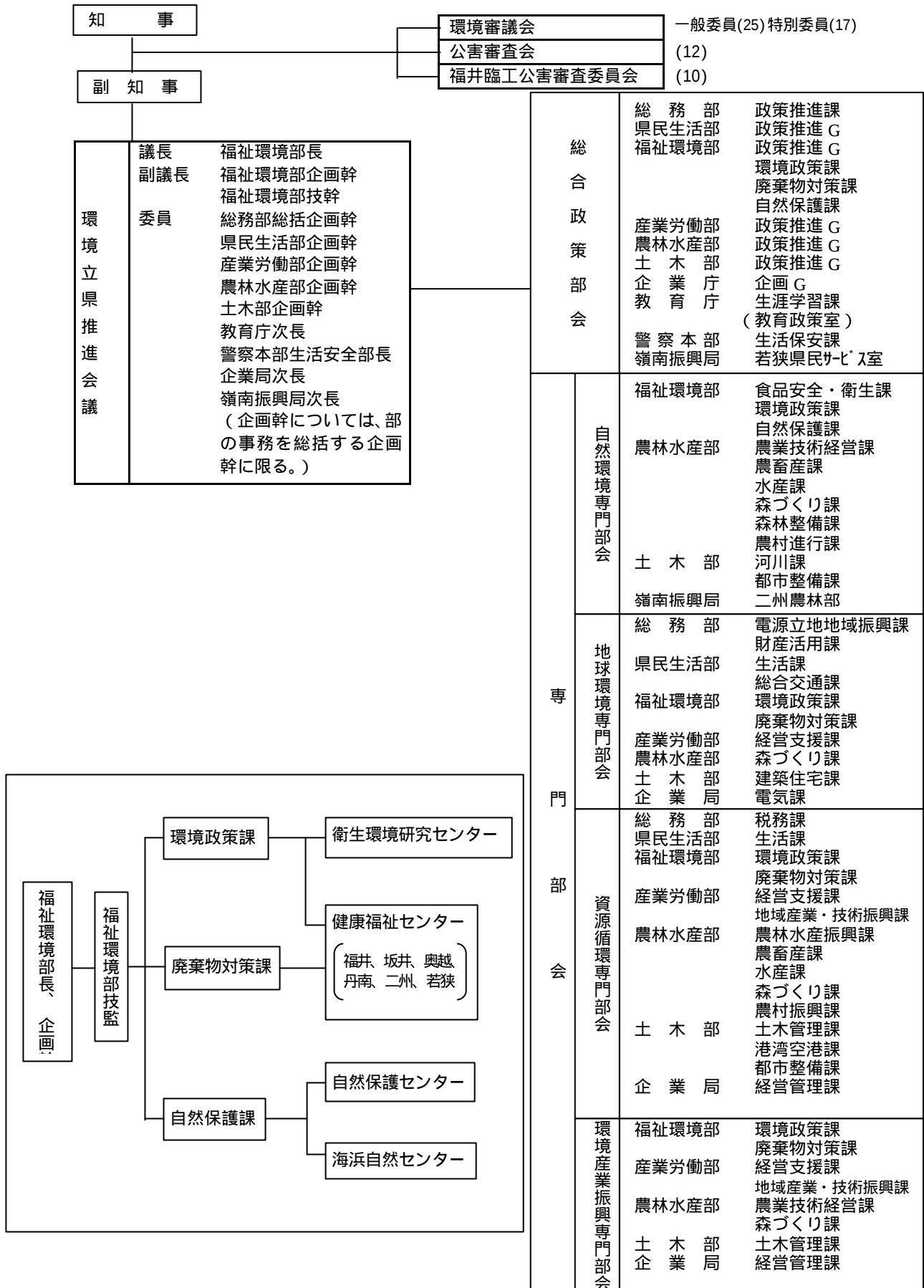
（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

図 1 - 2 福井県の環境行政推進体制

(平成16年3月1日現在)



- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

- 第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

- 第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

- 第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- (5) 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (6) 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

- 第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

- 第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

- 第15条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行

う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する教育および学習の推進）

第16条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町村その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第17条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 県は、第16条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

（調査および研究の実施等）

第19条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第21条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用の

ための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境監査の普及）

第22条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進等

第23条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第3節 環境の保全のための推進体制

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成7年3月16日）

表 1 - 3 福井県環境審議会委員名簿

(平成16年3月22日現在)

委員 会長：前波 實 副会長：服部 勇

部会長

区分	委員名		部会委員			
	職	氏名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
医学	福井県医師会長	西浦 幸男	○			○
環境保健学	福井大学教授	日下 幸則	○			
法律	弁護士	前波 實	○	○	○	
経済学	福井県立大学教授	岡 敏弘	○			
環境生態学	福井県立大学教授	北川 靖夫				
分析化学	福井大学教授	永長 幸雄	○			
廃棄物リサイクル	仁愛大学教授	加藤 隆夫	○			
環境教育	アルマス・バイオコスモス研究所代表	水上 聡子		○		
アメニティ	福井文化服装学院校長	朝日 恵子	○			
地質学	福井大学教授	服部 勇	○			○
昆虫学	福井大学名誉教授	佐々治 寛之		○		
造園学	元福井県立大学助教授	野田 敏秀		○		○
野鳥保護	日本野鳥の会福井県支部会員	上木 泰男		○	○	
自然保護活動	福井県自然観察指導員の会会員	大石橋 節子		○	○	
農業	福井県農業協同組合中央会長	池端 昭夫	○		○	
林業	福井県森林組合連合会長	長谷川 義治			○	
漁業（海域）	福井県漁業協同組合連合会長	小川 佐左エ門		○		
経済団体	福井県中小企業団体中央会長	荒井 由二	○	○		
建設業団体	福井県建設業連合会長	木原 一雄	○			
社会活動	福井県連合婦人会長	河原 はつ子	○			
消費者代表	福井県消費者団体連絡協議会副会長	辻 きぬ	○			
労働代表	連合福井女性委員会委員長	山下 利恵子	○			
地域活動	福井県生活学校連絡協議会推進委員	吉田 三恵	○			
市代表	福井県市長会長	酒井 哲夫		○		
町村代表	福井県町村会長	京谷 宗雄			○	
計		25名	16	10	7	4

特別委員

区分	職	氏名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
漁業（内水面）	福井県内水面漁業協同組合連合会長	仲嶋 忠次	○			
法律	弁護士	野村 直之				○
工業化学	福井高専名誉教授	高岡 和則	○			
植物学	福井大学助教授	横山 俊一		○		
哺乳類	京都大学講師	高柳 敦			○	
狩猟	福井県猟友会長	澤崎 貢			○	
自然と親しむ活動	福井県山岳連盟くろゆりクラブ副会長	船田 洋子		○		
温泉（芦原温泉）	芦原温泉旅館協同組合理事長	山口 輝望				○
温泉（旅館）	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合常任理事	竹田 富九一				○
小計			2	2	2	3
《国の機関》						
北陸農政局生産経営流通部長		丸山 恵史	○			
福井森林管理署長		野久保 富男		○	○	
近畿経済産業局産業企画部長		陣山 繁紀	○			
近畿経済産業局資源エネルギー部長		東郷 洋一				○
国土交通省近畿地方整備局長		谷口 博昭	○			
敦賀海上保安部長		山口 晴久	○			
小計			4	1	1	1

(任期：平成16年2月1日～平成18年1月31日)

表 1 - 4 福井県公害審査会委員名簿

(平成16年 1 月31日現在)

氏 名	職 業 等
○ 小 島 峰 雄	弁 護 士
玄 津 辰 弥	〃
野 村 直 之	〃
山 川 均	〃
岩 堀 南 郎	医 師
宇 野 松 雄	〃
織 田 喜 一	〃
加 納 守 男	〃
巨 椋 和 子	薬 剤 師
別 所 遊 子	神奈川県立保健福祉大学教授
辻 壽 子	裁 判 所 調 停 委 員
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期 3 年 (平成13年11月 1 日 ~ 平成16年10月31日)

表 1 - 5 福井臨工公害審査委員会委員名簿

(平成16年 1 月31日現在)

氏 名	職 業 等
○ 小 島 峰 雄	弁 護 士
野 村 直 之	〃
織 田 喜 一	医 師
加 納 守 男	〃
巨 椋 和 子	薬 剤 師
別 所 遊 子	神奈川県立保健福祉大学教授
永 長 幸 雄	福 井 大 学 教 授
横 山 俊 一	福 井 大 学 助 教 授
高 岡 和 則	福井工業高等専門学校名誉教授
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期 3 年 (平成14年 9 月 1 日 ~ 平成17年 8 月31日)

表 1 - 6 市町村環境行政組織

(平成 16 年 3 月 1 日現在)

市 町 村 名	電 話 番 号	規制地域の 有無(注)	担 当 課	審 議 会 等	
				名 称	人 数
福 井 市	0776(20)5398 0776(20)5395 0776(20)5377	○	環境政策課 環境保全課 清掃清美課	福井市環境審議会	15
敦 賀 市	0770(22)8121	○	環境課	敦賀市環境審議会	20
武 生 市	0778(22)3003	○	環境保全課	武生市環境審議会	18
小 浜 市	0770(53)1111	○	環境衛生課	小浜市環境審議会	12
大 野 市	0779(66)1111	○	生活環境課	大野市環境保全対策審議会	12
勝 山 市	0779(88)1111	○	環境衛生課	勝山市環境審議会	16
鯖 江 市	0778(53)2220 0778(53)2262	○	環境課 環境政策室	鯖江市環境審議会	24
あ わ ら 市	0776(73)8018	○	生活環境課	(未定)	
美 山 町	07797(4)1111		町民税務課	美山町環境審議会	10 以内
松 岡 町	0776(61)1111	○	町民生活課		
永 平 寺 町	0776(63)3111		町民生活課		
上 志 比 村	0776(64)2211		住民税務課		
和 泉 村	0779(78)2111		総務課	環境保全審議会	10 以内
三 国 町	0776(82)3111	○	生活環境課	三国町環境審議会	12
丸 岡 町	0776(68)0807	○	福祉保健課		
春 江 町	0776(51)1100	○	さわやか町民課		
坂 井 町	0776(67)7501	○	住民環境課		
今 立 町	0778(43)7821	○	総務課	今立町環境審議会	10
池 田 町	0778(44)6000		環境向上推進室	池田町の水を清く守る審議会	9
南 条 町	0778(47)8000		総務課		
今 庄 町	0778(45)1417		環境建設課		
河 野 村	0778(48)7704		保健福祉課		
朝 日 町	0778(34)1234	○	住民福祉課	朝日町環境保全審議会	10
宮 崎 村	0778(32)7715	○	環境衛生課		
越 前 町	0778(37)7716		住民福祉課		
越 廼 村	0776(89)2112		総務課		
織 田 町	0778(36)2280	○	総務課		
清 水 町	0776(98)8801	○	住民生活課		
三 方 町	0770(45)9112		建設環境課		
美 浜 町	0770(32)1111	○	住民生活課	美浜町原子力環境安全監視委員会	
上 中 町	0770(62)2703		生活環境課	上中町環境保全審議会	10
名 田 庄 村	0770(67)2222		住民環境課		
高 浜 町	0770(72)7704	○	民生課		
大 飯 町	0770(77)1111		企画課		
計		20		15	

(注) 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町村

表 1 - 7 市町村環境保全関係条例

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

市 町 村 名	条 例 の 名 称	制定年月日
福 井 市	福井市あき地等の清掃保持に関する条例	昭和 52 年 3 月 29 日
	福井市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成 8 年 6 月 28 日
	福井市空き缶等の散乱およびふん害の防止に関する条例	平成 8 年 12 月 25 日
	福井市環境基本条例	平成 11 年 3 月 24 日
	福井市公害防止条例	平成 11 年 10 月 4 日
敦 賀 市	敦賀市環境保全条例	昭和 47 年 7 月 1 日
	あき地の環境保全に関する条例	昭和 56 年 3 月 31 日
	敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 5 年 3 月 23 日
	敦賀市環境基本条例	平成 12 年 3 月 27 日
	敦賀市水道水源保護条例	平成 13 年 9 月 28 日
武 生 市	武生市環境基本条例	平成 8 年 3 月 26 日
大 野 市	大野市環境保全条例	昭和 49 年 4 月 1 日
	大野市地下水保全条例	昭和 52 年 11 月 10 日
	大野市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成 4 年 9 月 29 日
	大野市環境基本条例	平成 10 年 3 月 26 日
	大野市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 29 日
勝 山 市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 3 月 28 日
	勝山市環境保全条例	昭和 48 年 6 月 25 日
	勝山市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 28 日
	勝山市環境基本条例	平成 15 年 3 月 28 日
鯖 江 市	鯖江市環境市民条例	平成 13 年 12 月 25 日
	鯖江市公害防止条例	平成 13 年 12 月 25 日
美 山 町	美山町環境保全条例	平成 8 年 9 月 17 日
和 泉 村	和泉村環境保全条例	平成 7 年 9 月 25 日
	和泉村環境美化推進条例	平成 12 年 7 月 20 日
三 国 町	三国町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 9 月 13 日
	三国町環境保全条例	昭和 48 年 7 月 6 日
	三国町環境基本条例	平成 14 年 3 月 5 日
芦 原 町	芦原町空き缶等の散乱の防止に関する条例	平成 6 年 3 月 23 日
	芦原町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	平成 6 年 4 月 4 日
金 津 町	金津町廃棄物の処理および清掃に関する条例	昭和 49 年 4 月 1 日
	金津町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平成 6 年 6 月 1 日
春 江 町	春江町環境保全条例	昭和 48 年 7 月 10 日
坂 井 町	坂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 50 年 3 月 27 日
今 立 町	今立町環境基本条例	平成 14 年 3 月 8 日
池 田 町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 9 月 30 日
	池田町の水を清く守る条例	平成 13 年 6 月 18 日
朝 日 町	朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 3 月 22 日
	朝日町環境条例	平成 14 年 9 月 30 日
越 前 町	越前町廃棄物の処理および清掃に関する条例	昭和 47 年 3 月 14 日
清 水 町	清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 9 月 1 日
	清水町生活環境美化条例	平成 9 年 3 月 27 日
	清水町環境保全条例	平成 14 年 10 月 1 日
上 中 町	上中町環境保全条例	平成 3 年 4 月 1 日
名 田 庄 村	名田庄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 48 年 3 月 31 日
	名田庄村環境保全条例	昭和 59 年 6 月 27 日
高 浜 町	高浜町騒音防止条例	昭和 44 年 3 月 17 日
	高浜町環境保全条例	昭和 53 年 6 月 19 日
大 飯 町	大飯町環境保全条例	昭和 48 年 12 月 26 日

芦原町と金津町は合併してあわら市へ(平成 16 年 3 月 1 日)

表 1 - 8 市町村環境基本計画の策定状況

(平成 15 年 9 月現在)

市町村名	名 称	策定年月日	市町村名	名 称	策定年月日
武生市	武生市環境基本計画	平成 11 年 2 月 17 日	敦賀市	敦賀市環境基本計画	平成 14 年 3 月
大野市	大野市環境基本計画	平成 12 年 3 月 15 日	三国町	三国町環境基本計画	平成 15 年 2 月
鯖江市	鯖江市環境基本計画	平成 12 年 3 月 17 日	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月
福井市	福井市環境基本計画	平成 13 年 3 月			

表 1 - 9 環境立県 福井 重点施策一覧 (平成 15年度 6月現計予算)

(注) EMS 福井県庁環境マネジメントシステム

EMS目標の詳細は、環境政策課ホームページ (<http://info.pref.fukui.jp/kankyuu/ems-menu.html>) をご覧ください。

1 資源の循環

(単位 千円)

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度 当初予算額	15年度 6月補正額	計	EMS(注) 目標番号
産業物の発生抑制	産業界におけるリサイクルシステムの構築と施設整備に対する支援を図ります。	産業廃棄物処理対策推進事業	廃対	産業廃棄物処理業者に対する監視指導	1,076		1,076	1
	「福井県産業廃棄物自主管理システム」対象事業所の拡大を図ります。		廃対					1
	環境自主行動計画の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。	(新) 環境マネジメントシステム構築支援事業	環政	「うち環境自主行動計画策定モデル事業		1,320	1,320	(54)
	製造業に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。		廃対					
	公共工事においては、廃棄物の発生抑制に資する設計・施工方法を選択するとともに、関連する工事の連携により、建設廃棄物の発生抑制を推進します。		土管					10 11
	ごみの減量化やリサイクルを実践している団体で構成された「ごみゼロふくい推進協議会」による県民主導型運動を展開することにより、生ごみの減量やレジ袋の削減などに取り組めます。	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業	廃対	「再生品需要拡大のための積極的な広報	12,765		12,765	2
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分でできる取組みについて普及啓発を進めます。		廃対					
分別の徹底と資源としての有効利用	循環資源としての品質確保が難しく分別収集の取組みが遅れている品目について、分別収集品目の拡大を図ります。	ごみ減量化・リサイクル日本一支援事業	廃対	モデル地区における分別収集の試行に対する支援 分別収集体制の整備 ごみ減量化等に関する取組み	59,600		59,600	5
	生ゴミの市町村段階における分別収集システムの構築を図ります。		廃対					
	分別収集を徹底するための普及啓発を行います。	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業(再掲)	廃対	モデル地区における分別収集の試行に対する支援				5
リサイクル製品の利用拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業(再掲)	廃対	「再生品需要拡大のための積極的な広報				5
	福井県庁グリーン購入推進方針、や福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	環境対応事務用品導入	財活	事務用品のグリーン購入	32,000		32,000	10 103
	グリーン購入ふくいネット等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。	グリーン購入推進事業	環政	ガイドブック作成 情報紙発行 懇談会開催	1,140		1,140	101
不適正な処理の防止のための取組み	産業廃棄物が適正に運搬・処理されたことを確認する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の適正な運用を徹底します。	産業廃棄物適正処理推進事業	廃対	産業廃棄物適正処理推進員による普及啓発	34,837		34,837	
	行政による立入検査等を強化し、安全で安心できる産業廃棄物処理施設や最終処分場の確保を図ります。	産業廃棄物最終処分場対策事業	廃対	公社運営に係る資金貸付金	684,637		684,637	6
		産業廃棄物処理施設整備事業	廃対	市町村への施設整備助成		105,526	105,526	
		民間管理型最終処分場監視強化対策事業	廃対	敦賀市内民間管理型最終処分場周辺の生活環境監視	5,857		5,857	
		民間管理型最終処分場対策事業	廃対	敦賀市内民間管理型最終処分場覆土効果確認調査、浸出液処理施設・新設水処理施設維持管理	72,400		72,400	
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。	産業廃棄物不適正処理防止対策事業(再掲) 産業廃棄物適正処理推進事業(再掲)	廃対	不法投棄等防止標語コンクール 不法投棄防止啓発ポスター作成 ・(不法投棄未然防止啓発看板設置) ・(監視指導力、機材の整備) 不法投棄産業廃棄物の撤去支援 漂着産業廃棄物適正処理の支援 産業廃棄物適正処理推進員による普及啓発				7
	休日・夜間パトロール」や「スカイパトロール」、警察や隣接府県との連携など、行政による監視の強化を図ります。	産業廃棄物不法投棄対策事業	廃対	休日・夜間監視パトロール実施	7,495		7,495	7
	産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活動を通じ、県民や事業者への意識啓発を強化するとともに、不法投棄110番」などの地域社会全体による監視体制を充実し、不適正な処理の防止を図ります。	産業廃棄物不適正処理防止対策事業(再掲) 産業廃棄物適正処理推進事業(再掲)	廃対	不法投棄等防止標語コンクール 不法投棄防止啓発ポスター作成 ・(不法投棄未然防止啓発看板設置) ・(監視指導力、機材の整備) 不法投棄産業廃棄物の撤去支援 漂着産業廃棄物適正処理の支援 産業廃棄物適正処理推進員による普及啓発	5,307		5,307	7
	民間事業者による整備状況を踏まえながら、県内で発生した産業廃棄物の適正処理体制の確立と循環型社会形成の推進を図るため、公共関与によるモデル施設(福井県リサイクル推進センター(仮称))の整備を進めます。	(財) 福井県産業廃棄物処理公社で対応	廃対					
	福井県リサイクル推進センター(仮称)においては、溶融炉を中心に、民間では設置が困難な管理型最終処分場を設置し、併せて資源分別、情報収集提供、研修の各機能を持った施設を整備します。							
資源循環システムの構築	リサイクル技術の指導や先進的環境関連技術の開発研究を促進し、企業への浸透を図ることにより、事業者の環境に配慮した事業活動への転換を支援します。	地域科学技術振興研究事業(再掲)	地技	環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進				18
	産業物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。	(新) 資源循環拠点地域具現化研究支援事業	廃対	資源循環拠点地域整備構想の具現化に向けた研究支援		1,400	1,400	8
	分別収集品目を拡大し、消費者の環境負荷の少ない生活様式への転換を図り、限りある資源が適切に循環する社会の構築をめざします。	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業(再掲)	廃対	県民大会開催、街頭キャンペーン実施				3
	建設副産物対策連絡協議会」において、建設副産物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に努めるとともに、建設廃棄物の活用や適正な処分を進めます。	建設副産物リサイクル推進事業	土管	インターネットを利用したより広域的な情報交換によるリサイクル率の向上	525		525	10
	再生資材を利用した住宅建設等に対する支援により、再生資材の利用を促進します。	福井県持ち家づくり資金利子補給制度	建住	工業化住宅で、再生資材使用量が床面積当たり0.02m ³ /m ² 以上を対象	1,293,562		1,293,562	

		(新) 良質住宅普及促進事業	建住	・再生資材、県産材等を活用した住宅への助成		46,000	46,000	53-2
	福井県下水汚泥処理総合計画(平成14年度策定予定)に基づき、下水処理場から発生する汚泥の安定した処理と有効利用を促進します。		都整					15
	家庭から排出される生ゴミや家畜糞尿等の未利用有機性資源の活用基本計画づくりを進め、地域の実情に応じた堆肥化施設の導入により、未利用有機性資源の循環システム体制を確立します。	未利用有機資源活用促進事業	農畜	・ブロック、市町村協議会開催	4,340		4,340	16
		農村振興総合整備統合補助事業	農村	施設用地の買収、造成および測量設計	547,500	-250	547,250	
		農村振興整備支援事業	農村	施設活用等の検討および広報活動	2,250		2,250	
		特別試験事業	農技	・ウメ栽培における天敵等を利用した減農薬技術の開発および剪定した枝を短期間で堆肥化する技術の開発	2,564		2,564	
	木質資源の多段階利用や利用困難な廃材の合理的な処理方法について検討を進め、木質資源の有効利用を推進します。	(新) 木質バイオマス利用推進事業	森づくり	・バイオマスエネルギー導入システムの検討、基本設計、事業採算性シミュレーション等の調査		4,000	4,000	18
	家畜排せつ物の管理の適正化と利用を図るため、処理施設および耕種農家と連携した広域堆肥化施設の整備を進めます。	家畜排せつ物処理・利用施設整備事業	農畜	家畜排せつ物処理施設の整備	13,463		13,463	16
	食品廃棄物のモデル的なリサイクル施設整備を支援し、食品産業等から排出される廃棄物の効率的な収集と高度利用を推進します。	食品産業環境対策推進事業	農振	・点検および巡回相談 ・リサイクル等技術研修会の開催	368		368	16
1 資源の循環 計					2,781,686	157,996	2,939,682	

2 環境関連産業の創造と振興

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度 当初予算額	15年度 6月補正額	計	EMS 目標番号
産・学・官 の連携による環境 関連技術 の開発	水質浄化、未利用資源の活用、省エネルギーなど環境関連技術に関する産・学・官共同研究開発を行うとともに、その成果の製品化・事業化を図ります。	地域科学技術振興研究事業	地技	環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進	162,178	232,809	394,987	
	水質浄化技術や環境汚染物質の除去システムなど環境改善技術	(新) 湖沼水質浄化研究事業	環政	天然素材の水質浄化メカニズムの解明 ・底質の窒素、リン溶出メカニズムの解明		13,182	13,182	28-2
	輸送機械の構造部材に使用可能な超軽量複合材料の開発		地技					
	廃棄物として処理されている木屑などの未利用木質資源の活用技術		森づくり					
	地域材利用の長期耐用型健康木造住宅の開発やスギ材用途拡大などの長期炭素貯蔵に寄与する木材利用技術	在来工法における福井の地域特性への適応性の研究	土管	住宅の仕様から期待される性能と実測による性能との差異を検証し、地域特性との関係を研究	762		762	
	道路緑化や地熱空調システムなど環境保全型・環境創出型建設技術	のり面緑化工法調査研究事業	土管	生態系に配慮し、現地発生材料や地場産材を用いた斜面緑化の調査研究	1,902		1,902	17
		道路緑化技術研究事業	土管	緑豊かで親しみのある道路空間を創造する道路緑化技術の研究	4,164		4,164	
	・リサイクル資材を使用した舗装技術など省資源・リサイクル型建設技術の研究開発を進めます。	泥土処理技術の研究	土管	・石灰灰等を用いた泥土の適切な処理技術の研究	2,717		2,717	18
		資源循環型社会の形成を踏まえた耐久性のある舗装技術の研究	土管	・リサイクル材料を使用した耐久性のある舗装技術の開発	2,958		2,958	
	地熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど環境負荷の少ない雪対策技術	良好な環境を保全する低騒音舗装技術の開発および基礎杭利用地熱空調システムの研究開発	土管	・県産材の珪石を利用した雪にも強い低騒音舗装である排水性舗装の開発研究	2,204		2,204	43
環境関連 産業に 対する 支援	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。	資源循環拠点地域整備構想策定事業(再掲)	廃対	資源循環拠点地域整備構想策定				8
	中小企業創造活動促進法や中小企業経営革新支援法に基づく融資および補助等により、独創的な技術やアイデアをもとに、環境関連ビジネス分野において新たな事業を展開する中小企業を支援します。	(新) 意欲ある企業支援資金貸付金	経支	独自性のある技術とやる気のある中小企業者の新しい事業展開に対するバックアップ		250,000	250,000	
	中小企業制度融資や中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金等により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を支援します。	産業活性化支援資金の融資	経支		2,800,000		2,800,000	
	静脈産業を含めた環境関連産業の育成・振興を助長する補助・融資等の支援のあり方について検討を進めます。		廃対					
	環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大を計画する中小企業に対し、産業支援機関等と連携し、経営支援施策や技術開発等に関する情報の提供を行います。		経支					
	新事業コーディネータや中小企業アドバイザー等、経営や技術開発等の専門家による相談、診断、助言により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を計画する中小企業の円滑な事業展開を支援します。	中小企業経営技術診断助言事業	経支		15,184		15,184	
	ベンチャープラザをはじめとする商談会や異業種交流会等の開催により、環境関連ビジネス分野の事業に取り組む中小企業に対し、ビジネスパートナーとのマッチングの機会を提供します。	新事業創出支援事業の一部	経支					
	未利用有機性資源の堆肥化施設や未利用木質資源の加工施設の整備を進め、関連産業の振興を図ります。		森づくり					
	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。(再掲)	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業(再掲)	廃対	・再生品需用拡大のための積極的な広報				5
	福井県庁グリーン購入推進方針、福井県建設リサイクルガイドライン等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。(再掲)	グリーン購入推進事業(再掲)	環政	ガイドブック作成 情報紙発行 懇談会開催				10 103
環境調和型製品の 需要の 拡大	環境ビジネス展の開催や県外で開催される環境ビジネス展等への企業の出展を支援し、環境調和型製品の販路拡大を促進します。	(新) 地球温暖化防止キャンペーン事業(再掲)	環政	・地球温暖化防止月間を中心にしたキャンペーンの実施				54

	グリーン購入ふくみネット等の活動を通して、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。（再掲）	グリーン購入推進事業（再掲）	環政	ガイドブック作成 情報紙発行 懇談会開催				101
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。	ごみ減量化・リサイクル日本一推進事業（再掲）	廃対	再生品、リサイクル推進店の広報				5
	間伐材等木材（県産材）の公共工事における利用を積極的に推進し、県民への間伐材等木材の環境資材としての理解の醸成を図ります。	県産材利用推進対策事業	森づくり	協議会、講習会の開催 情報誌等によるPR活動、イベントの支援	2,410		2,410	
		県産材利用情報ネットワーク整備事業	森づくり	県産材の利用・供給等の情報収集、提供	1,077		1,077	
環境関連産業の創造と振興 計					3,018,586	495,991	3,514,577	

3 地球環境の保全

3-1 水環境など生活環境の保全

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度 当初予算額	15年度 6月補正額	計	EMS 目標番号
水環境の保全 （ア 閉鎖性水域や中小河川の水質保全）	福井県汚水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水設備整備事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率のかつ着実に整備を進めます。	公共下水道等整備	都整	下水道普及率の向上	1,080,000	1,810,410	2,890,410	23
		漁業集落環境整備事業	水産	集落排水の整備	925,725	69,420	995,145	24
		林業集落排水施設整備事業	森づくり	集落排水の整備				
		農業集落排水事業	農村	集落排水の整備	1,305,240	586,438	1,891,678	25
		合併処理浄化槽設置整備事業	食衛	市町村が実施する合併浄化槽の設置に対する助成事業の補助		94,590	94,590	26
	自然界に存在する植物や微小生物の浄化能力の活用を含め、湖沼水質の改善策についての調査研究を進めます。	(新)湖沼水質浄化研究事業（再掲）	環政	天然素材の水質浄化メカニズムの解明 底質の窒素、リン溶出メカニズムの解明				28-2
		アオコ対策技術研究事業（地域科学技術振興研究事業の一部）	環政	水流装置、超音波・オゾン装置によるアオコ除去対策研究				27
		シジミ資源増大事業（地域科学技術振興研究事業の一部）	水産	シジミによる湖水の浄化研究				28
		環境にやさしい省力施肥技術の確立（地域科学技術振興研究事業の一部）	農技	大麦の養分吸収特性の解明 特性に合致した肥料を開発することによる全量基肥施肥技術の開発				30
	湖沼内に堆積しているヘドロのしゅんせつ等を行い、窒素、燐の溶出を防止するとともに、波打ち際を緩傾斜のなぎさとし、コン等が自生する植物帯の創出を図ります。	河川浄化事業	河川	堆積しているヘドロの浚渫等による水質浄化	120,000		120,000	29
		農業排水浄化促進事業	農畜	普及啓発	400		400	29
	水質汚濁防止法や「福井県公害防止条例」に基づく規制を徹底するとともに、三方五湖については、湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場指導要綱」に基づく排水基準の遵守を指導します。	工場排水取締強化事業	環政	工場立入による監視・指導	1,676		1,676	31
	都市中小河川については、生活排水対策や事業場排水への規制・指導などに加え、河川や水路自体の浄化能力の向上を図ります。	水と緑のネットワーク事業	河川	うるおいの失われてきた都市地域における、水の導水による水と緑の豊かなネットワークの形成	18,000		18,000	
	油の流出や魚類のへい死などの水質事故に迅速に対応するため、関係機関との連携の強化と事故防止のための啓発を行います。		環政					
	下水道や合併処理浄化槽等の適切な管理と法定検査等の周知を図ることにより、維持管理の徹底を図ります。	浄化槽設置者講習会	食衛	浄化槽設置者への講習	410		410	32
		合併処理浄化槽設置整備事業（再掲）	食衛	市町村が実施する合併処理浄化槽等の設置に対する助成事業への補助				26
	河川・湖沼の水質常時監視を実施します。	公共用水域常時監視事業	環政	水質の常時監視 河川38地点、湖沼19地点	11,495		11,495	33
		公共用水域測定計画策定事業	環政	常時監視計画の策定	150		150	
		水質保全計画策定事業	環政	水質保全計画の策定（深川）	792		792	35
	河川水質の改善を進めるため、現状の利用形態や水質の現況等に応じて環境基準の見直しを行い、より一層きれいな水質をめざします。	水域類型指定調査	環政	水域類型指定の見直し				34
水環境の保全（イ 海域の水質保全）	海域の水質常時監視を実施するほか、主要な海水浴場において大腸菌やO・157などの水質検査を徹底し、安全性を確認します。	公共用水域常時監視事業（再掲）	環政	水質の常時監視 海域33地点				33
	漁場環境の監視や生物モニタリング調査などの水質汚濁等に関する情報の収集により、沿岸・海域および内水面の水域環境の保全を図ります。	海水浴場水質調査	環政	海水浴場の水質調査	1,374		1,374	
		漁場保全対策推進事業	水産	漁場環境総合検討会の開催 漁場環境の監視とモニタリング調査	3,224		3,224	
	漁場や漁港内に浮遊・漂着した廃棄物の回収や海底の堆積物の除去を実施し、漁場環境の保全を図ります。	漁面環境保全事業	水産	漁港、漁場等の廃棄物の回収	9,500		9,500	
水環境の保全（ウ 地下水汚染の防止と浄化の推進）	地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の地下水への浸透の防止を徹底します。	工場排水取締強化事業（再掲）	環政	工場立入による監視・指導				（31）
	汚染の早期発見のため、今後とも、市町村等を通じて土地利用などの実情を十分把握しながら、効果的な地下水調査を継続的に実施します。	地下水水質監視調査	環政	概況調査 年60地区 汚染井戸周辺地区調査 定期モニタリング調査	5,708		5,708	36
	汚染発見時には、飲用等による健康影響の防止を最優先に、地下水の利用者をはじめとする当該地域住民への速やかな情報提供を行います。							
	科学的な調査等の実施により、汚染原因の究明を行うとともに、汚染者負担の原則に基づき浄化対策の実施・指導を進め、汚染の拡大を防止します。							
水環境の保全（エ 土壌汚染防止対策の推進）	有害物質取扱い工場・事業場に対し、汚染防止の指導を徹底します。		環政					
	有害物質取扱い工場・事業場の利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染状況調査や必要な対策を指導します。							
	汚染が判明した場合には、「指定区域」に指定し、情報を公表します。							
	土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある場合は、土地所有者等に対し、汚染土壌の除去など、適正な土壌汚染対策を進めます。							

水環境の保全（オ地盤沈下の防止）	地盤沈下を早期に発見するため、地下水位と地盤沈下量の監視を実施します。	地盤沈下防止対策事業	環政	観測井での常時監視	180		180	37
	「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地盤沈下地域において地下水の揚水制限や地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。							
	地下水位の低下を防止するため、節水の合理化や雨水の地下浸透などの対策を推進します。	地下水位観測事業	生活	地下水の定点観測	432		432	37
	地下水を散水しない、あるいは節水型の消雪技術の開発と普及に努め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。	市街地での節水型散水消雪に関する研究	土管	交互散水方式の技術的確立、新方式画像センサーの採用、交差点内の消雪水準の検討、除雪併用消雪等による市街地の消雪の節水	1,457		1,457	
		地中熱融雪システムの研究（画像情報処理技術による路面積雪センサーの開発）	土管	CCDカメラ画像を利用した画像処理技術による路面積雪センサーの開発および情報の活用	1,706		1,706	19
大気環境の保全	工業用水や水道用水に河川水やダムの水を利用し、地下水の過剰揚水を防止します。	県営第一工業用水道事業 福井臨海工業用水事業 日野川地区水道用水供給事業 坂井地区水道用水供給事業	企 水道	地下水を利用していた企業や市町村に河川水等を浄化して供給することによる地下水の過剰揚水の防止	6,427,406	1,416,264	7,843,670	
	大気汚染テレメータシステムにより、県内全域の大気汚染状況の常時監視を実施します。	テレメーター常時監視事業	環政	常時監視測定（40局）	94,205		94,205	40
		大気汚染簡易測定	環政	降下ばいじん調査（5地点）	144		144	
	工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出を抑制するため、指導、規制を徹底します。	煙道行政検査・工場立入検査	環政	煙道検査（22工場） 工場立入	2,249		2,249	41
	硫酸酸化物や窒素酸化物の排出量の多い工場等については、地域特性や排出形態等に応じて公害防止協定を締結すること等により、排出抑制対策に取り組みます。		環政					
	県内における大気中のPM2.5の実態調査を進め、ディーゼル車等の排ガス等による粒子状物質の排出抑制策を検討します。	有害大気汚染物質監視調査	環政	優先取組物質の大気環境調査	2,628		2,628	42
	光化学オキシダントの高濃度時には、住民の健康被害を防止するため、注意報の発令等を市町村と連携して迅速に行うとともに、事業者に対し、燃料使用量の削減を要請します。		環政					
	低公害車や低燃費・低排出ガスの普及を促進します。	（新）低公害車導入促進事業（再掲）	環政	パンフレットによる普及啓発 市町村が行う購入補助への助成				60-2
	県が保有する公用車を計画的に低公害車へ切り替えます。		全庁					（113）
	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。	「ノーマイカーデー」推進事業	総交	キャンペーン等による啓発	3,863		3,863	60
騒音・振動・悪臭防止対策	道路に面する地域住民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を行います。	自動車騒音常時監視事業	環政	自動車騒音の常時監視	5,082		5,082	43
	新たに道路を建設する際には、必要に応じ、緩衝緑地帯の整備や道路構造の改善など自動車走行に伴う騒音・振動に対する対策に取り組みます。		土管					
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成16年11月の改善期間までにすべての家畜排せつ物の野積み改善するため、処理施設や堆肥化施設の整備など環境改善施設の整備を進めます。	家畜排せつ物処理・利用施設整備事業（再掲）	農畜					16
		畜産経営環境保全総合対策指導事業	農畜	畜産経営環境保全推進協議会の開催 実態調査 巡回指導 悪臭防止対策指導	510		510	44
	騒音・振動・悪臭については、とりわけ市町村の役割が大きいため、今後とも連絡を密にするとともに、必要に応じて地域指定などの見直しを進めます。	騒音振動防止対策事業 悪臭防止対策事業	環政 環政	規制地域の変更、実態調査等 規制地域の変更、実態調査等	270 630		270 630	43 44
災害時・緊急時における環境保全対策	災害・緊急時の特性に応じて、速やかに大気や水質等の調査を実施し、結果を公表します。		環政					
	重油等による大規模な海洋汚染に対しては、国等の関係機関と連携し、迅速的確な対応を図ります。		環政					
	有害物質保有情報の集積など、二次的な環境汚染を防止するための事前対策に努めます。		環政					
3 - 1 小計					10,024,456	3,977,122	14,001,578	

3 - 2 化学物質等による環境汚染の防止

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度当初予算額	15年度6月補正額	計	EMS目標番号
化学物質対策の推進（ア）ダイオキシン類の排出抑制と監視の徹底	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者に対し、排出基準や構造基準の遵守、自主測定結果の報告の徹底などを指導します。	ダイオキシン類行政検査事業	環政	特定事業所のダイオキシン類検査	4,473		4,473	45
	県内の特定施設等からのダイオキシン類排出総量の把握とその削減に努めます。	ダイオキシン類行政検査事業（再掲）	環政	特定事業所のダイオキシン類検査				45
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。	廃棄物不法投棄対策事業（再掲）	廃対	休日、夜間監視パトロール				7
	ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化や分別の徹底を推進します。	ごみ減量化リサイクル日本一推進事業（再掲）	廃対	県民大会開催、街頭キャンペーン実施				3
	大気・水質・土壌等の環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続的に実施するとともに、食物由来も含めた人の摂取量等について、調査研究を推進します。	ダイオキシン類常時監視事業	環政	大気、水質、底質、土壌の調査	29,450		29,450	46
		化学物質環境対策推進事業	環政	ダイオキシン類等の研究施設整備調査研究	72,896		72,896	47
	環境汚染や健康被害の未然防止を図るため、環境ホルモンに関する正確な情報を収集するとともに、正確で分かりやすい情報を提供します。		環政					
化学物質対策の推進（イ）環境ホルモンの実態調査と対策の検討	環境ホルモンの環境中での実態調査をはじめ、環境影響や排出抑制技術等に関する調査・研究の推進に努めるとともに、発生源に対してはその削減を指導します。	化学物質環境対策推進事業（再掲）	環政	環境ホルモン等の研究施設整備調査研究				49
	農耕地・ゴルフ場での農薬の使用等に対し、水質調査等の監視をより一層強化します。	ゴルフ場農薬水質調査	環政	ゴルフ場排水の農薬調査	113		113	50
化学物質対策の推進（ウ）農薬の安全使用と低減化の推進	薬剤防除安全確認調査	森づくり		松くい虫防除薬剤の気中濃度、水質調査	3,451		3,451	
	農薬の適正な販売・使用を徹底するため、農薬安全使用講習会の開催や農薬管理指導士の認定および農作物病害虫防除基準」の策定を継続的に実施します。	農薬安全対策事業	農畜	作物、土壌中の農薬残留調査	513	2,569	3,082	51
			農振	農薬管理指導士研修会の開催 講習会・研修会の開催	2,443		2,443	51

	農薬の安全使用を徹底するとともに、農薬や化学肥料を極力使用しない環境に配慮した栽培技術の研究・推進に努めます。	特別試験事業（再掲）	農技					
	既に使用が禁止されている古い農薬等の環境への流出防止に向けて、農業協同組合等を通じて農薬の回収を徹底するなど、適正な管理・処分を行います。		農畜					
	減農薬をめざした主要病害虫の防除技術の確立に取り組みます。	農薬使用判断基準策定事業	農畜	要防除水準適合性調査	1,600		1,600	51
		フェロモンを利用したハスモンヨトウ、コナガ等の害虫防除技術の確立	農技	誘引フェロモンを活用した化学農薬を削減できる防虫技術の確立	884		884	52
	農作物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく有機農産物や有機農産物加工食品の認証制度や、農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む農業者を認定する「エコファーマー」制度、県独自の「福井県特別栽培農産物認証制度」を生産者・消費者の双方に普及します。	有機農産物等認証証制度推進事業 (新) 環境調和型農業福井モデル育成事業	農畜	県特別栽培農産物認証制度の推進 ・集団で環境調和型農業に取り組むエコファーマーを中心としたモデル集団への、技術習得や設備導入、販売促進支援による育成	13,800		13,800	
			農畜			6,650	6,650	52-2
化学物質対策の推進（PCBの適正な保管・処理の推進）	ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に基づき、国と協力してPCB廃棄物を確実に適正に処理します。	ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金拠出金	廃対	・ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を推進するための基金に拠出	13,000		13,000	
	PCB廃棄物の保管状況等の把握に努めるとともに、事業者に対し、適正な保管・管理について指導を徹底します。		廃対					
化学物質対策の推進（化学物質等による環境汚染・健康影響の未然防止）	化学物質の人に対する健康影響に加えて、生態系への影響についても、情報の収集・解析や調査研究を進めます。	化学物質環境汚染実態調査	環政	河川、底泥、魚類の化学物質調査	306		306	
		県立学校シックハウス対策事業	学振	校舎に使用される有機化学物質に関する定期検査の実施		4,572	4,572	
	未規制の化学物質の使用について、必要に応じて新たな規制・指導を検討します。		環政					
情報の整備と提供（ア 情報の整備）	化学物質を取り扱う事業者に対し、PRTR法の普及を図り、事業者自身による化学物質の管理と使用量の削減を促進するとともに、適切な化学物質対策を進めるため、PRTR制度で得られたデータの整備を強化します。		環政					48
	ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、より正確な情報を収集します。		環政					
情報の整備と提供（イ 情報の提供）	研修会などを通して、化学物質等安全データシートの活用等を周知し、化学物質や化学物質を含む製品に関するスムーズな情報提供を図ります。		環政					
	県民に対し、化学物質に関する情報をわかりやすく提供していきます。		環政					
3 - 2 小計					142,929	13,791	156,720	

3 - 3 温暖化防止対策等、地球環境の保全

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度当初予算額	15年度6月補正額	計	EMS目標番号
温室効果ガスの排出抑制（ア 省エネルギーの推進）	環境自主行動計画の策定等を通して、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。	(新) 環境マネジメントシステム構築支援事業（再掲）	環政	・うち環境自主行動計画策定モデル事業				54
	エネルギーの使用の合理化、再生資源の利用等に取り組む中小企業に対し、指導員を派遣等により、実状に即した解決策を具体的に支援し、エネルギー使用合理化設備の導入を促進します。							
	省エネルギー診断や設備の改善、省エネルギー効果の検証等の包括的なサービスを提供するESCO事業に関する情報を提供し、その活用を促進します。		環政					
	環境ふくみ推進協議会「や 質源とエネルギーを大切に」する運動福井県推進会議、「アースサポーター」地球温暖化防止活動推進員」等を通して、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、家庭における省エネルギーの取組みを促進します。	省資源運動推進事業 (新) 地球温暖化防止実践活動促進事業	生活 環政	・省資源に関する普及啓発 ・地球温暖化防止計画推進事業 ・エコオフィス宣言事業所推進事業 ・温暖化ストップ親子大作戦展開事業 ・地域活動支援事業	1,293 5,700		1,293 10,700	53 54
		(新) 地球温暖化防止キャンペーン事業	環政	・地球温暖化防止月間を中心にしたキャンペーンの実施		18,900	18,900	54
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。		環政					
	街灯などの照明の効率化を通して、省エネルギーの推進を図ります		道保					
温室効果ガスの排出抑制（イ 新エネルギーの導入）	風力・太陽光など新エネルギー設備を率先して導入することにより、導入効果の検証を進め、その普及を図ります。	太陽光発電設備設置推進事業	電振	・県有施設への率先導入		95,800	95,800	57-2
		(新) 太陽光発電等住宅設備設置促進事業	建住	・住宅用太陽光発電設備の設置費の一部助成		90,000	90,000	57-3
	県営住宅団地など県有施設において、太陽光発電設備を設置するモデル事業に取り組めます。		建住					55
	福井県の気候、風土にあった省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー設備を取り入れた環境共生住宅の普及を図ります。		建住					
	水力発電とともに環境負荷の少ない風力発電を行い、石油代替エネルギーを確保します。	水力発電事業	企 電気	・中島、滝波川第一、真名川、山口、中島第二、広野の計6箇所	2,274,279	242,366	2,516,645	
		風力発電事業	企 電気	・福井市国見岳	36,344	-2	36,342	(57)
	地熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど、環境負荷の低減をめざした雪対策技術の開発を進めます。	地中熱融雪システムの研究（再掲）	土管	・基礎杭利用地熱融雪の橋梁での適用に関する研究および専用杭による地中熱融雪技術の研究				19
		雪冷熱利用空調システムの研究（再掲）	土管	・福井地域における雪の保存方法の確立および環境負荷のない自然の冷熱源としての空調システムへの応用				
		(新) 利雪技術導入促進事業	生活	・雪を冷熱源とする雪冷熱エネルギーの普及啓発		1,160	1,160	58-2
	未利用木質資源の多角的な利用および化石燃料の使用抑制を図る観点から、バイオマスエネルギーとしての利用の検討を進めます。	(新) 木質バイオマス利用推進事業（再掲）	森づくり	・バイオマスエネルギー導入システムの検討、基本設計、事業採算性シミュレーション等の調査				18

温室効果ガスの排出抑制 (環境負荷の少ない交通対策の推進)	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。(再掲)		全庁					60
	公用車への低公害車の率先導入に努めるとともに、県民や事業者への低公害車の普及を図ります。	(新) 低公害車導入促進事業	環政	バンフレットによる普及啓発 市町村が行う購入補助への助成		9,700	9,700	60-2
	環境負荷の少ない車両による配送を求める「グリーン配送」の導入や物流の効率化について検討を進めます。		環政					
	電車やバスなどの公共交通機関の利用促進を図るための都市づくりについて検討を進めます。		都計					
	駅周辺での駐車場や駐輪場の整備によるパークアンドライド、サイクルアンドライドの推進等により、電車、バスなどの公共交通機関の利用を促進します。	(新) 新世紀ふくひ生活交通活性化支援事業	総交	市町村が行う利用促進の取組みに対する支援		35,000	35,000	
		(新) パークアンドライド渋滞対策モデル事業	道保	モデルケースとして鉄道駅周辺へのパークアンドライド型の駐車場整備		141,000	141,000	59
温室効果ガスの排出抑制 (省エネルギー型の都市構造の構築)	コミュニティバス、福祉バスの導入など新たな取組みを促進します。	生活バス路線確保対策事業	総交	生活バス路線における運行経費等の補助	505,156		505,156	59
		(新) フレンドリーバス試行事業	総交	県立施設と福井駅を結ぶ無料送迎バスの試行運行		42,410	42,410	59
	土地利用の規制等により、コンパクトな市街地に誘導することで、エネルギー利用の効率性の向上を図る。		都計					
森林資源の保全と利用	本県の総面積の75%を占める森林の適切な保全や植林・保育・間伐等の森林整備の着実な推進を図り、森林による二酸化炭素の吸収源対策を推進します。	共生保安林整備事業	森づくり	快適な生活環境の保全、形成を図るための総合的森林整備	185,850	98,700	284,550	71
		保安林改良・保育事業	森づくり	荒廃保安林の改植等	541,800	24,150	565,950	71
		保安林整備管理事業	森づくり	保安林の指定・解除等 保安林の適正かつ円滑な整備管理	6,350		6,350	71
		(新) 森林吸収源対策推進プラン策定事業	森づくり	管理不十分な森林における必要な森林整備等の推進を図るためのプラン策定	1,416		1,416	61-2
		造林補助事業	森づくり	保育、間伐等の森林整備の助成	2,058,235		2,058,235	72・74
	森林整備を確保するための支援体制や具体的な整備手法等について検討を進めるとともに県民参加による森林づくりを推進します。	豊かな海の森林づくり推進事業	森づくり	林業者と漁業者等県民との連携による森林づくりへの支援	600		600	
		森林整備地域活動支援交付金事業	森づくり	日常の森林管理活動に対する支援(交付金の交付)	327,000		327,000	
	炭素の長期にわたる貯蔵および化石燃料の使用量抑制のため、再生可能な資源である間伐材等木材および木質資源の公共施設や公共工事での積極的な利用を推進します。	県産材利用推進対策事業(再掲)	森づくり	(再掲)				
		木とのふれあい施設づくり推進事業	森づくり	公共施設の木造、木質化等への助成	13,500		13,500	62
		(新) 木とのふれあい環境づくり推進事業	森づくり	市町村等が行う県産材を使用した製品導入等に対する助成		10,000	10,000	
		公共土木資材利用開発事業	森づくり	研究会の開催 普及とバンフレットの作成 基礎調査、研究等	2,050		2,050	
		県産間伐材流通促進対策事業	森づくり	間伐材の搬出補助 バンフレット作成、認証制度	57,565		57,565	62
		(新) 安心と満足の福井材ふれあい事業	森づくり	福井材の生産に対する助成および普及啓発、販路拡大のための実		11,945	11,945	
	近頃の山の木で家をつくる運動の展開等を通じて、住宅等での木材(県産材)の利用拡大を促進します。	県産材利用推進対策事業(再掲)	森づくり	(再掲)				
		県産材利用情報ネットワーク整備事業(再掲)	森づくり	(再掲)				
フロン回収・破壊の推進	フロン回収破壊法に基づき、フロンの回収・破壊が適正に行われるよう、回収を担う登録業者等に対する監視・指導を徹底します。	フロン回収推進事業	環政	フロン回収推進会議の開催 フロン回収の普及啓発 回収引取業者の登録	136		136	63
	オゾン層やフロン回収等に関する情報を県民に提供するとともに、回収・破壊費用の負担について周知・徹底します。							
酸性雨の監視	国が実施する酸性雨対策調査へ参画するほか、県内の酸性雨の実態を継続的に実施します。	酸性雨監視調査	環政	酸性雨モニタリング 陸水モニタリング(夜又ヶ池)	2,767		2,767	64
	自然的・人為的要因が見られない夜又ヶ池において、酸性雨による湖水への影響や土壌の緩衝能力に関する調査を実施します。							
国際環境協力	環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信するとともに、これらの情報の提供等を通して県民・事業者の国際環境協力を促進します。		環政					
	開発途上国などの環境問題の解決に貢献するため、環境分野における研修生の受け入れを推進します。	浙江省技術研究員受入事業	国際	研修員受入	26,238		26,238	65
3-3 小計					6,094,170	826,129	6,920,299	
3 地球環境の保全 計					16,261,555	4,817,042	21,078,597	

4 自然との共生

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度 当初予算額	15年度 6月補正額	計	EMS 目標番号
すぐれた自然環境の保全	白山国立公園とそれに隣接する奥越高原県立自然公園は、一団として隣接県にまで広がりを持っていることから、地域をはじめ国や関係する県等とも広く連携しながら適切に保全・管理します。	公園管理指導事業	自保	「自然公園法」に基づく許可事務の適正な運営と管理	4,700		4,700	66
	越前加賀海岸国定公園の長距離にわたって連続するすぐれた景観や藻場などの生物の生息環境を、地域と連携しながら適切に保全・管理します。							
	自然度の高い貴重な自然を有する自然環境保全地域について、今後も適切に保全します。	自然環境の保全事業	自保	敦賀市池河内湿原の保全・管理	300		300	67
		自然環境保全条例の施行	自保	環境審議会の部会の開催	582		582	
	野生鳥獣の生息地の確保を図るため、地域の理解を得ながら、既設鳥獣保護区の適切な管理を行います。	鳥獣保護事業	自保	保護区を明示する管理標識(柵)の設置・管理	260		260	68
	鳥獣保護区の新規設定に当たっては、自然公園制度や国の「緑の回廊計画」、隣県の保護区等との連携に留意しながら、計画的に広域的な生息地の確保を図ります。		自保					

身近な自然環境の保全（ア 里地・里山の保全および活用）	里地里山の二次的自然環境の生物多様性を保全するため、希少野生生物の生息・生育地として特に重要な里地里山（重要里地里山）を抽出し、環境学習等による活用や持続的な保全管理の方法について地域住民や市町村と連携し、部局横断的に検討を進めます。	（節）重要里地里山の保全・活用対策事業	自保	希少野生生物の生育状況調査および「重要里地里山」の選定		3,767	3,767	68-2
	地元住民やNPO、ボランティア等と連携しながら希少野生生物の生息地の維持管理や監視に取り組みます（福井県版グリーンワーカー制度）。		自保					
	中山間地域等直接支払制度を推進し、農地の保全に努めるとともに、集落が行う自然生態系の保全に資する取り組みを支援します。	中山間地域等直接支払交付金事業	農振	農業生産活動等を行う農業者等に対する直接支払い交付金の交付	584,932		584,932	
	中山間地域の棚田等が持つ公益的機能を維持・増進するため、環境との調和に配慮した農業生産基盤等の整備、地域住民による保全マップの作成や農地の保全・管理を行う組織・人材の育成を図ります。	中山間地域総合整備事業	農村	農業生産基盤、農村生活環境基盤、活性化施設の整備	1,464,493	1,091,193	2,555,686	70
		ふるさと水と土ふれあい事業	農村	土地改良施設の保全整備	38,796	87,033	125,829	
		ふるさと水と土保全基金事業	農村	ふるさと保全指導員研修、基本対策作成	2,660		2,660	
		棚田地域保全基金事業	農村	土地改良施設保全のための資機材支援	2,280		2,280	
	福井県都市計画マスタープランに基づき区域区分等の都市計画制度を活用することにより、郊外での無秩序な開発を抑制するとともに、都市を取り巻く良好な自然環境を保全します。	福井県都市計画マスタープラン策定事業	都計	都市計画マスタープランの策定	4,905		4,905	
	農業農村の基盤整備においては、自然に親しめる生態系や景観に配慮した整備を進めます。	かんがい排水事業	農村	農業用排水施設の整備	3,799,320	1,842,583	5,641,903	69
		経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）	農村	農業基盤整備、農業生活基盤整備	1,871,291	308,393	2,179,684	
		地域用水環境整備事業	農村	農業水利施設の整備	128,100		128,100	69
	森林所有者等の自助努力では整備が期待されない森林について、公的主体による多様な森林整備を推進します。	共生保安林整備事業（再掲）	森づくり	生活環境保全のための総合的森林整備				71
	県民が森とふれあえる保健休養の場などの利用や森林生態系の保全を図るため、適切な森林の整備・保全を推進し、森林の公益的機能の維持保全を図ります。	森林空間総合整備事業	森づくり	（造林補助事業の内数）				
		松くい虫被害総合対策事業	森づくり	伐採駆除や薬剤散布等総合的な防除	93,713		93,713	75
		松くい虫被害特別対策事業	森づくり	国定公園内の松くい虫被害の防除	13,072		13,072	75
		ナラ類の集団枯損被害対策事業	森づくり	ナラ類の集団枯損被害の予防駆除	2,804		2,804	75
身近な自然環境の保全（イ 身近な地域における自然環境の復元）	野鳥やトンボなど生き物とのふれあいにより四季を感じることのできる地域づくりをめざして、公共事業における多自然型工法の採用や学校ビオトープの整備への技術的支援等に取り組みます。		自保					
	身近な自然環境が環境学習に活用されるよう努めます。		自保					
	野鳥や昆虫、水生生物などの身近な生き物が生息し、移動しやすい中継地空間として、都市部におけるビオトープの整備を進めます。		自保					
	里地里山や田園地域から市街地に緑の連続性を持たせるため、都市公園等の整備に際してはその配置に配慮するとともに、それらを相互に結ぶ道路の緑化や沿道における緑の保全と整備を図ります。		自保					
	身近で日常的なレクリエーションの場となる公園の整備や鳥状緑地等の保全、工場周辺等での緩衝緑地の整備を図ります。	自然公園等整備事業（再掲）	自保	国立、国定、県立自然公園の公園施設の整備				
		テクノボーイ福井ふれあい自然公園（仮称）整備事業	企 経営	テクノボーイ福井での自然を活かした公園整備	81,308		81,308	
	福井県広域緑地計画や市町村が策定する緑の基本計画に基づき、都市内の緑地を保全・整備します。		都整					76
	地域づくりの中で主体的に自然環境の保全・復元に取り組んでいる住民やNPO、団体等と連携した保全活動を進めます。		自保					
	地域への指導者の派遣や活動に関する相談等の支援を組織的に行うため、自然保護を普及する拠点施設（自然保護センター、海浜自然センター等）を中核とした地域支援ネットワークの形成を図ります。		自保					
	子どもたちの遊び場や自然体験・環境学習の場となるよう、地元や市町村等と連携しながら、里地・里山の保全・活用に部局横断的に取り組みます。		自保					
	希少野生動物植物の保護など生物多様性の確保（ア 分布情報の集積と保護対策）	レッドデータブック作成事業	自保	レッドデータブックの作成、配布	3,353		3,353	77
	自然環境情報をもとに、開発行為による生息環境の改変に対する保全措置をはじめ、地域固有の貴重な自然環境と希少野生生物の持続的な保護対策を検討します。	（節）地域と連携した里地希少野生生物保全対策事業	自保	武生西武重点地域における総合的計画の策定	4,800		4,800	77-2
	農林業活動によって維持されてきた雑木林や溜池・水路・棚田などの里地環境に依存してきた希少野生生物を保護するため、営農の持続を図るなど生息環境の保全に努めます。また、農業生産基盤の整備に当たっては環境との調和に配慮します。	農業農村環境計画策定事業	農村	市町村による農業農村整備事業における環境への配慮や、環境保全の基本的な計画、具体的な方策を策定	17,250		17,250	86
	公共事業等による生息環境の改変を極力避けるため、事業者に対し施設配置計画や工法の検討などの配慮について指導・調整します。	自然共生・環境創造支援調査事業	農村	地域の生態系や環境に配慮した技術的な方策の検討	5,000		5,000	16
			河川					
希少野生動物植物の保護など生物多様性の確保（イ 移入種問題の検討）	ブラックバス、ブルーギル等の移入種による自然生態系への影響が懸念されるため、移入種の侵入防止、駆除などの対策について規制強化も含め検討を行います。	外来魚被害緊急対策事業	水産	外来魚駆除に係る経費の助成	700		700	

野生鳥獣 と人間社 会との共 生	自然を構成する重要な要素である野生鳥獣と人との共生をめざすため、第9次鳥獣保護事業計画（H14～18年度）を着実に実施します。		自保					
	森林に被害を及ぼす野生鳥獣との共生をめざし、被害回避技術や施業技術の開発・普及に努めます。	造林補助事業（獣害回避対策）	森づくり	・鳥獣害防止施設等への助成	13,128		13,128	
	生息数が増加し、分布域の拡大も予想されるシカについて、生息密度や生息環境等を科学的に調査した上で、特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的・計画的な個体数管理を図ります。	特定鳥獣保護管理計画策定事業	自保	・シカを科学的な調査、知見に基づいて計画的に保護管理するための計画の策定	9,583		9,583	77-3
	農林業被害を増加させているシカやイノシシ等について、適切な駆除が実施されるよう市町村の有害獣駆除事業を支援します。	有害獣駆除対策事業	自保	・市町村が実施する有害獣駆除に係る経費の一部補助	6,565		6,565	77-4
	野生獣による農作物被害を予防するため、防護柵の設置やパトロール威嚇に取り組みます。							
自然との ふれあいの 推進 （ア 県民 ニーズに 合った自 然公園等 の施設整 備）	園地、歩道、駐車場、便所など、自然の中でより快適に活動できる施設を改修、整備します。なお、施設整備に当たっては、太陽光利用施設や透水性舗装など、自然への負荷軽減に配慮します。	自然公園等整備事業	自保	・国立、国定、県立自然公園の公園施設の整備	236,922		236,922	78
	自然の仕組みの学習など自然観察のための施設を整備します。	デクノポート福井ふれあい自然公園（仮称）整備事業（再掲）	企 経営	・デクノポート福井での自然を活かした公園整備				
	湿原における植生踏み荒らし防止のための木道など、貴重な自然を保護するための施設を整備します。	（新）池河内管理木道改修事業	自保	・池河内湿原の管理用木道の改修	20,000		20,000	
	自然保護を普及する拠点施設等を中心に、農林業体験活動等との連携を図りながら、自然観察会や多様な自然の姿を五感で体験する講座等、本県の豊かな自然を体感する幅広いソフト事業の充実に取り組みます。		自保					
	市町村や学校、各種団体と連携して優れた自然環境保全の重要性について一層の普及啓発を進めます。		自保					
自然との ふれあいの 推進 （イ 自然 観察会等 ソフト対 策の充実 および人 材育成）	自然保護センターや海浜自然センターを活用し、県民ニーズに対応した自然体験学習の場と機会を提供します。	自然保護思想普及啓発事業	自保	・自然保護センター ・自然観察会、愛鳥教室、天体観望会 ・リーダー養成講習会等 ・海浜自然センター ・スノーケリング、自然観察等	7,642		7,642	79・80
	自然に関心を持つナチュラリストや自然観察会等の指導ができるナチュラリストリーダーを養成します。							
	観察会・地域活動の指導者・助言者として、農林業従事者など幅広い分野の人材に協力を得て、指導者派遣などの多様なニーズに対応します。							
	子どもの食農・環境に関する学習体制を整備し、次代を担う農業者の確保や農業農村の持つ多面的機能に対する関心の醸成に取り組みます。	（新）福井の豊かさを支える農業農村環境学習推進事業	農村	・小学生等に対する農業農村の多面的機能についての学習実施 ・学習のための簡易な施設整備		1,750	1,750	
	森林や林業と人のかかわりあいを深め、森林の持つ多面的機能と環境の大切さについて理解を図るため、野外・体験学習会の開催やジュニアフォレストサポーターの養成に取り組みます。	森の学習普及事業	森づくり	・小学生に対する野外学習・体験学習の実施 ・指導者、ジュニアフォレストサポーターの養成 ・林業後継者グループ活動への支援	4,614		4,614	81・82・83
自然との ふれあいの 推進 （ウ 森や 水辺での ふれあいの 機会や 場の創 出）	地域の豊かな自然・文化や農林漁業体験を楽しむエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進を図ります。	（新）福井型エコツーリズム推進事業	自保	・自然の語り部研究および体験プログラムの事前調査	2,700		2,700	79-2
		福井の農村漁村グリーンツーリズム促進事業	農振	・実践農家の組織化と育成、体験交流情報の収集 ・インストラクター等人材育成	40,300		40,300	
	生態系や親水性に配慮し自然と共生した水辺環境を復元するとともに、まちづくりと一体となった良好な水辺空間を整備・保全することにより、気軽に水に親しむことができる安心な水辺の復元や創出を進めます。	河川環境整備事業（再掲）	河川					84
	小学校に近い河川において、自然の状態を極力残しながら、水辺に近づける河岸や瀬・淵、せせらぎの創出、遊歩道の整備などを進め、身近な遊び場・教育の場として活用します。	水辺の案校プロジェクト	河川	・子どもたちが河川で行う自然体験・自然学習の推進	30,000		30,000	84-2
	子どもたちが「水辺に親しみ・学び・遊ぶ」機会の提供や支援を行います。	水辺の自然体験活動推進事業	河川	・エコメイトリーダーによる自然体験活動の推進		3,615	3,615	84-2
自然環境 基礎デー タの収集 と活用（ク データの 収集、分 析、情報 提供）	市街地周辺や自然環境の優れた地域の森林において、地域住民のニーズに対応した生活環境や自然環境を保全・創出するための森林整備を進めます。	共生保安林整備事業（再掲）	森づくり					71
		（新）里山の森林づくり推進事業	森づくり	・里山林での市民参加型の森林整備 ・自然体験活動の実施と活動支援	3,600		3,600	84-3
	「みどりのデータバンク調査」や「福井県版レッドデータブック」を始めとする県内の自然環境に関する基礎データに加え、データの更新や新たな分野のデータ収集を進めます。	自然環境基礎調査事業（再掲）	自保					85
	得られたデータを地元自治体や住民の「宝」として認識されるよう、市町村毎にわかりやすくまとめ、情報提供に努めます。	渡り鳥保全調査	自保	・福井県に飛来する渡り鳥の生息状況の把握	160		160	
	子どもたちに地元の自然のすばらしさや現状について理解を深めてもらうよう工夫したパンフレットを作成します。	ガンカモ科鳥類生息調査	自保	・福井県に飛来するガンカモ科鳥類の生息状況の把握	388		388	
自然環境 基礎デー タの収集 と活用（ク データの 収集、分 析、情報 提供）	各種調査事業等により蓄積された県内の自然環境基礎データ等を活用し、生物多様性保全や景観保全の観点による地域に根ざした自然環境保全方針を策定します。		自保					
	緑の確保など自然環境等への配慮	公共事業の実施に当たっては、環境に関する現況調査を行い、地域特性を踏まえた適切な工法を採用します。里山や田園地域の保全等による環状緑地や、道路の緑化による放射状緑地の形成を図ります。						108・110
		公共施設の整備に当たっては、周辺景観への配慮や緑化、オープンスペースの確保に努めます。						86
		道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。	道建					
	多自然型川づくりの方針に基づき、生物の生息・生育環境や自然景観の保全の観点に立った川づくりを進めます。	河川環境整備事業	河川	・河川内で、子ども達や地域の人々が集い体験できるような高水敷の整備	30,000		30,000	84
緑の確保 など自然 環境等へ の配慮		ふれあいの川づくり推進事業	河川	・河川改修にあわせた河川本来の生物の生息・生育環境の保全	5,106,000		5,106,000	

	地域住民の意見を取り入れながら、生態系や景観等自然環境が優れた渓流の個々の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな渓流づくりを推進します。	通常砂防事業 火山砂防事業	砂防	・水と緑豊かな渓流砂防事業」として渓流環境整備計画に基づく砂防事業の実施	3,627,000		3,627,000	
		通常砂防事業 火山砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業	砂防	・自然共生型砂防事業」として山腹工、緑の斜面工法等を導入した砂防事業の実施	55,000		55,000	
健全な水循環の確保	地下水の過剰揚水の抑制や透水性舗装の推進、適正な水田の管理や森林の整備・保全などを通じて、水循環の確保を図ります。		全庁					
	本県の水資源・水循環の現状を把握し、流域の実状に応じた水循環の健全化に向けた方策等の検討を進めます。	水資源対策事業	生活	水循環健全化の検討	595		595	
	安定した水資源を確保するため、水源のかん養機能が低下した森林を保水力の高い「緑のダム」として整備するとともに、農用地の保全を進めます。	水源地域整備事業	森づくり	水源地域の荒廃森林の総合的整備	367,500	107,100	474,600	71
	農業水利施設の多面的機能を維持・保全するため、住民主体の管理体制の整備や地域活動の支援に取り組みます。	地域用水機能増進事業	農村	生活用水、防火用水、環境用水などの地域用水機能を維持・増進するための計画策定や支援活動、施設整備の実施	66,105	-26,355	39,750	
		国営造成施設管理体制整備促進事業	農村	国営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備	26,530		26,530	
		県営造成施設管理体制整備促進事業	農村	県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備	64,500		64,500	
良好な景観の確保と形成（不安らぎと親しみのある景観の形成）	安らぎとつながりを与える良好な都市景観の形成を図るため、地域の気候・風土に合った街路樹等の植栽および維持管理を行います。	街路緑化事業	都整	県管理街路への植樹		61,400	61,400	88
	里山や鎮守の森、棚田等の整備、石積みの水路の保全・復元などにより、ふるさとの美しい風景を残します。		全庁					
	道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。		道建					89
	海岸域における動植物の生息・生育環境への配慮や砂丘と海岸林が一体となった自然景観に配慮しながら、自然豊かな親しまれる海岸および砂丘環境の保全に取り組みます。	海岸保全施設整備事業	砂防	緩傾斜護岸、人工リーフ	217,000		217,000	91
			水産	海岸環境の保全	143,000		143,000	90
		漁港環境整備事業	水産	漁港、場施設の環境保全	91,600	-20,000	71,600	90
		海岸環境整備事業	砂防	緩傾斜護岸、養浜工	99,000		99,000	91
			農村	「侵食対策（護岸堤、突堤等）および環境整備（養浜工等）」	120,000		120,000	91
		港湾環境整備事業	港湾	緑地整備		14,000	14,000	92
	海岸の背後地の植栽や養浜、親水緑地等の整備を進め、海岸環境の保全・復元に取り組みます。	海岸侵食対策事業	港湾	海岸保全施設整備	332,000	311,000	643,000	91
		海岸環境・景観整備事業	水産	海岸環境の復元	225,000	30,000	255,000	90
		海岸保全施設整備事業	農村		90,000		90,000	91
			港湾	海浜整備	570,000	579,000	1,149,000	92
	まちの美観を損なうごみの散乱や不適切な屋外広告物掲示の防止に取り組みます。		全庁					
良好な景観の確保と形成（環境美化運動の促進）	県民の環境美化意識を醸成し、身近な街並みや河川・海岸の美観、美しい景観を維持するため、環境月間や河川・愛護月間における普及・啓発活動に積極的に取り組みます。	環境月間関連事業	環政	街頭キャンペーン	274		274	93
	県下一斉の美化活動やボスターコンクール、街頭キャンペーンに取り組み、自主的な美化活動を促進します。	環境美化統一行動推進事業	環政	「グリーンアップ大作戦」の実施	749		749	94
		海面環境保全事業（再掲）	水産					90
		河川維持管理活動促進事業	河川	各地区での自主的な河川愛護活動に対する補助	9,731		9,731	94・95
		敦賀港・福井港親水空間環境美化推進事業	港湾	環境美化、ゴミ分別作業	6,116		6,116	
		テクノポート福井環境整備事業	企・経・管	テクノポート福井内の美化の推進	1,801		1,801	96
歴史的・文化的環境の保全	歴史文化を活かしたまちづくりを進め、うろおいのある住空間の整備や歴史・文化に根ざした個性的なまちづくりを進めます。	文化財保存修理等補助金交付事業	文化	指定文化財の保存修理	36,706		36,706	
	重要伝統的建造物群保存地区にあっては、歴史的風致を維持し、日常生活と調和を図りながら保存します。	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	文化	伝統的建造物群の保存修理	3,032		3,032	
	歴史に関連する道や古い歴史の面影を残す街道を調査し、その経過や現状を明らかにしながら、保存・整備・活用を図ります。	福井県歴史の道調査事業	文化	歴史の道の調査	3,600		3,600	
		（新）歴史の香る建造物保存・活用事業	営繕	歴史的建造物の保存・活用を行う市町村への助成および普及啓発		12,875	12,875	96-2
4 自然との共生 計					19,805,260	4,418,454	24,223,714	

5 環境意識の醸成

5-1 環境教育・環境学習の推進

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度 当初予算額	15年度 6月補正額	計	EMS 目標番号
体系的な環境教育・環境学習の推進（A体制の整備）	県民・団体・事業者の自主的な取組みやパートナーシップの構築を促進するため、それぞれの活動の場、交流の場、情報収集・発信の場となる拠点の整備について検討を進めます。		環政					
	身近な自然を保全活用しつつ、生き物とふれあい、自然の中で憩うことのできる場の整備について検討します。		自保					
	森林環境教育の充実を図るため、指導者の養成や多岐にわたる指導者のネットワークづくりを促進するとともに、指導者が周辺の環境を活かせる効果的な施設整備を支援するなど総合的な推進体制づくりに努めます。							
	公民館・児童館等と連携した環境教育・環境学習の取組みについて検討を進め、子どもたちの身近な場における体験活動等の充実を図ります。	（新）ふれあいエコ活動活性化事業	環政	子どもエコクラブへの支援 先進的環境活動支援 活動交流会		3,597	3,597	96-3
		福井岐阜三重滋賀子ども会議開催事業	環政		552		552	97
	中学校をモデル校に、専門講師による学習会の開催や環境・エネルギー関連施設の訪問を行い、この成果を他校へ広めるなど、学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。	（新）環境・エネルギー教育支援事業	義務	市町村における環境・エネルギー教育の自主的な取組みに対する支援	31,700		31,700	96-4
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。（再掲）		環政					

体系的な環境教育・環境学習の推進（イ 人材の育成）	学校における環境教育の充実を図るため、自然保護センターや海浜自然センター、財団法人若狭湾エネルギー研究センター等を活用し、環境・エネルギー問題に係る指導者の養成等を行います。	環境アドバイザー事業	環政	学習会等へのアドバイザーの派遣	564	564	98
体系的な環境教育・環境学習の推進（ウ プログラムや教材の開発）	学校・地域・家庭・職場など、様々な場における環境教育・環境学習を効果的に推進するためのプログラムや教材の開発を進めます。		環政				
	衛生環境研究センター、自然保護センター、海浜自然センターなど、環境学習施設における環境学習器材等の整備の充実に努めます。		自保				99
	本県の環境のすばらしさを県民自らが実感し、「環境立県・福井」を県内外へ発信する環境資源の発掘に取り組めます。		環政				
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（ア 省資源・省エネルギーの実行）	環境自主行動計画の策定等を通して、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。（再掲）	（新）環境マネジメントシステム構築支援事業（再掲）	環政	「うち環境自主行動計画策定モデル事業			54
	「環境ふくい推進協議会」や「資源とエネルギーを大切に」する運動福井県推進会議、「アースサポーター」地球温暖化防止活動推進員 等を通して、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、環境家計簿、環境カレンダーの利用などの身近で実践的な取組みを推進します。（再掲）	省資源運動推進事業（再掲）	生活	「省資源に関する普及啓発			54
		（新）地球温暖化防止実践活動促進事業（再掲）	環政	地球温暖化防止計画推進事業・エコオフィス宣言事業所推進事業・温暖化ストップ親子大作戦展開事業・地域活動支援事業			54
		（新）地球温暖化防止キャンペーン事業（再掲）	環政	地球温暖化防止月間を中心にしたキャンペーンの実施			54
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（イ ごみの減量化やリサイクルの実行）	「福井県産業廃棄物自主管理システム」の対象事業所の拡大を図ります。（再掲）		廃対				
	地球温暖化防止のための「環境自主行動計画」の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。（再掲）	（新）環境マネジメントシステム構築支援事業（再掲）	環政	「うち環境自主行動計画策定モデル事業			54
	製造業者に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。（再掲）		廃対				
	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。（再掲）		廃対				5
	関係機関・団体が参画した県民総参加の「ごみゼロ運動推進協議会」（仮称）を組織し、県民主導型運動を展開することにより、ごみの発生量を考えた商品選択や長期使用、ごみ排出時の分別・リサイクルの徹底などを促進します。（再掲）		廃対				2
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分でできる取組みについて普及啓発を進めます。（再掲）		廃対				
	セミナーの開催等を通して、買物袋持参や過剰包装の自粛など、消費者の自発的な実践行動を促進します。	地域で進めるかしこい消費者づくり推進事業	生活	物価セミナーの開催	949	949	
		ごみ減量化リサイクル日本一推進事業（再掲）	廃対	県民大会開催、街頭キャンペーン実施			3
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（ウ リーン購入の実行）	福井県庁グリーン購入推進方針、や「福井県リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	グリーン購入推進事業（再掲）	環政	ガイドブック作成・情報紙発行・懇談会開催			10・113
	グリーン購入ふくいネット活動を通して、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。（再掲）						101
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。						
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進（エ 情報の提供）	インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境の現状や環境学習の場や機会に関する情報を幅広く提供するとともに、インターネットによる情報提供では子ども向けのホームページを設けるなど、利用しやすい環境を整えます。	環境情報総合処理システム	環政	環境情報のデータベース化および県民への情報提供	2,008	2,008	102
	環境関連情報の適切な提供を進めるため、今後とも「環境情報総合処理システム」などの情報提供システムの充実を図ります。						103
5 - 1 小計					35,773	3,597	39,370

5 - 2 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

目標	施策の展開	事業名	担当課	概要	15年度当初予算額	15年度6月補正額	計	ISO14001目標番号
規制的手法の活用	社会情勢の変化に応じて適切に条例等の制定や見直しを行うなど、規制的手法の活用を図ります。							
経済的手法の検討	産業廃棄物に係る税をはじめ課徴金やデポジット制度等の経済的手法について、課題を整理し、県境を越えた広域的な視点に立って、検討を行います。		税務廃対					
環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムの構築は、企業における環境改善に寄与することから、講座の開設等により、県内事業所のISO14001の認証取得に向けた積極的な取組みを今後とも支援します。	（新）環境マネジメントシステム構築支援事業 ISO14001推進事業	環政 環政	「うちISO14001基礎講座開催事業 ・ISOの推進、出先機関への拡大等	11,800	1,180	11,800	104・105
	福井県環境ISOネットワークの充実・強化を図り、幅広い情報の交換や効果的な研修を通して資質の向上を図ることにより、環境改善に向けたより一層の取組を推進します。	（新）環境マネジメントシステム構築支援事業（再掲）	環政	「うちISO14001基礎講座開催事業				115
	ISO14001の認証の取得を目指すことが困難な中小零細事業所等における環境マネジメントへの取組みを拡大していくため、今後、「環境活動評価プログラム」（環境省）など、より簡易な手法による環境マネジメントシステムの普及を図ります。		環政					
自主的取組手法の推進	事業活動に伴う環境負荷や製品の環境負荷に関する情報などの積極的な開示を事業者に促すため、環境報告書などの手法の普及を図ります。		環政					
	製品やサービスの環境負荷をライフサイクルアセスメントによって把握し、得られたデータを消費者にわかりやすく公表するための環境ラベルの導入について検討を促します。		環政					
環境影響評価制度の充実	事業実態や環境問題の動向を踏まえ、必要に応じて「県環境影響評価条例」の対象事業や技術指針の見直しについて検討します。	環境影響評価審査事業	環政	環境影響評価の審査	690		690	

	早期段階における環境配慮の手法である戦略的環境アセスメントについて調査・研究に取り組みます。		環政					
	環境アセスメントを効率的に推進していくため、アセスメント実施者や地域住民等に対し、環境関連情報の適切な提供を図ります。		環政					
都市計画制度の活用	地域固有の産業、歴史、文化および自然を背景として成長してきた都市の個性に合わせて、適切な土地利用や都市基盤の整備を進めます。	総合土地対策事業	生活	適切な土地利用を図るための、審議会開催や土地価格の調査	43,061		43,061	
		福井県都市計画マスタープラン策定事業（再掲）	都計	都市計画マスタープランの策定				
	魅力ある都市空間の創出および良好な歴史的な街並みや自然等の既存ストックの積極的な保全、活用を進めます。		都計					
	道路・下水道等公共施設の効率的な整備や、農地や里山等の環境の保全、エネルギーの効率的利用を図るため、郊外での無秩序な開発を抑制します。		都計					
	中心市街地の土地の高度利用と空き地等を有効利用し市街地を再編することにより、まとまりのある市街地形成を図ります。		都計					114
県民、団体等との連携の強化	県民、団体、事業者、ボランティアが対等な立場に立ち、それぞれが持つ情報を共有化し、相互理解と共通認識を形成することにより、自主的な取組みと相互に補充するためのネットワークやパートナーシップの構築をめざした取組みを進めます。	（新）ふれあいエコ活動活性化事業（再掲）	環政	こどもエコクラブへの支援 先進的環境活動支援 活動交流会				96-3
	行政と各主体とのパートナーシップの形成をはじめ、今後より一層の連携を進めるための交流の場や機会の提供に努めるため、環境ふくい推進協議会の機能の充実に図ります。	環境ふくい推進協議会事業	環政	情報紙発行 シンポジウム開催	950		950	115
	環境に関する表彰制度を創設し、環境保全意識の醸成と自発的活動の拡大を図ります。		環政					
5 - 2 計					56,501	1,180	57,681	
5 環境意識の醸成 計					92,274	4,777	97,051	
総合計					41,959,361	9,894,260	51,853,621	

2 . 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 2 μg / m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg / m ³ 以下
水 銀	年平均値 0.04 μg Hg / m ³ 以下
ニ ッ ケ ル 化 合 物	年平均値 0.025 μg Ni / m ³ 以下

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

№	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸钠ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ/時以上
32	ガソリン機関	

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW 以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW 以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW 以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類の種類

No	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに 4 および 13 から 15 までは掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5 m^2 以上 1 m^2 未満であるもの 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が 0.5 m^2 未満であるもの バ - ナ - の燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 30 t 以上 50 t 未満であるもの 変圧器の定格容量が 200 kV A 未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が 2 m^2 以上であるもの 焼却能力が 1 時間当たり 200 kg 以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6 から 8 までは掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カ - ボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15 に掲げるものを除く。）

（注）1 および 3 から 15 に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値	
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の 1 に掲げる施設）	ばいじん	0.20	g / Nm^3
廃棄物焼却炉 （上記表の 2 に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / Nm^3
	塩素	30	mg / Nm^3
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10	mg / Nm^3
	鉛およびその化合物	10	mg / Nm^3
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の 3 から 17 に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / Nm^3
	塩素	30	mg / Nm^3
	塩化水素	80	mg / Nm^3
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 ~ 20	mg / Nm^3
	鉛およびその化合物	10 ~ 30	mg / Nm^3

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏15度、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50キロリットル以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクロ - リ - に積み込む施設）	1日の取扱量が30キロリットル以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30キロリットル以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が摂氏150度以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比バ - セントの留出量となるときに温度が摂氏150度以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクロ - リ - と直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-6 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(平成15年3月31日現在)

測定局名		設置主体	所在地	設置場所	測定項目											テレメータ			
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注)SPM	炭化水素	交通量	風向風速	温湿度	日射量	放射線	県システム	市町システム
一般測定局	清見	明井県	福井市中荒井町109	企業局中荒井公舎		○		○				○			○			○	
	福井	県	福井市豊島2-5-26	豊島東公園	○	○		○			○		○	○			○		
	センタ	ー	福井市原目町39-4	県衛生環境研究センター				○			○		○				○		
	石河	盛合市	福井市石盛町19-9-1	森田配水場	○	○				○		○						○	
	大河	合市	福井市山室町10-12	河合小学校	○	○		○		○		○					○	○	
	大宮	宮市	福井市大宮2-5	経田公園	○	○				○		○					○	○	
	順今	化市	福井市大手3-16-1	順化小学校	○	○	○	○		○		○	○					○	
	社	市	福井市今市町5-10-1	足羽中学校				○		○		○			○				○
		市	福井市洲4-748	至民中学校	○	○		○		○		○						○	○
	足三	羽国	福井市稲津町83-1	足羽第一中学校	○	○		○		○		○			○			○	○
	三国南	保国	三国町山岸31-1	三国西小学校	○	○		○		○		○	○		○	○			
	保所	所町	三国町楽門38-3-1	三国南保育所	○	○				○		○			○				○
	宿安	保所	三国町宿2-3-45	宿保保育所	○	○						○			○				○
	島保	所町	三国町安島50-4-1	三国町海浜自然公園	○	○									○				○
	芦原	原県	芦原町田中々4-13	芦原町営グラウンド		○				○		○			○			○	
	金津	津組	金津町市姫2-2-10	金津町健康センター		○		○		○		○			○			○	
	中丸	丸岡	金津町中丸18-10	金津東小学校	○	○					○		○		○			○	
	丸岡	岡町	丸岡町寅国5-29-2	丸岡中学校		○		○				○			○			○	
	北丸	丸岡	丸岡町一本田福所30-19-22	一本田福所2区公民館	○					○		○			○			○	
	春江	江県	春江町下小森6-1-1	大石小学校		○		○		○		○			○			○	
坂井	井県	坂井町上新庄28-21	坂井中学校		○		○		○		○			○			○		
敦賀	賀県	敦賀市松栄町7-28	敦賀地方合同庁舎	○	○		○		○	○		○	○		○			○	
和久	野県	敦賀市新和町2-33-1	和久野浄水場	○	○		○		○		○			○			○		
局	気比	比市	敦賀市清水町1-12-8	敦賀上水道ポンプ場	○	○					○			○				○	
	武生	生市	武生市平出1-6-1	武生第一中学校		○		○		○		○			○			○	
	武生	生市	武生市妙法寺町42-15	武生第二中学校	○					○		○			○			○	
	味真野大	気比市	武生市上真柄町44-6	真柄町ふれあい会館	○					○		○			○			○	
	武生	北市	武生市家久町105-13	吉野児童センター	○					○		○			○			○	
	武生	西市	武生市勝蓮花町30字下清藤野2-4	民有地	○					○		○			○			○	
	神明	明県	鯖江市水落町4-13-23	神明小学校	○	○		○		○	○		○	○			○		
	鯖江	江市	鯖江市住吉町2-1021	住吉交通公園		○		○		○		○			○			○	
	鯖江	江市	鯖江市定次町42	定次公園	○					○		○			○			○	
	御幸	幸市	鯖江市御幸町3	御幸第一公園	○					○		○			○			○	
	小浜	浜県	小浜市千種1-6-13	若狭高等学校	○	○		○		○	○		○	○			○		
	大野	野県	大野市水落町7-21	大野市交通公園	○	○		○		○		○	○		○	○		○	
今立	立県	今立町定友21-5-1	今立町図書館		○		○		○		○			○			○		
三	方町	三方町中央1-2	町民プール		○		○		○		○			○			○		
計	県設置	18			7	18	0	18	0	0	18	6	0	18	6	0	0	18	0
	市町設置	19			19	12	1	5	1	1	19	1	0	19	1	1	0	13	10
一般局小計		37			26	30	1	23	1	1	37	7	0	37	7	1	0	31	10

測定局名				設置主体	所在地	設置場所	測定項目											テレメータ		
							二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注)SPM	炭化水素	交通量	風向風速	温湿度	日射量	放射線	県システム
自動車排出ガス測定局	自排福井	県	福井市下六条町17字立原2	福井県産業会館		○	○				○	○		○				○		
	自排月見	市	福井市月見2-1-1	福井赤十字病院前		○	○	○				○							○	
	自排敦賀	県	敦賀市古田刈66-1303	敦賀市公設地方卸売市場		○	○				○	○		○				○		
	自排丹南	県	鯖江市水落町2-30-1	鯖江市健康福祉センター			○	○			○	○		○				○		
移動測定局	みどり号	県				○	○	○	○			○	○		○			○		
気象測定局	特殊気象	県	三国町新保57-1-6	北陸電力(株)福井火力発電所										○	○	○	○	○		
発生源監視測定局	北電福井火力	企業	"	"		○	○											○		
	三国共同火力	企業	"	"		○	○											○		
	敦賀石炭火力1号	企業	敦賀市泉171-5-7	敦賀火力発電所		○	○											○		
	敦賀石炭火力2号	企業	"	"		○	○											○		
特殊測定局小計	9					5	9	5	2	0	0	4	5	1	5	2	1	1	9	1

合計	46			31	39	6	25	1	1	41	12	1	42	9	2	1	40	11
----	----	--	--	----	----	---	----	---	---	----	----	---	----	---	---	---	----	----

(注)浮遊粒子状物質のこと (資料 環境政策課)

表2-7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

[illegible]

(資料：環境政策課)

住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
商：近隣商業地域・商業地域 準工：準工業地域 工：工業地域 工専：工業専用地域
未：用途地域をまだ決めていない地域等。以下の表においても同じ。

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 8 - 1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）														窒素酸化物（NO + NO ₂ ）						設置 主体
			有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値 の最高 値	日平均 値 の年間 98%値	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値 の最高 値	1 時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1 時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	日平均 値の年 間98%値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppmを 超えた日 数	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値 の最高 値	日平均 値の年 間98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)					
																								日	時間	ppm	ppm	
福井市	清見	住	364	8687	0.006	0.131	0.033	364	8687	0.010	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	364	8687	0.017	0.150	0.049	61.6	県	
	福井	住	365	8723	0.010	0.164	0.035	365	8723	0.015	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	365	8723	0.025	0.195	0.064	60.6		
	セーナー	未	363	8677	0.005	0.091	0.025	363	8677	0.013	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	363	8677	0.018	0.114	0.046	70.3		
	石盛	住	356	8600	0.007	0.148	0.033	356	8600	0.013	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	356	8600	0.020	0.190	0.062	64.7		
	河合	未	359	8610	0.003	0.107	0.014	359	8610	0.009	0.083	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	359	8610	0.012	0.167	0.037	74.8		
	大宮	住	359	8642	0.007	0.174	0.032	359	8642	0.015	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	359	8642	0.022	0.215	0.062	67.8		
	順化	商	361	8690	0.008	0.132	0.033	361	8690	0.017	0.055	0	0	0	0	0	1	0.3	0.034	0	361	8690	0.024	0.182	0.065	68.3		
	今市	市	347	8344	0.016	0.350	0.058	352	8485	0.017	0.080	0	0	0	0	0	4	1.1	0.037	0	347	8344	0.033	0.369	0.092	51.2		
	社	住	363	8713	0.007	0.122	0.036	363	8713	0.013	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	363	8713	0.020	0.162	0.068	64.0		
	足羽	未	362	8689	0.005	0.184	0.021	362	8689	0.009	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	362	8689	0.014	0.218	0.042	62.7		
三国町	三國	未	359	8610	0.004	0.090	0.017	359	8610	0.007	0.085	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	359	8610	0.011	0.136	0.039	65.3	県	
	三国南保育所	未	354	8548	0.003	0.090	0.014	354	8548	0.010	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	354	8548	0.013	0.123	0.035	75.4		
	宿保育所	住	365	8750	0.002	0.053	0.010	365	8750	0.008	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	365	8750	0.010	0.091	0.034	78.8		
	浜四郷公民館	未	365	8743	0.002	0.109	0.010	365	8743	0.007	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8743	0.009	0.136	0.033	74.6		
	安島保育所	未	361	8689	0.001	0.025	0.005	361	8689	0.005	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	361	8689	0.006	0.067	0.021	83.4		
	芦原	住	365	8722	0.004	0.113	0.013	365	8721	0.008	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	365	8721	0.012	0.147	0.035	69.7		
	金津	準工	348	8341	0.004	0.161	0.014	346	8303	0.007	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	346	8303	0.012	0.196	0.034	61.7		
	中川	未	364	8714	0.007	0.113	0.028	364	8714	0.011	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	364	8714	0.019	0.134	0.046	60.8		
	丸岡	住	364	8712	0.005	0.119	0.018	364	8712	0.011	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	364	8712	0.016	0.157	0.042	67.2		
	春江	未	363	8716	0.004	0.121	0.023	363	8715	0.010	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	363	8715	0.014	0.168	0.049	70.5		
坂井町	坂井	未	365	8708	0.004	0.102	0.015	365	8719	0.007	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8707	0.011	0.128	0.033	63.1	県	
	敦賀市	敦賀	358	8604	0.009	0.270	0.039	363	8710	0.014	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	358	8604	0.023	0.312	0.068	59.5		
	和久野	住	360	8651	0.005	0.126	0.020	360	8651	0.010	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	360	8651	0.015	0.168	0.041	68.7		
	気比	住	364	8740	0.008	0.189	0.039	364	8742	0.015	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	364	8740	0.022	0.222	0.068	65.3		
	武生市	武生	361	8641	0.005	0.115	0.019	361	8641	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	361	8641	0.017	0.144	0.043	73.4		
	鯖江市	神明	363	8690	0.009	0.131	0.040	363	8690	0.013	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	363	8690	0.022	0.171	0.070	58.5		
	鯖江	住	360	8624	0.006	0.111	0.034	360	8624	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	360	8624	0.019	0.148	0.057	70.0		
	小浜市	小浜	361	8642	0.002	0.035	0.007	361	8642	0.008	0.037	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	361	8642	0.011	0.065	0.022	77.3		
	大野市	大野	347	8304	0.003	0.101	0.017	347	8304	0.008	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	347	8304	0.011	0.131	0.038	75.6		
	今立町	今立	329	7830	0.002	0.071	0.008	329	7830	0.007	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	329	7830	0.008	0.096	0.024	81.7		
三方町	三	住	314	7566	0.002	0.075	0.009	314	7566	0.008	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	314	7566	0.009	0.108	0.027	79.9	県	

(注)「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2 - 8 - 2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）												窒素酸化物（NO + NO ₂ ）							設置 主体	
			有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間 値の 最高 値	日平均 値の 年間 98%値	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間 値の 最高 値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とその 割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	日平均 値の年 間98%値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppmを 超えた日 数	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間 値の 最高 値	日平均 値の年 間98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)					
日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	日	時間	ppm	ppm	ppm	%				
福井市	自排福井	準工	347	8307	0.024	0.237	0.063	347	8306	0.019	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	347	8306	0.043	0.289	0.095	43.6	県 市 県 県		
	自排月見	商	362	8691	0.031	0.216	0.085	362	8692	0.025	0.077	0	0	0	0	0	0	20	5.5	0.043	0	362	8691	0.056	0.269		0.123	44.8
敦賀市	自排敦賀	商	351	8392	0.020	0.298	0.061	348	8350	0.017	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	348	8350	0.037	0.339		0.089	46.2
鯖江市	自排鯖江	準工	346	8293	0.028	0.245	0.080	346	8293	0.019	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	346	8293	0.047	0.281		0.103	40.9

(注)「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2 - 9 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

[illegible]

(資料：環境政策課)

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数である。ただし、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1 時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値 の 2 % 除外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数	設置 主体
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	順 化	商	361	8721	0.4	0	0	0	0	0	0	2.6	0.7	○	0	市

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後、日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1 時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値 の 2 % 除外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数	設置 主体
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	自排福井	準工	338	8069	0.7	0	0	0	0	0	0	3.4	1.1	○	0	県 市
	自排月見	商	365	8726	0.6	0	0	0	0	0	0	3.1	1.1	○	0	
敦賀市	自排敦賀	商	348	8380	0.6	0	0	0	0	0	0	3.5	1.1	○	0	県
鯖江市	自排鯖江	準工	339	8149	0.6	0	0	0	0	0	0	4.2	1.1	○	0	県

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後、日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 11 - 1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最 高 1 時間値 の年平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	清 明 住	365	5411	0.028	39	172	0	0	0.085	0.043	県 県 県 市 市 市 市 市	
	福 井 住	365	5386	0.026	26	89	0	0	0.077	0.040		
	センター 未	364	5384	0.029	37	152	0	0	0.089	0.044		
	河 合 未	342	5036	0.033	64	324	0	0	0.096	0.047		
	順 化 商	365	5275	0.025	14	41	0	0	0.074	0.038		
	今 市 未	340	4956	0.023	18	51	0	0	0.075	0.038		
	社 住	365	5429	0.030	55	257	0	0	0.089	0.045		
	足 羽 未	363	5401	0.034	87	468	0	0	0.099	0.050		
三国町	三 国 未	365	5428	0.036	49	213	0	0	0.089	0.048	県	
芦原町	芦 原 住	327	4875	0.035	54	294	0	0	0.095	0.049	県	
金津町	金 津 準工	314	4676	0.033	49	267	0	0	0.109	0.047	県	
丸岡町	丸 岡 住	365	5418	0.029	19	81	0	0	0.084	0.041	県	
春江町	春 江 未	326	4833	0.034	68	358	0	0	0.100	0.049	県	
坂井町	坂 井 未	364	5377	0.032	39	172	0	0	0.088	0.046	県	
敦賀市	敦 賀 住	353	5255	0.035	65	300	1	2	0.128	0.049	県	
	和 久 野 住	365	5457	0.035	60	293	1	2	0.125	0.048	県	
武生市	武 生 準工	365	5458	0.029	52	223	0	0	0.106	0.044	県	
鯖江市	神 明 住	365	5433	0.029	63	325	0	0	0.102	0.046	県	
	鯖 江 住	365	5449	0.029	60	295	0	0	0.102	0.045	県	
小浜市	小 浜 住	365	5454	0.033	53	265	0	0	0.094	0.046	県	
大野市	大 野 準工	365	5457	0.032	66	310	0	0	0.088	0.046	県	
今立町	今 立 住	329	4916	0.031	74	407	0	0	0.103	0.048	県	
三方町	三 方 未	321	4744	0.035	60	342	1	1	0.121	0.049	県	

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 11 - 2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間 値が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最 高 1 時間値 の年平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	自排月見	商	362	5252	0.018	0	0	0	0	0.059	0.029	市

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 12 - 1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体	
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値			
							最高値	最低値									最高値	最低値					最高値	最低値		
																										時間
福井市	福井順	井商	住	8513	0.11	0.12	359	0.63	0.00	35	9.7	4	1.1	8513	1.81	1.82	359	2.07	1.68	8513	1.92	1.94	359	2.40	1.68	県
	町	化	商	8129	0.14	0.14	342	0.83	0.04	43	12.6	3	0.9	8165	1.86	1.88	344	2.34	1.75	8128	2.00	2.02	342	2.66	1.80	市
三国町	三国	未	住	8545	0.09	0.09	359	0.32	0.01	10	2.8	1	0.3	8545	1.84	1.85	359	2.17	1.70	8545	1.92	1.93	359	2.33	1.75	県
敦賀市	敦賀	賀	住	8604	0.09	0.10	362	0.32	0.01	15	4.1	1	0.3	8608	1.86	1.87	362	2.20	1.72	8604	1.95	1.98	362	2.36	1.77	県
鯖江市	神明	明	住	8023	0.12	0.14	337	0.55	0.00	61	18.1	10	3.0	8028	1.83	1.84	337	2.18	1.71	8023	1.95	1.99	337	2.41	1.77	県
小浜市	小浜	住	住	8557	0.10	0.09	359	0.28	0.04	4	1.1	0	0	8557	1.82	1.82	359	2.02	1.69	8557	1.92	1.92	359	2.23	1.73	県
大野市	大野	準工	住	8649	0.13	0.15	363	0.70	0.03	83	22.9	21	5.8	8649	1.82	1.84	363	2.04	1.70	8649	1.96	1.99	363	2.59	1.74	県

（資料：環境政策課）

表 2 - 12 - 2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成14年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間 平均値		
							最高値	最低値									最高値	最低値					最高値	最低値	
福井市	自排福井	準工	8151	0.17	0.18	344	0.50	0.06	104	30.2	12	3.5	8151	1.85	1.86	344	2.16	1.73	8151	2.02	2.04	344	2.58	1.83	県
	自排月見	商	8428	0.21	0.25	355	0.59	0.04	238	67.0	97	27.3	8428	1.88	1.90	355	2.16	1.75	8428	2.09	2.15	355	2.55	1.79	市
敦賀市	自排敦賀	商	8056	0.17	0.19	339	0.61	0.07	138	40.7	23	6.8	8042	1.86	1.87	338	2.35	1.71	8041	2.03	2.06	338	2.67	1.79	県
鯖江市	自排鯖江	準工	7972	0.18	0.20	336	0.60	0.03	149	44.3	39	11.6	7970	1.86	1.88	335	2.35	1.71	7968	2.04	2.08	335	2.69	1.75	県

（資料：環境政策課）

表 2 - 13 - 1 ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年 3月31日現在）

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		13 項		14 項		19 項		20 項		23 項		27 項		30 項		合 計	
	ボ イ ラ ー		金属溶解炉		金属加熱炉		焼 成 炉 溶 解 炉		反 応 炉		乾 燥 炉		廃 棄 物 焼 却 炉		焙 焼 炉 焼 結 炉		塩素反応施設		アルミニウム 製錬用電解炉		トリポリ燐酸 製 造 用 施 設		硝酸吸収施設		ディーゼル 機 関			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	198	424	3	11	1	1					10	13	11	17			1	4			1	1	1	1	8	16	228	488
敦 賀 市	39	90					1	2			6	11	5	7	1	2									2	3	47	115
武 生 市	57	111	2	2	2	5	13	15	1	10	6	11	3	9			1	1							2	4	84	168
小 浜 市	24	37									3	6	6	7													32	50
大 野 市	23	35									3	9	4	5													29	49
勝 山 市	27	62									3	6	7	7													35	75
鯖 江 市	43	86	1	1			1	1			3	7	2	3					1	1							49	99
美 山 町	3	5																									3	5
松 岡 町	4	7									2	5															5	12
永平寺町	3	7									1	2															4	9
上志比村	1	1																									1	1
和 泉 村													1	1													1	1
三 国 町	46	94	2	16	1	20					2	6	2	3											1	5	49	144
芦 原 町	19	52									1	2													1	1	21	55
金 津 町	20	39			1	1	2	2			1	5	4	6													27	53
丸 岡 町	18	28									4	8	5	5													27	41
春 江 町	24	46	1	2							3	7	1	1													29	56
坂 井 町	11	18									2	6	1	1											1	2	12	27
今 立 町	19	23	1	2							2	3															22	28
池 田 町	1	1											2	2													3	3
南 条 町	1	1									1	2															2	3
今 庄 町	1	3																									1	3
河 野 村	1	1																									1	1
朝 日 町	4	7					1	1					2	2													7	10
宮 崎 村	6	11					3	3																			9	14
越 前 町	7	8																									7	8
越 廼 村	1	1																									1	1
織 田 町							2	6			1	1															3	7
清 水 町	9	23									1	2													1	6	11	31
三 方 町	6	10									1	2	1	1													8	13
美 浜 町	7	9									2	3	1	1													9	13
上 中 町	5	14									2	4	1	2													8	20
名田庄村																												
高 浜 町	2	5											3	5													4	10
大 飯 町											1	1	1	2													2	3
合 計	630	1,259	10	34	5	27	23	30	1	10	61	122	63	87	1	2	2	5	1	1	1	1	1	1	16	37	781	1,616

（資料：環境政策課）

表 2 - 13 - 2 ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	1 項 ボ イ ラ ー		2 項 ガ ス 発 生 炉		1 3 項 廃棄物焼却炉		2 9 項 ガ タ ー ビ ン		3 0 項 デ ィ ー ゼ ル 機		3 1 項 ガ ス 機 関		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	1	1	1	2			16	19	59	88	2	3	74	113
敦賀市	6	15	1	2			2	3	21	29			26	49
武生市							1	1	13	20			14	21
小浜市							1	1	3	3			4	4
大野市									4	5			4	5
勝山市							1	1	3	5			4	6
鯖江市	1	1					2	2	9	12			11	15
松岡町									3	4			3	4
永平寺町							1	2	1	2			2	4
和泉村									1	1			1	1
三国町	2	2							11	16			11	18
芦原町									1	2			1	2
金津町	1	2							3	3			4	5
丸岡町							2	2	4	4			6	6
春江町							2	2	3	3			5	5
今庄町									2	5			2	5
朝日町									2	2			2	2
清水町							3	3	1	1			4	4
三方町									3	7			3	7
美浜町	1	2							4	11			4	13
高浜町									3	3			3	3
大飯町	1	3			1	1			1	9			1	13
合 計	13	26	2	4	1	1	31	36	155	235	2	3	189	305

（資料：環境政策課）

表 2 - 14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	2 項 堆 積 場		3 項 コ ン ベ ア		4 項 破 碎 機 ・ 摩 砕 機		5 項 ふ る い		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	11	12	12	44	11	31	5	7	17	94
敦賀市	11	27	12	107	6	23	7	17	20	174
武生市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
小浜市	1	1	5	19	2	6	1	1	5	27
大野市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41
勝山市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61
鯖江市	5	8	3	3	2	2			6	13
美山町	1	1	2	3	1	2			3	6
松岡町			1	18	1	7	1	3	1	28
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14
三国町	4	4							4	4
芦原町	1	1	1	3					2	4
金津町			1	2			1	1	1	3
丸岡町	3	4	4	19	4	14	3	6	4	43
坂井町	1	1							1	1
今庄町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32
上中町			1	1	1	2	1	1	1	4
高浜町	2	2	1	1	1	1			4	4
合 計	59	93	62	303	47	146	26	47	93	589

（資料：環境政策課）

表 2 - 15 特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成15年3月31日現在）

施設種類	2 項 混 合 機		合 計	
	工場数	施設数	実工場数	施設数
武生市	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1

（資料：環境政策課）

3 . 水質関係資料

表3 - 1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 : mg / ℓ)

項 目	基 準 値
カドミウム	0 . 0 1 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。
海域についてはふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 - 1 河川 (pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (-)	生物化学的 酸素要求量 (mg / ℓ)	浮遊物質量 (mg / ℓ)	溶存酸素量 (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100m ℓ)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 以上	-

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ ℓ 以上とする
(湖沼もこれに準ずる)

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

" 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない程度

1 - 2 河川 (全垂鉛)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 垂 鉛 (mg / ℓ)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 - 1 湖沼 (pH、COD、SS、DO、大腸菌群数)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	浮遊物質質量 (mg / ℓ)	溶存酸素量 (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100m ℓ)
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

(備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

2 - 2 湖沼（窒素、磷）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素 (mg / ℓ)	全 磷 (mg / ℓ)
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
	水道 3 級（特殊なもの） 及び以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2 - 3 湖沼（全亜鉛）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛 (mg / ℓ)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

3 - 1 海域（pH、COD、DO、大腸菌群数、n - ヘキサン抽出物質）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	溶存酸素量 (mg / ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100m ℓ)	n - ヘキサン抽出物質 (mg / ℓ)
A	水産1級浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100mℓ以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 - 2 海域（窒素、磷）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素 (mg / ℓ)	全 磷 (mg / ℓ)
	自然環境保全及び以下の 欄に掲げるもの（水産2種 及び3種を除く）	0.2 以下	0.02 以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種 を除く）	0.3 以下	0.03 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げ るもの（水産3種を除く）	0.6 以下	0.05 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 - 3 海域（全亜鉛）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛 (mg / ℓ)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表 3 - 3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

(単位: mg / ℓ)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.3 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェントロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシ銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
E P N	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	— (注2)

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位: mg / ℓ)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

表 3 - 4 水質汚濁防止法特定施設の種類の種類（県内に施設があるものを抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	58	窯業原料の精製業の用に供する施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	64	ガス供給業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	64 の 2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
10	飲料製造業の用に供する施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	66	電気めっき施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66 の 2	旅館業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置される施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23 の 2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70 の 2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設
51 の 3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	72	し尿処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント		
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		

表 3 - 5 水質に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位：mg / ℓ)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量)

(備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

(2) 生活環境項目

(単位：mg / ℓ (pHを除く))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH) ・ 海域以外の公共用水域に排出されるもの ・ 海域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	5
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個 / cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg / ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表 3 - 6 上乗せ排水基準設定状況（平成15年 3 月現在）

（単位：mg / l）

項 目	業 種 区 分	水質汚濁 防止法に 基づく 一律基準	上 乗 せ 排 水 基 準																								
			九頭竜川水域				筥の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新設		既設		新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設			
			排水量3,000m ³ /日 (下水道にあっては50,000m ³ /日)																								
			未満	以上	未満	以上																					
B O D ・ C O D	1. 食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	2. 繊維工業（染色整理業を含む。）	〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	3. 紙・パル プ・紙加工品 製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	-							-													
	4. 化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																					
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)	
	6. 旅館業	〃	80(60)		-		80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-	
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	8. し尿処理施設	〃	- (30)		- (30)		- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	-	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	
9. 下水道終末処理施設	〃	- (20)		- (60)	- (40)	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (30)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	- (20)	- (20)	-	- (20)	-		
10. その他	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)		
S	1. 食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)	
	2. 繊維工業（染色整理業を含む。）	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	3. 紙・パル プ・紙加工品 製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)		160(120)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
		その他		120(100)		150(120)								-	-												
	4. 化学工業	〃	90(70)		120(100)		60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	6. 旅館業	〃	120(100)		-		120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-	
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	150(120)		-		150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-	
	9. し尿処理施設	〃	- (70)		- (70)		- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	-	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	
	9. 下水道終末処理施設	〃	- (70)		- (120)		- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (30)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	- (70)	- (70)	-	- (70)	-	
10. その他	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		

（資料：環境政策課）

- （注）1．新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でS48.1.1～S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³ / 日未満新設の欄の基準値が適用される。
- 2．追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
- 3．追加特定事業場以外の新設のものとは、筥の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狹湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。
追加特定事業場の新設のものとは、筥の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狹湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
- 4．基準値の（ ）内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

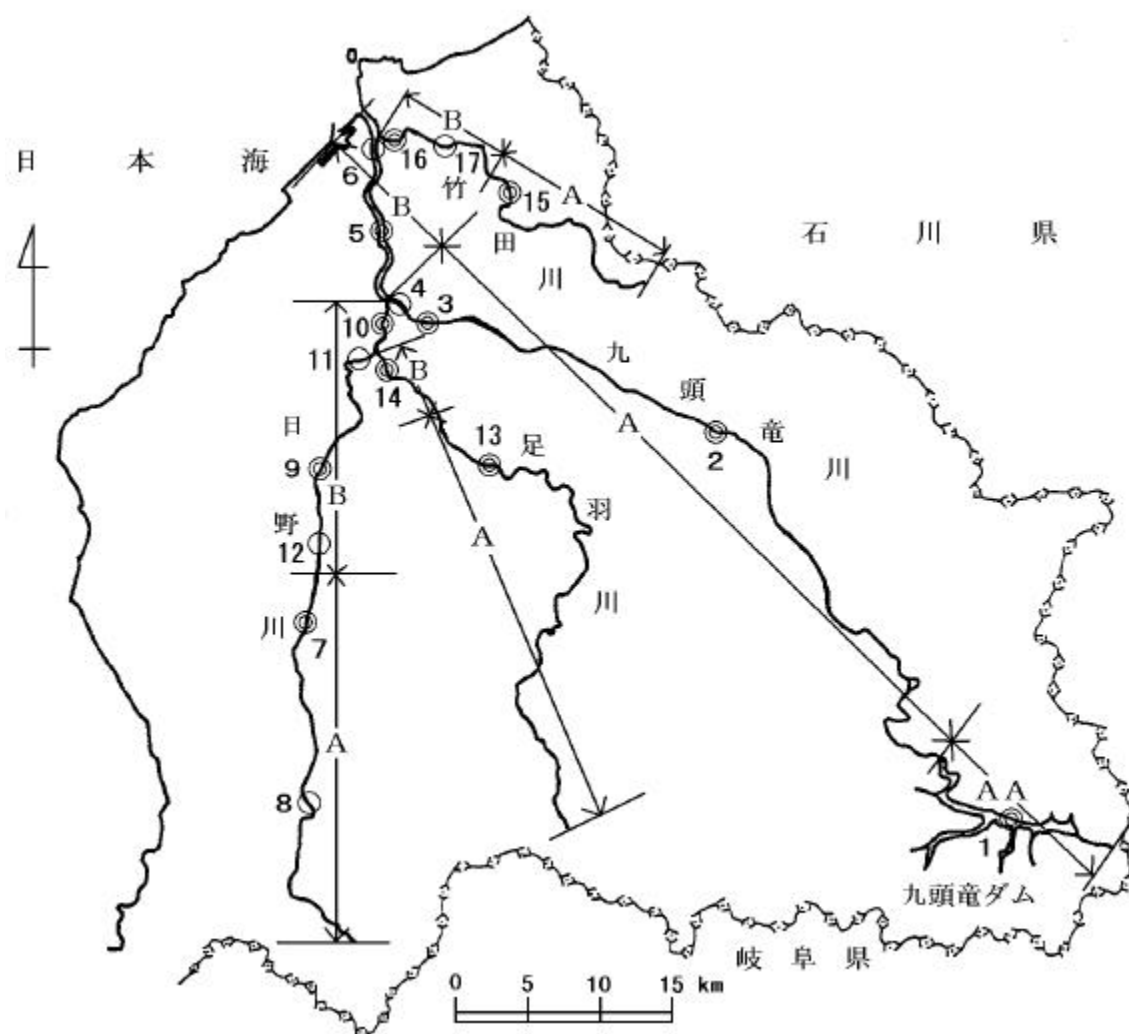
表 3 - 7 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度（単位mg/ℓ）	
	窒 素 含 有 量	磷 含 有 量
1．し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
2．し尿浄化槽のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
3．下水道終末処理施設を設置する事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4．その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表3 - 8 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

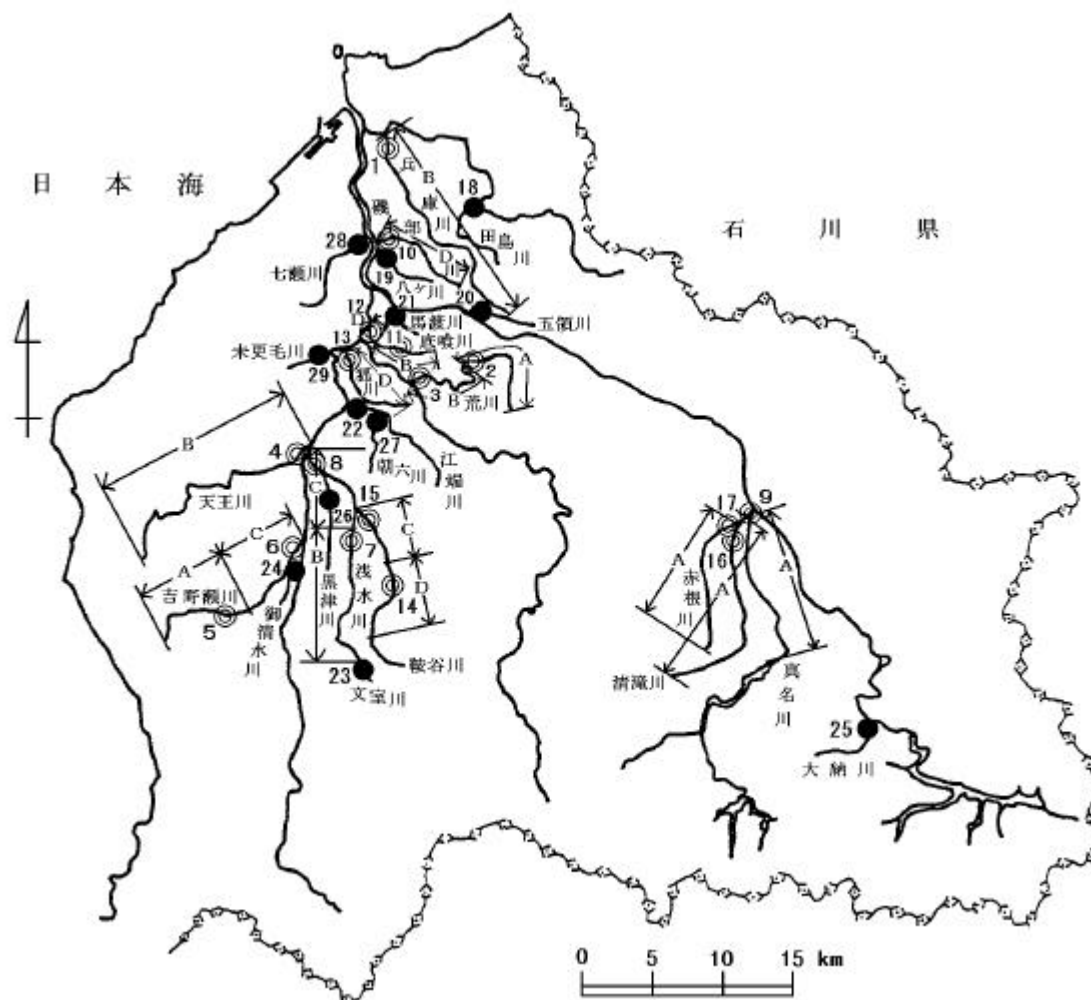


河川名			測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				B O D					S S			
						最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.3	8.4	0/10	8.1	11	0/10	9.3	< 0.5	0.8	0/10	0.6	0.7	1	8	0/10	3	
	中流	荒鹿橋	2	A	7.4	8.0	0/6	8.7	12	0/6	9.9	0.5	1.9	0/6	1.2	1.5	3	6	0/6	4	
	"	中角橋	3	A	7.1	7.8	0/12	8.3	13	0/12	11	< 0.5	1.5	0/12	0.7	0.7	3	19	0/12	7	
	"	高屋橋	4	A	7.2	7.7	0/12	8.0	13	0/12	10	0.5	1.7	0/12	0.9	1.1	2	20	0/12	7	
	下流	布施田橋	5	B	7.1	8.7	1/12	7.7	12	0/12	9.8	0.8	2.8	0/12	1.3	1.3	4	16	0/12	8	
	"	九頭竜川河口	6	B	7.1	9.1	1/12	7.4	15	0/12	10	0.8	4.2	1/12	1.4	1.3	4	17	0/12	9	
日野川	上流	豊橋	7	A	7.2	7.6	0/6	8.4	12	0/6	9.6	< 0.5	1.0	0/6	0.7	0.8	1	8	0/6	4	
	"	八乙女橋	8	A	7.3	7.9	0/4	8.7	10	0/4	9.4	< 0.5	1.0	0/4	0.7	0.7	1	3	0/4	3	
	下流	清水山橋	9	B	7.2	7.5	0/12	6.6	12	0/12	9.6	< 0.5	1.8	0/12	1.2	1.7	1	18	0/12	6	
	"	明治橋	10	B	7.0	8.2	0/12	6.9	12	0/12	9.6	0.8	2.8	0/12	1.6	2.1	3	24	0/12	10	
	"	日光橋	11	B	6.9	8.0	0/12	6.9	12	0/12	9.7	0.9	2.7	0/12	1.7	2.0	4	19	0/12	8	
	"	糺橋	12	B	6.8	7.5	0/12	6.1	12	0/12	9.1	< 0.5	4.5	1/12	1.5	1.8	1	21	0/12	7	
足羽川	上流	天神橋	13	A	7.5	8.0	0/12	8.1	12	0/12	10	< 0.5	1.1	0/12	0.6	0.6	< 1	5	0/12	3	
	下流	水越橋	14	B	7.5	7.7	0/12	7.2	12	0/12	9.8	< 0.5	1.9	0/12	0.9	1.1	1	15	0/12	6	
竹田川	上流	清間橋	15	A	6.8	7.3	0/12	6.1	12	4/12	8.9	< 0.5	5.4	1/12	1.5	1.5	2	24	0/12	9	
	下流	栄橋	16	B	6.7	7.3	0/12	5.8	10	0/12	8.2	< 0.5	2.2	0/12	1.1	1.2	2	26	1/12	10	
	"	市姫橋	17	B	7.0	7.3	0/6	7.0	11	0/6	8.8	1.0	2.5	0/6	1.7	1.9	3	12	0/6	8	

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3 - 9 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

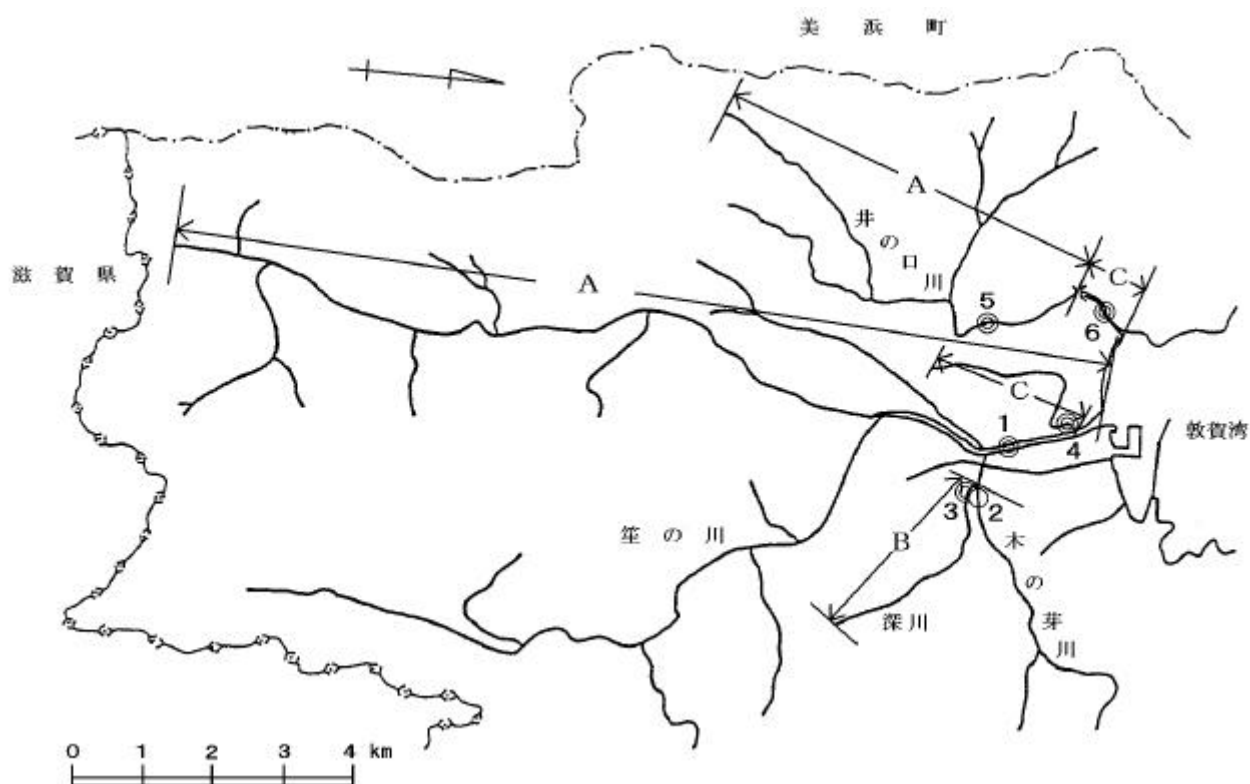


河川名	測定地点名	地点 No.	類型	p				D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n		最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1	B	6.6	7.2	0/6		5.7	9.7	0/6	7.8	0.8	2.3	0/6	1.5	2.2	5	20	0/6	13
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.2	8.1	0/6		7.7	12	0/6	10	1.0	1.9	0/6	1.4	1.5	2	13	0/6	5
荒川下流	水門	3	B	7.2	7.6	0/6		7.5	11	0/6	9.2	0.8	1.4	0/6	1.1	1.4	2	16	0/6	8
天王川	末端	4	B	7.1	7.4	0/6		6.9	12	0/6	9.3	0.7	2.1	0/6	1.3	1.7	3	21	0/6	8
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	6.7	7.5	0/6		9.4	12	0/6	10	< 0.5	1.7	0/6	1.1	1.5	< 1	6	0/6	2
吉野瀬川下流	高見橋	6	C	6.9	7.2	0/6		6.3	13	0/6	8.6	0.9	2.6	0/6	1.6	2.2	< 1	4	0/6	3
浅水川上流	曲木橋	7	B	6.6	7.5	0/6		5.8	10	0/6	7.8	1.2	2.2	0/6	1.6	1.8	3	7	0/6	5
浅水川下流	出作橋	8	C	6.8	7.1	0/6		4.1	11	1/6	8.3	1.7	3.9	0/6	2.5	2.8	6	27	0/6	15
真名川	土布子橋	9	A	7.0	7.4	0/6		8.2	12	0/6	9.9	< 0.5	1.4	0/6	1.0	1.4	2	9	0/6	6
磯部川	安沢橋	10	D	7.2	7.6	0/6		4.4	10	0/6	7.3	3.8	11	3/6	7.4	9.2	7	31	0/6	13
底喰川上流	護国橋	11	B	7.2	7.8	0/6		9.4	11	0/6	10	1.4	3.4	1/6	1.9	1.7	5	21	0/6	11
底喰川下流	西野橋	12	D	7.3	7.6	0/6		7.1	9.3	0/6	8.2	1.9	3.9	0/6	2.7	3.5	7	32	0/6	15
狐川	狐橋	13	D	7.4	7.6	0/6		3.9	8.5	0/6	6.3	2.5	6.0	0/6	4.2	5.5	4	37	0/6	17
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.3	7.5	0/6		6.5	11	0/6	8.2	4.5	10	2/6	7.5	8.7	5	27	0/6	12
鞍谷川下流	浮橋	15	C	7.1	7.5	0/6		6.1	10	0/6	7.6	1.2	4.3	0/6	2.1	1.9	3	8	0/6	5
清滝川	新在家橋	16	A	7.1	7.7	0/6		7.7	12	0/6	9.6	< 0.5	1.8	0/6	1.0	1.6	3	8	0/6	4
赤根川	東大月橋	17	A	6.9	7.3	0/6		7.8	11	0/6	9.3	0.7	1.8	0/6	1.3	1.8	4	12	0/6	7
田島川	長屋橋	18	-	6.9	7.4	-/4		7.0	11	-/4	8.5	1.0	2.2	-/4	1.7	2.1	4	20	-/4	11
八ヶ川	水門	19	-	7.2	7.8	-/6		6.9	10	-/6	8.5	2.2	5.8	-/6	4.1	5.2	8	220	-/6	48
五領川	熊堂橋	20	-	7.4	7.9	-/4		7.9	11	-/4	9.2	< 0.5	0.9	-/4	0.7	0.9	5	25	-/4	13
馬渡川	末端	21	-	7.3	7.8	-/6		6.1	7.9	-/6	7.4	5.9	35	-/6	13	14	18	43	-/6	24
江端川	江守橋	22	-	7.3	7.7	-/4		7.2	10	-/4	8.6	1.4	2.9	-/4	2.2	2.9	6	42	-/4	19
文室川	福ノ宮橋	23	-	6.7	7.1	-/5		8.2	12	-/5	10	0.6	1.5	-/5	0.9	0.9	< 1	4	-/5	2
御清水川	水門	24	-	7.2	8.3	-/6		7.1	12	-/6	8.8	3.0	5.2	-/6	4.2	5.0	< 1	6	-/6	3
大納川	末端	25	-	7.3	7.8	-/4		8.3	11	-/4	9.5	< 0.5	0.6	-/4	0.5	0.5	1	70	-/4	27
黒津川	水門	26	-	6.8	7.2	-/6		4.4	7.7	-/6	5.8	1.1	6.4	-/6	2.8	2.9	5	19	-/6	10
朝六川	大島新橋	27	-	7.2	7.6	-/4		6.8	10	-/4	8.4	2.3	7.0	-/4	4.8	6.0	6	24	-/4	12
七瀬川	御鷹橋	28	-	7.4	7.8	-/4		8.8	10	-/4	9.7	< 0.5	1.3	-/4	0.9	1.1	4	8	-/4	6
未更毛川	やすだ橋	29	-	7.2	7.5	-/4		7.5	11	-/4	8.9	0.9	1.8	-/4	1.4	1.5	3	11	-/4	7

(資料：環境政策課)

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

表 3 - 10 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

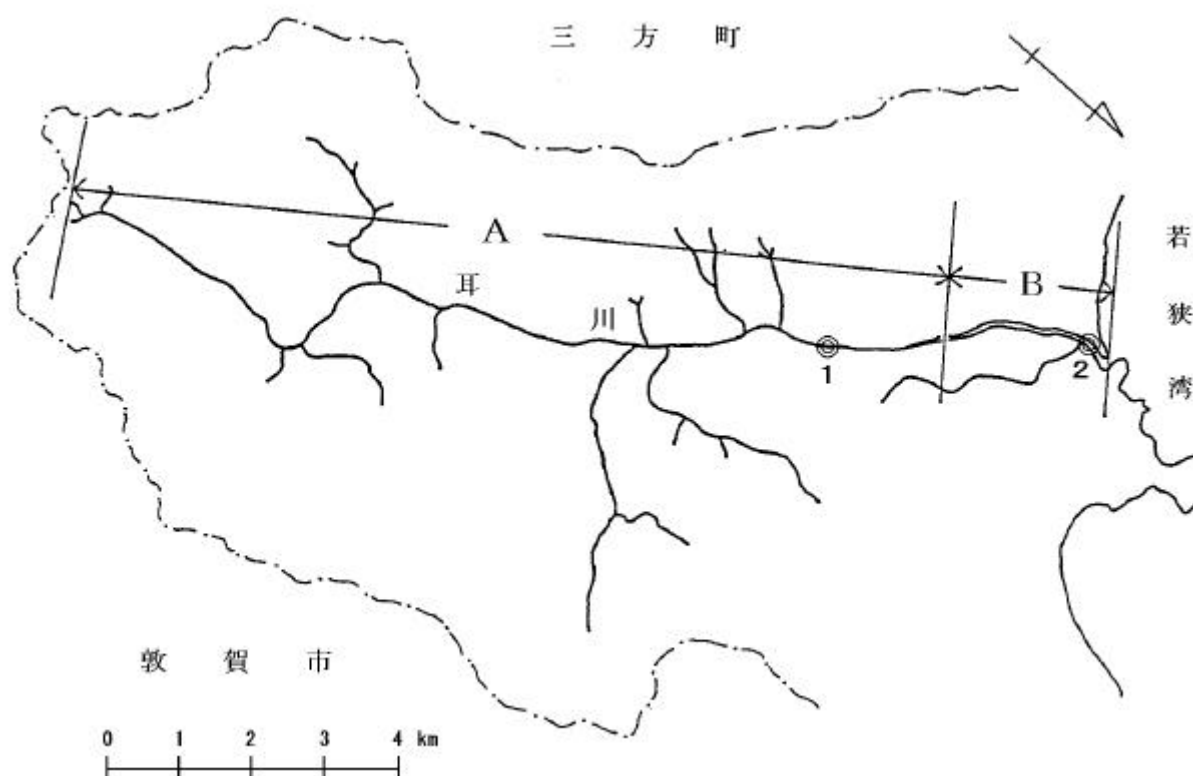


河川名	測定地点名	地点 №	類型	p H			D O				B O D					S S			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
笙の川	三島橋	1	A	6.8	7.3	0/12	8.1	12	0/12	10	1.0	2.8	2/12	1.7	1.9	< 1	7	0/12	3
	木の芽川	2	A	6.6	7.4	0/12	7.7	13	0/12	10	< 0.5	1.9	0/12	1.3	1.6	< 1	7	0/12	3
	深川	3	B	6.7	7.5	0/12	7.2	10	0/12	9.1	0.7	6.3	1/12	2.2	2.3	< 1	13	0/12	5
	二夜の川	4	C	6.7	7.0	0/12	6.1	10	0/12	7.6	1.4	4.1	0/12	2.9	3.3	1	13	0/12	4
井の口川	上流	5	A	6.7	7.1	0/12	7.3	11	2/12	9.0	1.2	3.7	6/12	2.1	2.5	< 1	7	0/12	3
	下流	6	C	6.8	7.6	0/12	4.3	11	1/12	7.9	0.8	2.0	0/12	1.3	1.6	3	37	0/12	19

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 11 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

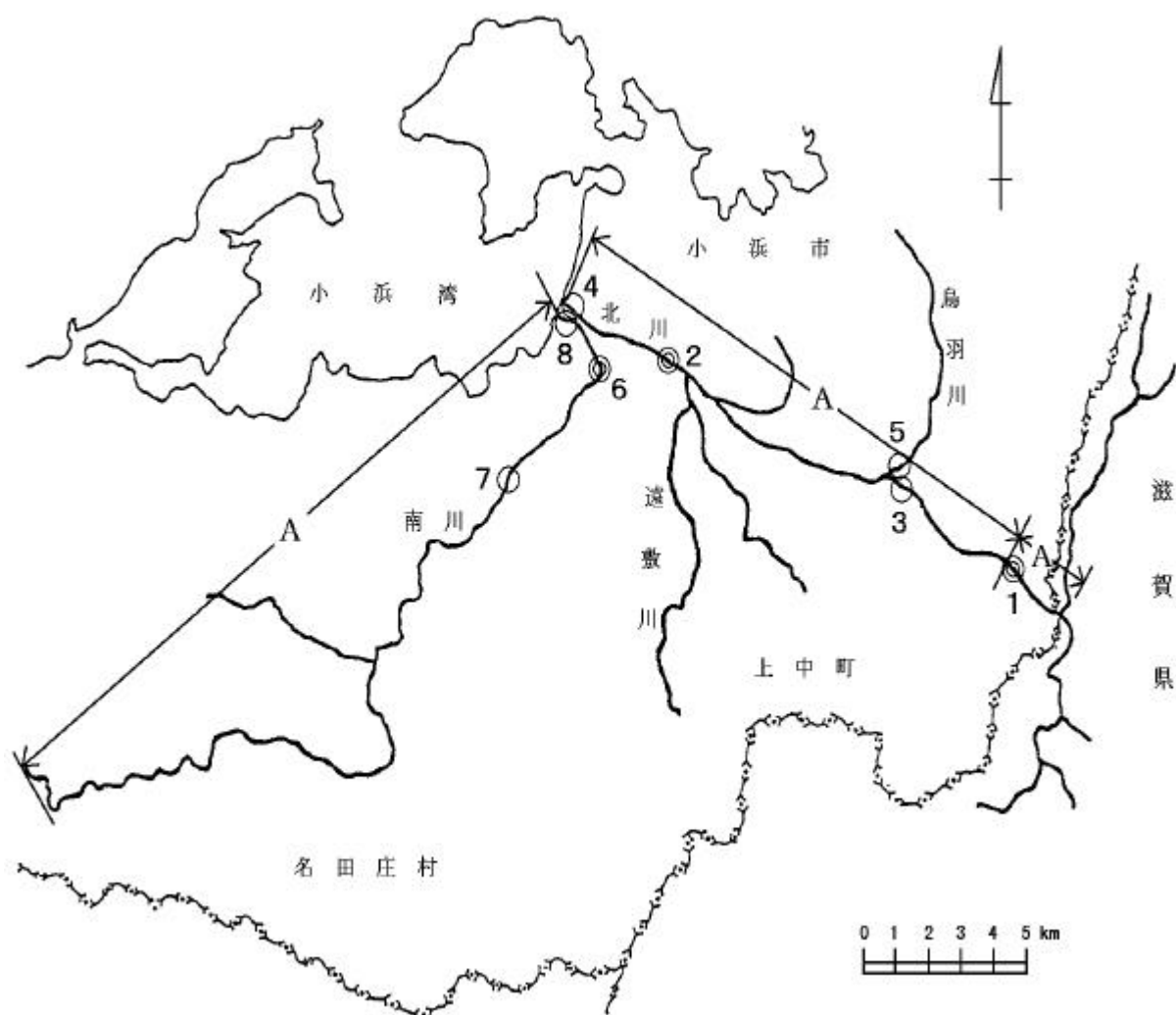


河川名		測定地点名	地点 №	類型	p H			D O				B O D					S S			
					最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	上流	佐野橋	1	A	6.5	7.5	0/6	8.5	12	0/6	9.7	< 0.5	1.6	0/6	0.9	1.5	< 1	1	0/6	1
	下流	和田橋	2	B	6.5	7.5	0/6	7.7	11	0/6	9.4	0.6	2.1	0/6	1.1	1.1	< 1	4	0/6	2

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 12 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

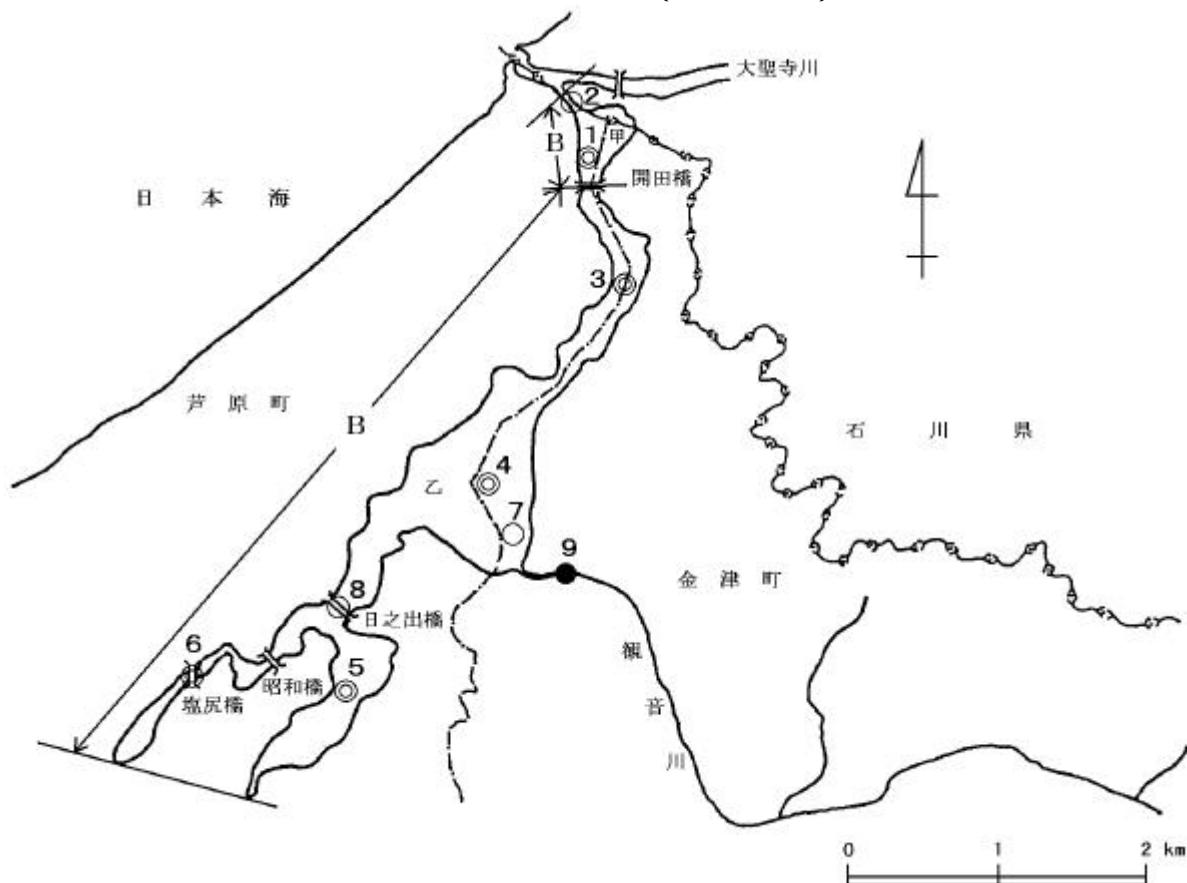


河川名		測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				B O D					S S			
					最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北川	上流	新道大橋	1	A	7.2	7.8	0/12	8.4	11	0/12	9.9	< 0.5	1.0	0/12	0.7	0.8	< 1	2	0/12	1
	下流	高塚橋	2	A	7.2	7.7	0/12	8.1	11	0/12	9.7	< 0.5	1.4	0/12	0.6	0.6	1	17	0/12	4
		上中橋	3	A	7.2	8.4	0/12	7.5	12	0/12	10	< 0.5	1.2	0/12	0.6	0.6	1	5	0/12	3
		西津橋	4	A	7.2	7.6	0/12	6.7	11	1/12	9.4	< 0.5	1.2	0/12	0.6	0.6	1	55	1/12	9
		鳥羽川末端	5	A	7.0	7.2	0/12	5.6	10	3/12	8.2	0.6	2.2	1/12	1.1	1.1	< 1	5	0/12	3
南川		湯岡橋	6	A	6.9	7.2	0/12	8.4	11	0/12	9.8	< 0.5	1.1	0/12	0.7	0.8	< 1	1	0/12	1
		谷須奥橋	7	A	6.9	7.2	0/12	7.0	11	1/12	9.6	< 0.5	1.3	0/12	0.7	0.7	< 1	1	0/12	1
		大手橋	8	A	7.0	7.8	0/12	6.7	11	3/12	9.0	< 0.5	1.0	0/12	0.6	0.7	< 1	25	0/12	4

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 13 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）



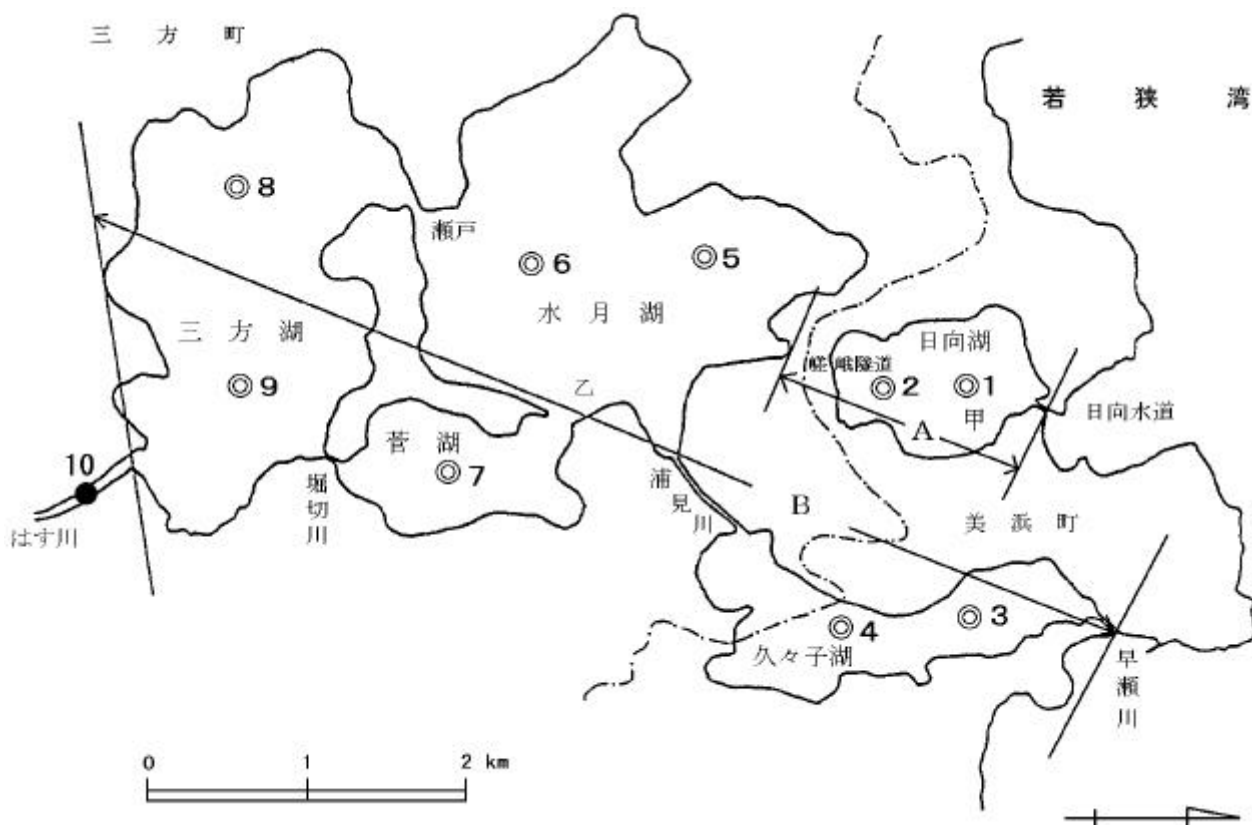
湖沼名	測定地点名	地点 №	類型	p H			D O				C O D					S S			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北 潟 湖	北潟湖北部	1	B	7.1	9.1	2/12	6.5	12	0/12	9.5	2.3	6.1	1/6	4.0	5.0	1	16	1/12	7
	北潟湖末端	2	B	7.3	9.0	1/6	7.1	12	0/6	9.3	1.6	6.0	2/6	3.8	5.2	< 1	13	0/6	7
	北潟湖水路	3	B	7.4	9.2	3/6	7.5	13	0/6	10	2.0	7.3	3/6	4.6	5.6	< 1	14	0/6	6
	北潟湖湖心	4	B	7.5	9.2	5/12	7.6	13	0/12	10	2.4	6.8	3/6	4.7	6.5	1	21	2/12	8
	北潟湖南部	5	B	7.2	8.9	2/12	6.1	13	0/12	9.6	2.4	9.9	4/6	5.9	8.8	< 1	36	4/12	13
	塩尻橋	6	B	6.8	8.3	0/6	4.7	11	1/6	9.5	2.9	10	4/6	6.4	9.3	4	41	2/6	15
	北潟湖	7	B	7.3	9.0	2/6	8.6	13	0/6	11	2.0	6.7	3/6	4.8	6.6	< 1	17	1/6	9
	日之出橋	8	B	7.3	8.5	0/6	7.6	12	0/6	9.8	2.3	8.1	4/6	5.4	7.4	1	19	2/6	10
	観音川	9	-	6.9	7.1	-/6	7.2	11	-/6	9.0	1.7	5.2	-/6	3.3	3.6	< 1	13	-/6	4

湖沼名	測定地点名	地点 №	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北 潟 湖	北潟湖北部	1		0.46	0.83	3/6	0.63	0.022	0.056	3/6	0.040
	北潟湖末端	2		0.45	1.1	4/6	0.68	0.020	0.054	2/6	0.040
	北潟湖水路	3		0.50	0.85	5/6	0.73	0.018	0.078	3/6	0.045
	北潟湖湖心	4		0.50	0.81	4/6	0.65	0.017	0.078	3/6	0.046
	北潟湖南部	5		0.99	1.6	6/6	1.3	0.017	0.13	2/6	0.057
	塩尻橋	6		1.0	2.2	6/6	1.6	0.039	0.13	5/6	0.074
	北潟湖	7		0.55	0.98	5/6	0.74	0.018	0.10	3/6	0.056
	日之出橋	8		0.78	1.4	6/6	1.0	0.024	0.13	3/6	0.064
	観音川	9	-	0.70	1.2	-/6	1.1	0.017	0.094	-/6	0.051

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3 - 14 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）



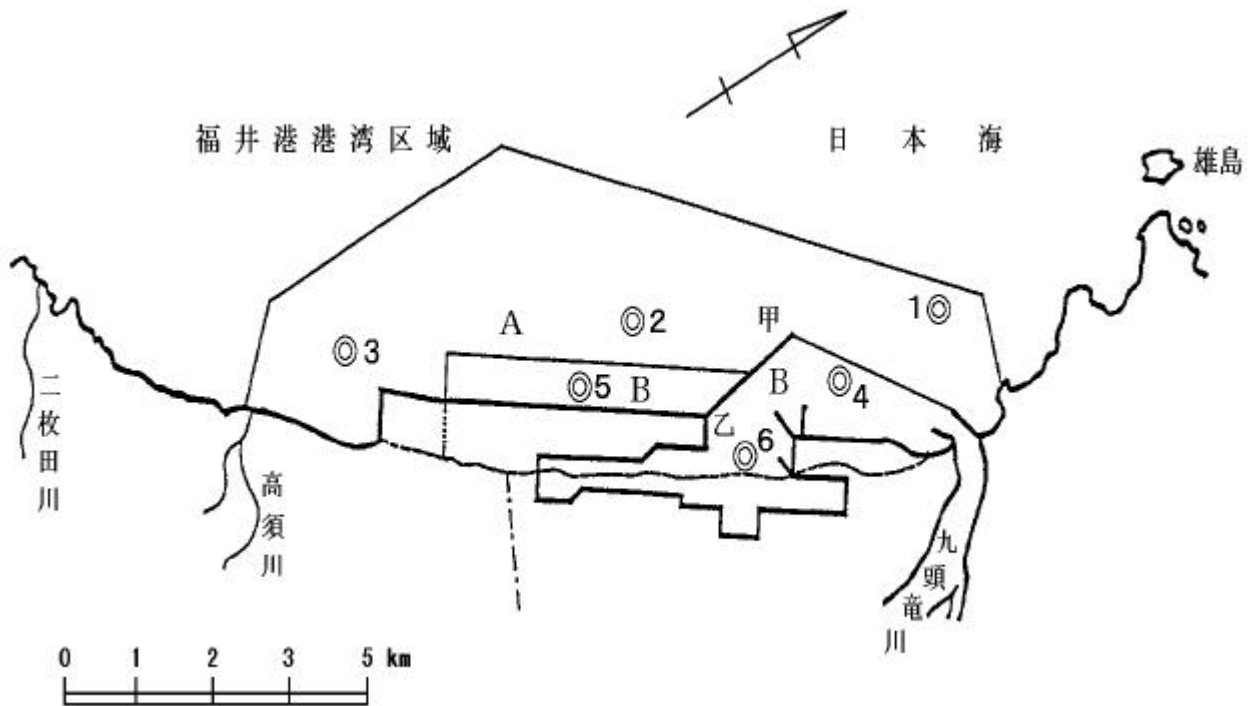
湖沼名	測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				C O D					S S			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.2	0/6	6.1	9.1	4/6	7.3	1.5	2.0	0/6	1.8	1.9	< 1	4	0/6	2
	日向湖南部	2	A	8.0	8.1	0/6	6.1	8.9	4/6	7.4	1.3	2.6	0/6	1.9	2.0	< 1	1	0/6	1
	久々子湖北部	3	B	7.9	8.9	1/12	6.1	14	0/12	9.0	2.9	10	1/6	4.5	3.8	1	11	0/12	3
	久々子湖南部	4	B	7.9	8.7	2/12	6.0	13	0/12	8.9	3.0	7.0	1/6	3.9	3.8	1	8	0/12	3
	水月湖北部	5	B	7.2	9.1	3/12	1.4	14	4/12	7.5	3.1	4.0	0/6	3.5	3.7	< 1	3	0/12	2
	水月湖南部	6	B	7.3	9.1	3/12	<0.5	14	1/12	8.0	3.1	3.9	0/6	3.6	3.7	< 1	3	0/12	2
	菅湖	7	B	7.2	9.1	2/12	<0.5	12	4/12	7.1	2.8	3.8	0/6	3.5	3.7	< 1	5	0/12	2
	三方湖西部	8	B	7.3	8.5	0/12	7.3	12	0/12	9.3	3.1	8.0	3/6	4.8	5.7	4	14	0/12	7
	三方湖東部	9	B	7.6	8.1	0/12	7.2	13	0/12	9.4	3.2	8.3	3/6	5.1	6.3	4	16	1/12	9
	はす川	10	-	6.9	7.7	-/6	7.8	11	-/6	9.3	1.4	6.4	-/6	3.4	4.5	< 1	32	-/6	7

湖沼名	測定地点名	地点 No	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.15	0.32	-/6	0.21	0.011	0.050	-/6	0.027
	日向湖南部	2	-	0.12	0.37	-/6	0.18	0.010	0.050	-/6	0.026
	久々子湖北部	3	-	0.33	1.4	2/6	0.65	0.017	0.15	2/6	0.050
	久々子湖南部	4	-	0.29	1.3	2/6	0.63	0.015	0.098	2/6	0.040
	水月湖北部	5	-	0.30	1.1	2/6	0.55	0.013	0.062	1/6	0.026
	水月湖南部	6	-	0.32	1.1	2/6	0.57	0.016	0.078	1/6	0.030
	菅湖	7	-	0.25	1.0	2/6	0.51	0.012	0.063	1/6	0.027
	三方湖西部	8	-	0.38	0.96	4/6	0.70	0.023	0.043	0/6	0.033
	三方湖東部	9	-	0.41	0.88	5/6	0.72	0.023	0.062	1/6	0.038
	はす川	10	-	0.78	1.3	-/6	1.0	0.023	0.15	-/6	0.065

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 15 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

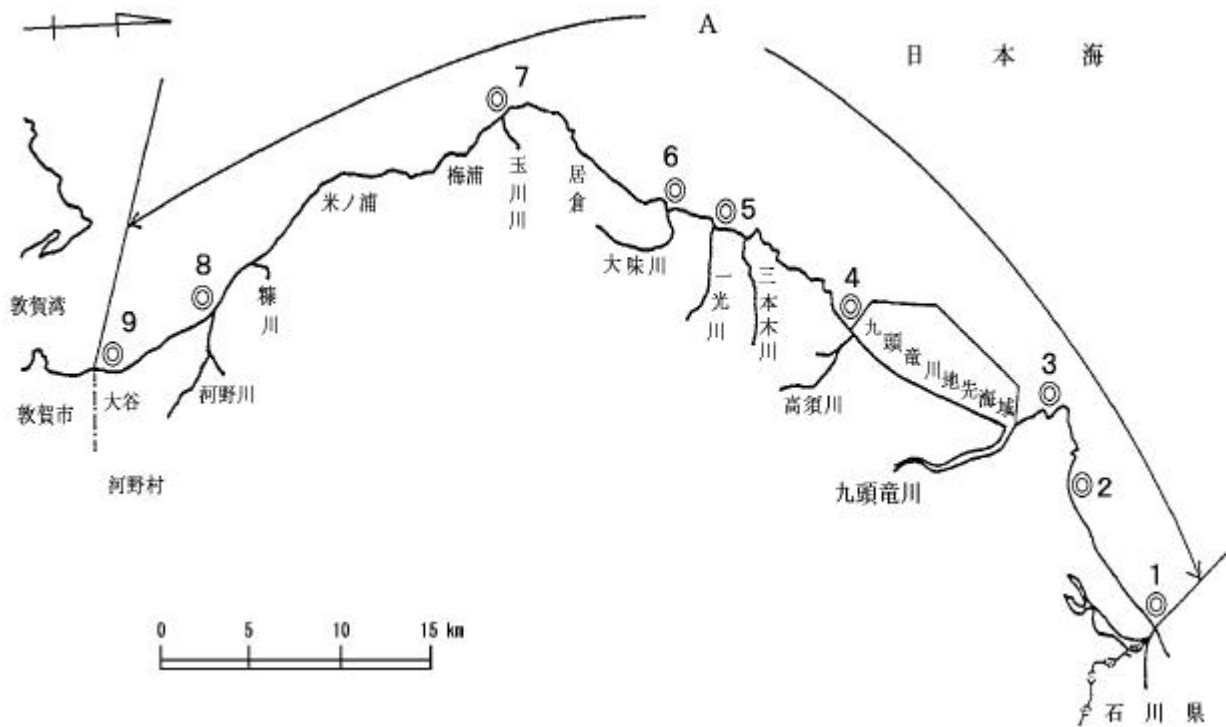


海域名	測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.3	3/6	7.5	0.8	1.3	0/6	1.0	1.2	ND	ND	0/6
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.4	3/6	7.4	0.7	1.2	0/6	0.9	1.1	ND	ND	0/6
	石橋地先	3	A	8.2	8.3	0/6	7.2	9.3	1/6	8.0	< 0.5	0.9	0/6	0.6	0.6	ND	ND	0/6
	福井火力地先	4	B	8.2	8.3	0/6	6.8	8.4	0/6	7.6	1.1	2.2	0/6	1.7	2.2	ND	ND	0/6
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/6	6.6	8.3	0/6	7.4	0.8	1.2	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	福井港内	6	B	8.1	8.3	0/6	7.5	8.4	0/6	8.1	1.1	2.5	0/6	2.0	2.2	ND	ND	0/6

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-16 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

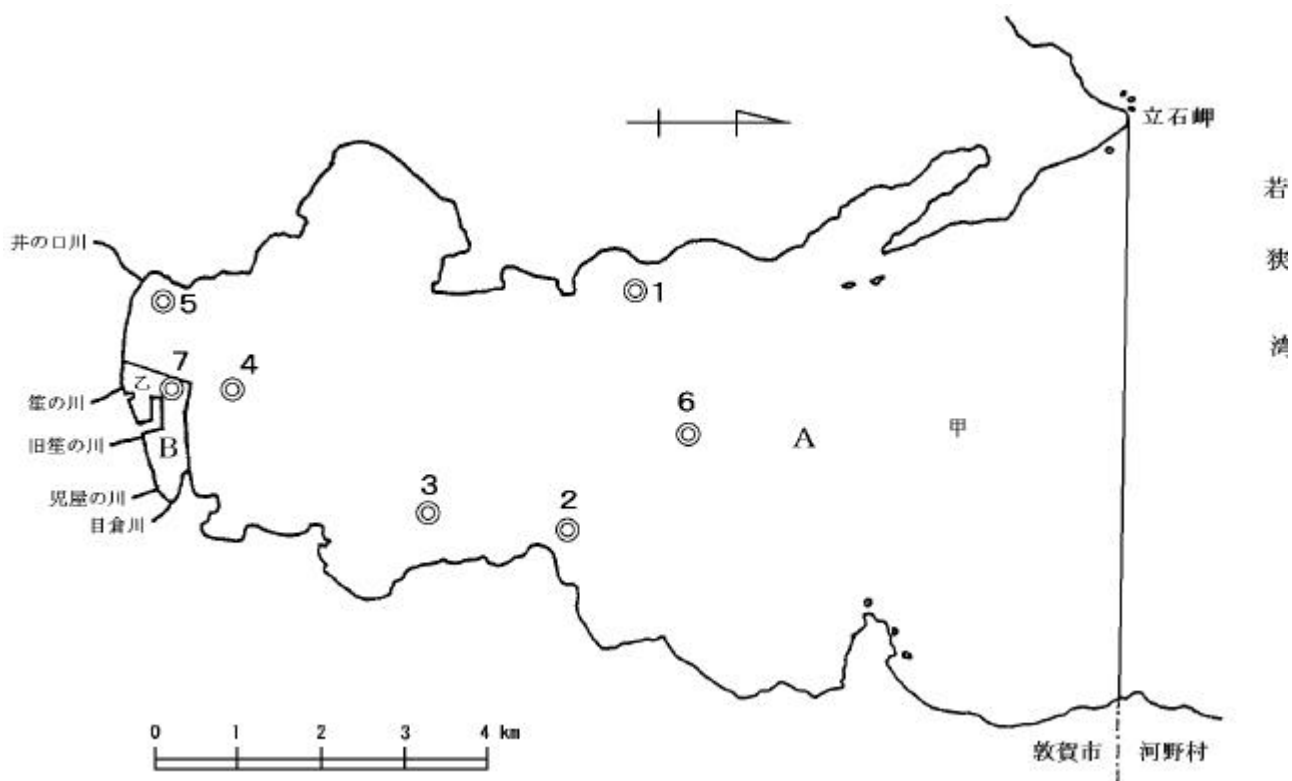


海域名	測定地点名	地点 №	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.5	3/6	7.5	0.9	1.3	0/6	1.2	1.3	ND	ND	0/6
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.6	3/6	7.5	0.7	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6
	東尋坊地先	3	A	8.3	8.3	0/6	6.6	8.4	3/6	7.4	0.8	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	浜住地先	4	A	8.2	8.3	0/6	7.1	9.3	1/6	8.0	< 0.5	1.0	0/6	0.6	0.6	ND	ND	0/6
	一光川地先	5	A	8.2	8.3	0/6	7.1	9.3	1/6	8.1	< 0.5	0.9	0/6	0.7	0.8	ND	ND	0/6
	大味川地先	6	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.2	3/6	7.4	0.8	1.2	0/6	1.0	1.2	ND	ND	0/6
	玉川川地先	7	A	8.2	8.3	0/6	6.8	8.3	3/6	7.5	0.9	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/6	6.5	8.9	3/6	7.6	1.1	1.7	0/6	1.4	1.6	ND	ND	0/6
	大谷地先	9	A	8.3	8.3	0/6	6.1	8.9	3/6	7.5	1.0	1.7	0/6	1.4	1.7	ND	ND	0/6

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 17 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）



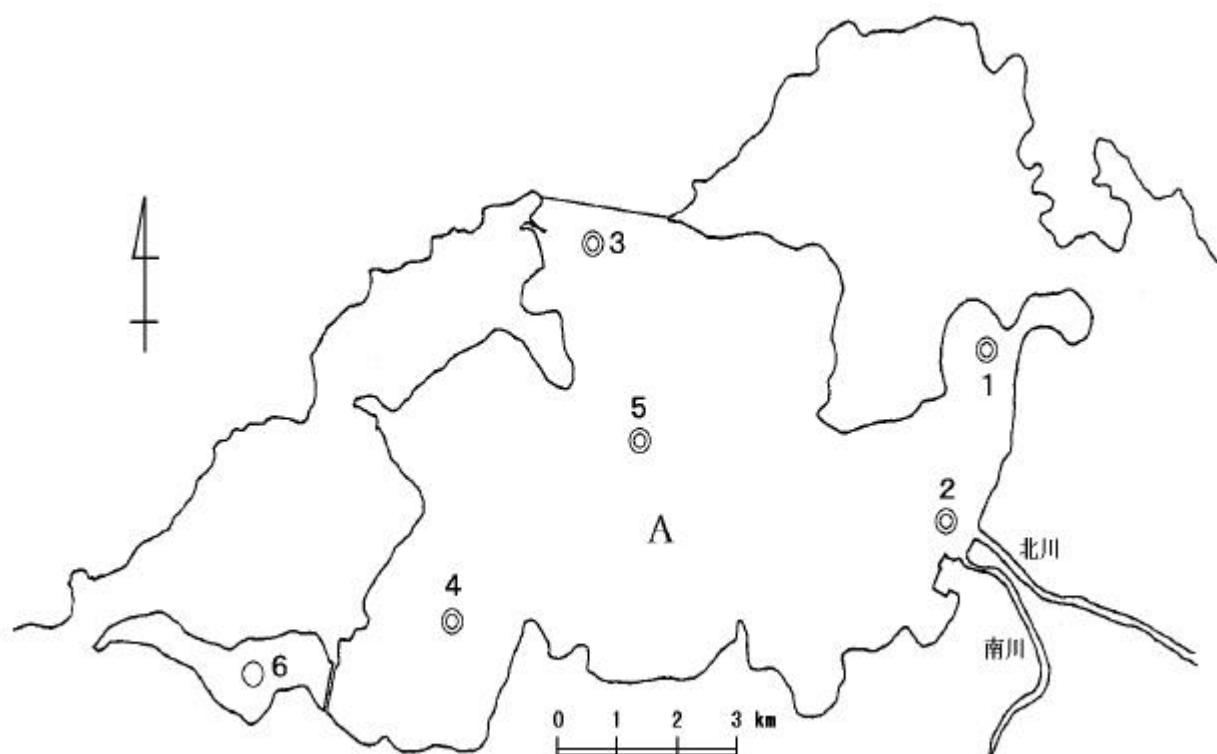
海域名	測定地点名	地点 №	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.4	8.1	4/6	7.2	0.8	1.4	0/6	1.2	1.3	ND	ND	0/6
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.6	9.3	4/6	7.6	1.1	1.8	0/6	1.4	1.6	ND	ND	0/6
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/6	6.6	9.2	4/6	7.7	1.2	1.8	0/6	1.4	1.5	ND	ND	0/6
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/6	6.6	9.4	3/6	7.6	1.1	1.9	0/6	1.5	1.7	ND	ND	0/6
	井の口川地先	5	A	8.2	8.3	0/6	6.1	9.0	3/6	7.3	1.0	1.9	0/6	1.5	1.7	ND	ND	0/6
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.3	0/6	6.6	9.0	4/6	7.6	0.9	1.8	0/6	1.3	1.4	ND	ND	0/6
	笹の川地先	7	B	8.1	8.3	0/6	6.4	9.2	0/6	7.5	1.1	2.0	0/6	1.6	1.9	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点 №	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1		0.05	0.12	0/6	0.09	<0.003	0.009	0/6	0.006
	松ヶ崎地先	2		0.08	0.14	0/6	0.11	0.003	0.009	0/6	0.006
	ナスビ鼻地先	3		0.05	0.16	0/6	0.09	<0.003	0.010	0/6	0.007
	白灯台地先	4		0.07	0.17	0/6	0.14	0.004	0.014	0/6	0.011
	井の口川地先	5		0.08	0.20	0/6	0.13	0.008	0.019	0/6	0.013
	敦賀湾中央	6		0.06	0.12	0/6	0.09	0.003	0.009	0/6	0.007
	笹の川地先	7		0.07	0.23	0/6	0.17	0.005	0.020	0/6	0.013

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3 - 18 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）



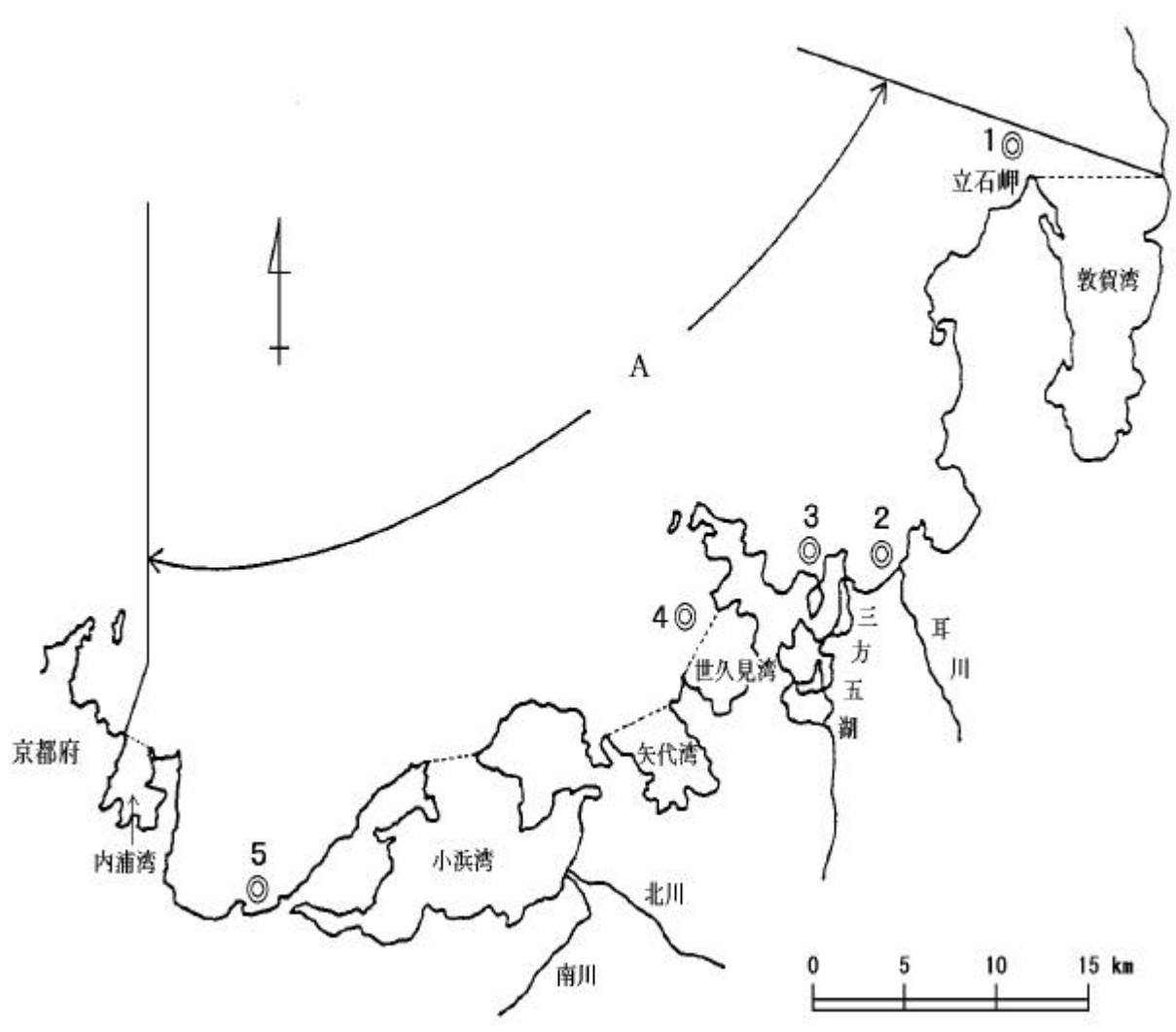
海域名	測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1	A	8.1	8.3	0/6	7.3	9.4	2/6	8.0	1.2	1.8	0/6	1.6	1.7	ND	ND	0/6
	雲浜地先	2	A	8.0	8.3	0/6	6.1	8.4	2/6	7.7	1.2	1.5	0/6	1.3	1.4	ND	ND	0/6
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.3	0/6	7.2	8.9	0/6	8.0	0.7	1.1	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6
	和田港湾	4	A	8.2	8.3	0/6	7.5	9.0	0/6	8.2	1.0	1.5	0/6	1.3	1.5	ND	ND	0/6
	小浜湾中央	5	A	8.2	8.3	0/6	7.2	9.4	2/6	8.1	0.8	1.6	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	青戸入江	6	A	8.2	8.3	0/6	7.8	9.0	0/6	8.2	0.6	2.2	1/6	1.5	1.9	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点 No	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1		0.13	0.39	2/6	0.24	0.019	0.036	2/6	0.026
	雲浜地先	2		0.22	0.41	3/6	0.30	0.022	0.052	5/6	0.037
	大飯原発地先	3		0.10	0.22	0/6	0.14	0.012	0.026	0/6	0.020
	和田港湾	4		0.12	0.19	0/6	0.15	0.018	0.026	0/6	0.022
	小浜湾中央	5		0.13	0.16	0/6	0.14	0.018	0.026	0/6	0.021
	青戸入江	6		0.14	0.24	0/6	0.18	0.018	0.024	0/6	0.021

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 19 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）

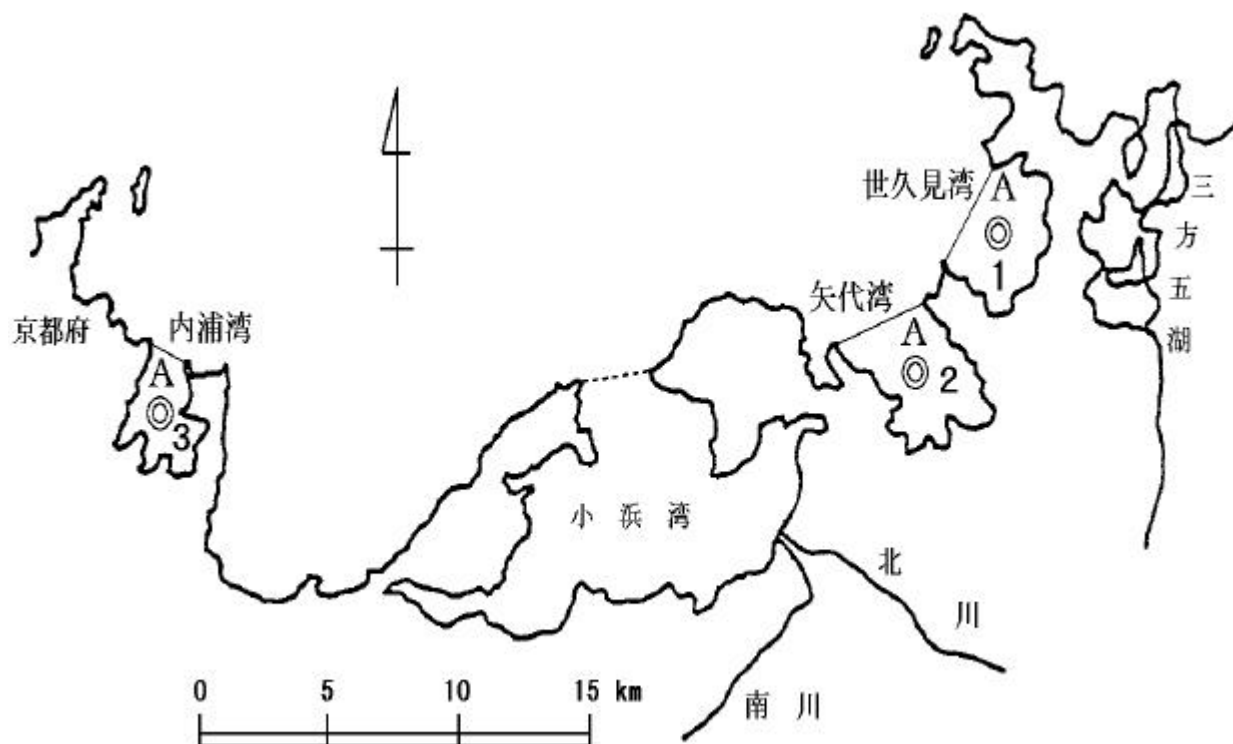


海域名	測定地点名	地点 No.	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
若狭湾 東部 海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.5	8.2	4/6	7.3	1.0	1.2	0/6	1.1	1.1	ND	ND	0/6
	耳川地先	2	A	8.0	8.3	0/6	6.6	9.1	1/6	8.3	0.9	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6
	日向地先	3	A	8.1	8.3	0/6	6.8	8.9	2/6	7.9	0.6	1.3	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6
	海中公園	4	A	8.1	8.3	0/6	7.0	8.5	2/6	8.0	0.8	1.2	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6
	高浜地先	5	A	8.2	8.3	0/6	6.7	9.2	1/6	8.0	0.6	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 20 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成14年度）



海域名	測定地点名	地点 No	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.1	8.3	0/6	6.6	9.3	1/6	8.0	0.5	1.5	0/6	1.0	1.3	ND	ND	0/6
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.1	8.3	0/6	7.2	8.9	1/6	8.0	0.6	1.4	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.1	8.3	0/6	6.6	9.1	2/6	8.1	0.6	1.5	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点 No	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1		0.11	0.21	0/6	0.15	0.010	0.025	0/6	0.018
矢代湾海域	矢代湾	2		0.11	0.20	0/6	0.14	0.010	0.026	0/6	0.018
内浦湾海域	内浦湾	3		0.10	0.20	0/6	0.15	0.018	0.027	0/6	0.023

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 21 - 1 海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界: 2 個/100ml)	油膜が認められない	2 mg/ℓ 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100ml以下	油膜が認められない	2 mg/ℓ 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5 mg/ℓ 以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8 mg/ℓ 以下	1m未満 ~50cm 以上
不適		1,000 個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/ℓ 超	50cm 未満

表 3 - 21 - 2 海水浴場の水質検査結果 (平成 15 年度)

市町村名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の有無	COD (mg/ℓ)	透明度	判定
三国町	浜地	< 2	なし	1.2	全透	適 (A A)
	三国サンセットビーチ	< 2	"	1.4	"	" (A A)
福井市	鷹巣	< 2	"	1.1	"	" (A A)
	鮎川	4	"	1.6	"	" (A)
越廼村	越廼	< 2	"	1.1	"	" (A A)
越前町	くりや大浜	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	くりや長須浜	< 2	"	1.5	"	" (A A)
河野村	河野	< 2	"	1.3	"	" (A A)
敦賀市	五幡	< 2	"	1.1	"	" (A A)
	赤崎	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	鞠山	< 2	"	1.4	"	" (A A)
	市営松原	60	"	1.7	"	" (A)
	手の浦	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	水島	< 2	"	0.9	"	" (A A)
美浜町	丹生	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	水晶浜	< 2	"	1.2	"	" (A A)
	菅浜	< 2	"	1.4	"	" (A A)
	久々子	< 2	"	1.3	"	" (A A)
三方町	小川	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	食見	< 2	"	1.4	"	" (A A)
小浜市	田島	< 2	"	1.5	"	" (A A)
	犬熊	< 2	"	1.2	"	" (A A)
	阿納	< 2	"	1.2	"	" (A A)
	勢浜	< 2	"	1.5	"	" (A A)
	若狭鯉川シーサイドパーク	< 2	"	1.6	"	" (A A)
大飯町	塩浜	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	袖ヶ浜	4	"	1.5	"	" (A)
高浜町	若狭和田	< 2	"	1.4	"	" (A A)
	若宮	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	三松	< 2	"	1.3	"	" (A A)
	難波江	< 2	"	1.3	"	" (A A)

(資料: 環境政策課)

- (備考) 1 調査日 平成 15 年 5 月 6 日、13 日、21 日
2 調査回数 1 海水浴場あたり 1 日 1 回の 2 日間
3 調査地点 水深 1.0 ~ 1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
4 採取位置 表層 0.5m
5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表 3 - 22 - 1 水生生物調査結果（平成14年度）

調査 団体 番号	調査河川		調査地点		調査 年 月 日	時 刻	天 候	水 温 (℃)	川 幅 (m)	生 物 採 取 場 所	採 取 場 所 水 深 (cm)	川 底 の 状 態 速	環 境 基 準 の 類 型	指 標 生 物 の 出 現 状 況																											水 質 階 級 の 判 定	B O D 値 (mg/l)		昨 年 度 の 水 質 階 級 の 判 定	昨 年 度 の 調 査 地 点 番 号	
	河 川 番 号	河 川 名	河 川 区 分	地 点 番 号										地 点 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		27	7 5 % 値			平 均 値
1	51	一乗谷川	1	51-1	一乗滝付近	H14.7.26	9	F	13	5	1	17	F	1	-		○	○	○	●	●																1	-	-	1	51-1					
1	51	一乗谷川	1	51-2	鹿俣川合流付近（本流）	H14.7.26	9	F	21	3	1	25	M	2	-					●	●																1	-	-	1	51-2					
1	51	一乗谷川	1	51-2	鹿俣川合流付近（支流）	H14.7.26	9	F	24	2	1	15	S	-	-					●	○									○							1.2	-	-	1	51-2					
1	51	一乗谷川	1	51-3	唐門前付近	H14.7.26	9	F	22	5	3	35	M	-	-					○	○																1	-	-	1	51-3					
1	51	一乗谷川	1	51-4	足羽川合流付近	H14.7.26	9	F	23	6	1	20	M	3	-					●	●																	1	-	-	1	51-4				
2	15	狐川	1	15-1	別所附近	H14.6.27	10	C	26	5	1	50	S	6	D													●		●		○					3	5.0	4.7	3	15-1					
3	60	三本木川	2	60-1	三本木川上流	H14.7.26	13	F	28	8	-	15	F	2	-					●																		1	-	-	-	-				
3	60	三本木川	2	60-1	三本木川上流	H14.8.6	13	F	29	8	-	15	S	2	-					○	○																	1	-	-	-	-				
3	60	三本木川	2	60-2	三本木川河口	H14.7.26	14	F	28	10	-	10	S	2	-											●										○			3	-	-	-	-			
3	60	三本木川	2	60-2	三本木川河口	H14.8.6	14	F	30	10	-	10	S	2	-					●																			1.4	-	-	-	-			
3	61	一光川	2	61-1	一光川中流	H14.7.26	15	F	24	9	1	15	F	2	-			○	○		○	●		○	●														1	-	-	-	-			
3	61	一光川	2	61-1	一光川中流	H14.8.6	15	F	24	9	1	15	F	2	-			○	○		○	○	●		○	●													1	-	-	-	-			
3	61	一光川	2	61-2	一光川河口	H14.7.26	15	F	28	10	1	20	F	2	-					●		●																	1	-	-	-	-			
3	61	一光川	2	61-2	一光川河口	H14.8.6	14	F	29	10	1	20	S	2	-																								4	-	-	-	-			
4	57	田ノ谷川	4	57-1	独結水公園	H14.10.17	10	F	16	3	1~3	3	M	2	-				○	●																			1	-	-	-	-			
4	57	田ノ谷川	4	57-2	独結水公園	H14.10.17	10	F	16	1	1~3	11	M	2	-				●	●	○																		1	-	-	-	-			
5	1	九頭竜川	1	1-1	中藤新保	H14.10.30	15	C	11	-	3	-	F	1	A																								2	1.0	0.8	-	-			
6	3	足羽川	1	3-1	木田橋	H14.7.22	10	C	18	20	1	20	M	3	B				○		○				●		●												2	1.0	0.9	-	-			
6	3	足羽川	1	3-2	稲津橋	H14.7.22	11	F	15	5	1	30	F	2	A		○		○		●	●																	1	0.5	0.6	-	-			
6	100	用水路		100-1	大町用水	H14.7.22	14	F	18	2	1	50	F	-	-														●										3	-	-	-	-			
7	2	日野川	1	2-1	日之出橋付近	H14.7.5	14	C	-	10	3	20	M	2	A				○			●	●																1	1.0	0.7	-	-			
7	2	日野川	1	2-2	日之出橋上流	H14.7.5	14	C	-	7	1	5	S	3	A				○		○	○	●																1	1.0	0.7	-	-			
7	2	日野川	1	2-2	日之出橋上流	H14.7.5	15	C	-	5	2	20	M	3	A				○		○	●	●																1	1.0	0.7	-	-			
8	19	北川	1	19-1	高塚橋	H14.8.9	11	F	-	10	2	35	M	2	A					●	●																		1	0.7	0.6	-	-			
8	19	北川	1	19-2	天徳寺橋	H14.8.9	14	C	-	10	3	14	M	2	A				○			●	●																	1	0.6	0.6	-	-		
8	19	北川	1	19-3	天満橋	H14.8.9	14	C	-	7	2	15	F	2	A				●		●	○																	1	0.9	0.7	-	-			
9	62	岩屋川	1	62-1	伊知地大橋	H14.7.29	16	F	25	13	-	46	S	1	-						○																		1	-	-	-	-			
9	63	飲見川	1	63-1	東野バス停	H14.9.5	11	C	23	3	-	20	F	2	-			○	○	●		○	○			○	○			●		○							1	-	-	-	-			
10	1	九頭竜川	1	1-2	勝山橋	H14.7.4	15	F	23	15	2	15	M	2	A						○	●	●	○															1	1.0	0.8	-	-			
10	1	九頭竜川	1	1-3	勝山橋上流（大原特養合釜前）	H14.10.3	17	F	20	15	3	15	F	2	A		●				○	○	○																1	1.0	0.8	-	-			
10	1	九頭竜川	1	1-4	勝山橋鹿谷側	H14.10.4	17	F	20	15	3	15	F	1	A						●	●																	1	1.0	0.8	-	-			
10	69	浄土寺川	1	69-1	栄大橋	H14.7.8	16	F	19	8	2	30	M	2	-						○				●														2	-	-	-	-			
10	70	滝波川	1	70-1	滝波新橋	H14.7.25	15	C	23	15	3	30	F	1	-					○	●	●																	1	-	-	-	-			
11	64	女神川	1	64-1	巡見橋	H14.9.20	11	F	18	7	1	25	F	2	-			○	●		●	●			○														1	-	-	-	-			
11	64	女神川	1	64-2	巡見橋上流	H14.9.20	11	F	17	11	1	15	M	2	-				○	○		○	●																	1	-	-	-	-		
11	64	女神川	1	64-3	巡見橋下流	H14.9.20	11	F	18	17	1	30	F	2	-				●			○	●																	1	-	-	-	-		
12	53	河和田川	1	53-1	片山橋上流	H14.10.10	15	F	12	3	1	10	M	2	-				●			○	●	○															1	-	-	-	2	53-1		
13	52	計石川	1	52-1	美山町大宮	H14.9.4	14	F	28	2	1	30	S	2	-				●		○				○			○										2	-	-	2	52-1				
13	52	計石川	1	52-1	美山町大宮	H14.9.26	14	F	20	2	1	30	M	2	-						●	●				○			○										2	-	-	2	52-1			
14	66	横住川	4	66-1	今立町横住	H14.8.10	16	F	30	3	1	9	F	1	-				○	●		○	○		●														1	-	-	-	-			
14	66	横住川	4	66-2	今立町横住	H14.8.10	16	F	30	3	1	40	S	3.5	-					●				●			●												2	-	-	-	-			
14	66	横住川	4	66-3	今立町横住	H14.8.10	16	F	30	3	1	13	F	1.3	-				○	●		○	○		●			○											1	-	-	-	-			
15	65	甲斐城川	4	65-1	甲斐城川上流	H14.9.20	11	F	14	1	1	10	F	2	-				○	●	○		○			○													1	-	-	-	-			
15	65	甲斐城川	4	65-2	甲斐城川中流	H14.9.20	12	F	15	2	1	20	M	3	-				○	●	○		○			○													1	-	-	-	-			
15	65	甲斐城川	4	65-3	甲斐城川下流	H14.9.20	12	F	18	3	1	30	S	5	-										●	○	○	○												2	-	-	-	-		
16	54																																													

(資料：環境政策課)

河川区分	1: 1級河川	2: 2級河川	3: 準用河川	4: 普通河川
天候	F: 晴れ	C: 曇り	R: 雨	
生物を採集した場所	1: 川の中心	2: 上流からみて右岸	3: 上流からみて左岸	
流速	F: 非常に速い(60cm/秒以上)	M: 速い(30~60cm/秒くらい)	S: 遅い(30cm/秒以下)	
川底の状態	1: 頭大の石が多い	2: こぶし大の石が多い	3: 小石と砂	
	4: 砂と泥	5: 泥	6: コンクリート	
指標生物の出現状況	○: 出現生物	●: 優占出現生物		

表 3 - 22 - 2 調査団体と参加人数

調 査 団 体		参加人数
番号	団 体 名	
1	福井市一乗小学校	22人
2	福井市木田小学校	117人
3	福井市国見中学校	4人
4	福井市大安寺小学校	11人
5	福井市中藤小学校	96人
6	福井市明倫中学校	19人
7	武生市武生第六中学校	12人
8	小浜市小浜第二中学校	18人
9	勝山市北郷小学校	24人
10	勝山市成器西小学校	14人
11	勝山市平泉寺小学校	12人
12	鯖江市河和田小学校	5人
13	美山町羽生小学校	18人
14	今立町服間小学校	30人
15	河野村河野小学校	23人
16	越廼村越廼中学校	7人
17	上中町熊川小学校	14人
合計	17 団 体	446人

図 3 - 22 - 3 調査地点概況図

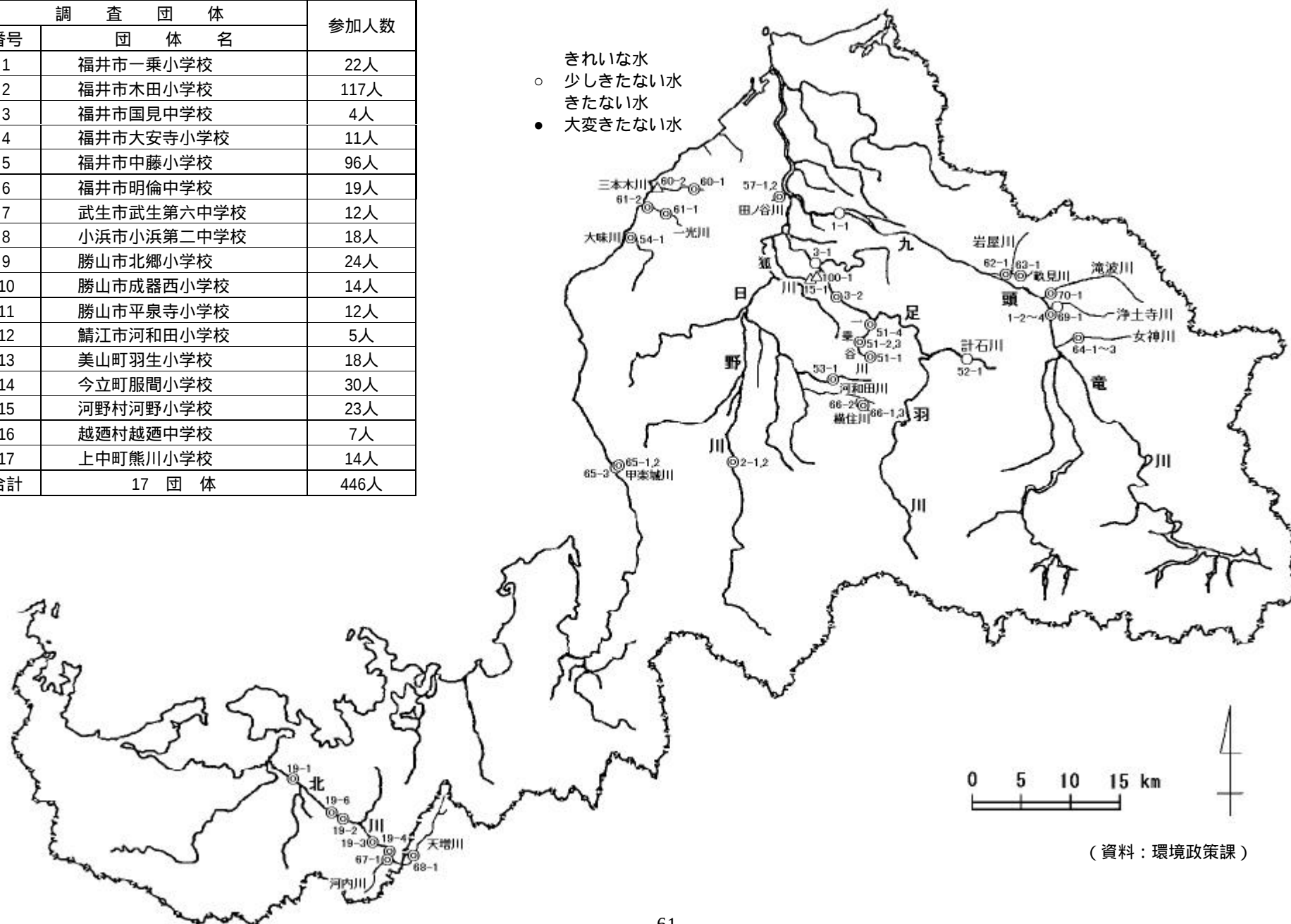


表3 - 23 水質汚濁防止法による特定事業場届出状況

(平成15年3月31日現在)

施設の 種類	排水量区分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合計
1	50m ³ /日以上 うち有害物質使用											1	1																								1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																					1															1
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7	8	2	2	5	4	1						6		3	9	3	12	1										1	1	4	1				70
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1		1															2																		4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2							1																									1			4
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1																																	3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1		4									1	1		1						1			6						1					16
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用													1																							1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1							3																	3				1		8
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用			1																																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	1	1	3	7	4	3						2		1			1	1			1		1						1		1				34
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																	1			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		23	3	1	1																					1										29
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2		2		2																													7
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																															1				2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	13	1	3	3	5	3	5		4		1				2	3	1		2			4		3						1	2	2				58
11	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1				1																															2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																	1																	2

施設の 種類	排 水 量 区 分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合 計		
16	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		3	6									1	1																	2					14		
17	50m ³ /日以上 うち有害物質使用			1							1																											2	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	11	16	3	8	38	21	6							3	3	5	2			1		2	1		10		4	1	1	2	8		1				147	
19	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	18 5		3 1			5 2	7 4							1 1			1 2	12 2	1	1																		49 15
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8		14				2								3 1	7	3		3		1												1	1			43 1	
21	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		2 1					1																														3 1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																						
21の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																			1																	1		
21の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1														1																	1			3	
22	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1							1 1								1																				3 1		
23	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2		7				1													14 4													1				25 4	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用															1					55																56		
23の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8 1	1	2	1			2							1			1																			16 1		
27	50m ³ /日以上 うち有害物質使用			1																																		1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用														2 1																						2 1		

施設の 種類	排 水 量 区 分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合 計	
32	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用													2																							2	
33	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1										2																								5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																	1																	1		2	
46	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1 1		2 1										5																								8 2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1 1																																				1 1
47	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1 1																															1 1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1	1									2					1																			5
49	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用							1																														1
51の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																								1													1
53	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																	1				1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																					
54	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																	1																				1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	2	2			2	2							1	5	5	3	2							1						3					34	
55	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	2	1		1	1															2						1				1			3		14
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8	5	4	7	5	3	3	2	1	1			2	3	1	3		1		5	1	2		1				1		1	1	1	1	1	2	2	67
56	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																																				1

施設の 種類	排 水 量 区 分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合 計	
58	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1																													1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																					
59	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2			1																																3	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	5	3	1	5	6		1	1	2		1				3				1		2								1		1	1	1		37	
60	50m ³ /日以上 うち有害物質使用					1																															1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2			1	1		1			1				1	2					1											1	1	1			13	
62	50m ³ /日以上 うち有害物質使用					2								1																							3	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用													1																							1	
63	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用													1																							1	
63の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1 1																																			1 1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																					
64	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1																																			2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																					
64の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1						1																														2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2															1																				3	
65	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1 1	1 1	3 2	1 1											2			1							1 1						1 1						11 7
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5 2	1	5		1	4 2	7 2		1		1		1 1			1	2		3 1	1 1				1		1			1 1	2					1		39 10
66	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2 2		1 1	1 1			8 8																	1 1												1 1	14 14
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3 3		1 1	1 1		1 1	17 16						1 1	1		9		1							2											37 23	

施設の 種類	排 水 量 区 分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合 計	
66の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1			1	1							21	1						1					1	2				1	1		1		34	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	73	134	43	191	74	35	16	2	1	2	1	8	63	63	10		2		4	4		6	41	4	1	54	23	2		143	130	10	6	53	12	1,211	
66の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1															1																			3	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用														1											1				1			1			4		
66の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2	1																																		3	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1						1																					2	
66の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1																																	1	
67	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1									1						1								1											5	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	13	16	4	4	17	12	3				1			2	8		2	1												3	2	1				88	
68	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																	1																				1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	16	5	3	4	2					1				1		2	1													1		1		2		39	
68の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1																																			2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																					1
70	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																																			1
70の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	1																																			6
71	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	52	14	17	9	15	4	17		3	1	1		5	4	3	12	3		5	1				3	1				3	3	2	3	1	3	2		187

施設の 種類	排 水 量 区 分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	芦原町	金津町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合 計
71の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2 1	2 1		1 1			1 1						1				1 1	1 1																		9 6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	9 3	3 2	3 2	2 2	2 1	2 1	2 1						1 1		1 1										1 1					1 1	1 1					28 15
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用															1 1																					1 1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1		1	1	1												1											1 1				2	10 1	
71の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																																			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1 1													1																				2 1
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1 1																																			1 1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1 1		1 1			1 1	1 1																												4 4	
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用							1 1																												1 1	
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	34 1	19 1	16 1	13 1	15 1	3	6	2	1	1	3		1	2 1	2	5	4 1	1		2	3	1	1	4	2	1	2		3	10 1	9	4	1	5	7	183 6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1																																	3
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1			2 2			2 2			1 1					1 1		1 1	1 1	1 1			1	2 2	1 1	1 1	1				24 19
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																																				
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1 1		3			1								1			1													1				1	10 1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用				1									1																							2
合計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	82 13	36 8	42 6	22 5	20 1	12 5	30 14	2	1	4	4	1	14 3	23 1	7 1	7 1	20 4	8 1	15 4	2	5 2	3	2	6 2	4 2	3	5	1	5 2	12 3	14 1	9	1	9	9	440 84
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	259 18	241 2	125 7	250 3	181 4	104 6	93 20	7 1	12	8	4	9	101 4	88 1	38 2	62 1	21 1	18	79 1	13 1	4	17	42	23 1	7 1	67	24	5 1	9 1	170 1	149 1	23	11	63	21	2348 75
	小計	341	277	167	272	201	116	123	9	13	12	8	10	115	111	45	69	41	26	94	15	9	20	44	29	11	70	29	6	14	182	163	32	12	72	30	2788

(資料：環境政策課)

表 3 - 24 発電所設置状況

名 称		発電の種類	発電出力 (千 kW)	運開年月日	冷却用 排水 最大量 (m ³ /秒)	取排水の 温度差 ()	取水排水方法
日本原子力発電株式会社敦賀発電所	1号	原子力発電	357	S45. 3.14	20.2	+8.6	水深 8～13mより取水、表層放流
	2号	"	1,160	S62. 2.17	83.2	+7.0	水深 8～14mより取水、表層放流
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所		"	165	S54. 3.20 〔H15. 3.29 運転終了〕	12.0	+9.0	水深 8～11.5mより取水、表層放流
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		"	280	未定	15.3	+7.0	水深 7mより取水、表層放流
関西電力株式会社 美浜発電所	1号	"	340	S45.11.28	22	+7.8	表層取水、テトラポット囲い方式表層放流
	2号	"	500	S47. 7.25	38	+6.5	"
	3号	"	826	S51.12. 1	54	+7.7	"
関西電力株式会社 高浜発電所	1号	"	826	S49.11.14	54	+7.7	表層取水、有孔斜堤方式水中放流
	2号	"	826	S50.11.14	54	+7.7	"
	3号	"	870	S60. 1.17	66	+7.0	表面取水、パイプ方式水中放流
	4号	"	870	S60. 6. 5	66	+7.0	"
関西電力株式会社 大飯発電所	1号	"	1,175	S54. 3.27	75	+7.7	表層取水、有孔テトラ囲い方式表層放流
	2号	"	1,175	S54.12. 5	75	+7.7	"
	3号	"	1,180	H 3.12.18	84	+7.0	"
	4号	"	1,180	H 5. 2. 2	84	+7.0	"
北陸電力株式会社福井火力発電所		火力発電	350	S48. 1.12	11.8	+9.0	河口表層取水、海面排水
福井共同火力発電株式会社 三国共同火力発電所		"	250	S53. 9. 3	9.5	+8.0	港口水深 8.5～12mの深層取水、港内表層排水
北陸電力株式会社 敦賀火力発電所	1号	"	500	H 3.10. 1	22.5	+7.0	深層取水、表層排水
	2号	"	700	H12. 9.28	31.5	+7.0	"
計			13,530		878		

(資料：原子力安全対策課)

表 3 - 25 温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の拡散面積 (A t)

観測海域	年月日	温排水の厚さ（m）				放水口からの最大到達距離（m）	拡散面積 A t （km ² ）	判断の基準 水温（　）
		放水口からの距離（m）						
		1,000	2,000	3,000	5,000			
立　石	2002. 5.23	1.2	0.7	0.4	1.2	6,625	A19.5 = 9.78 A20.0 = 3.84 A21.0 = 0.25	19.5
美　　浜	2002. 7. 9	0.6	1.0	—	—	2,240	A25.5 = 3.44 A26.0 = 1.33 A27.0 = 0.49 A28.0 = 0.18 A29.0 = 0.03	25.5
大　　飯	2002.10. 3	4.5	4.3	1.3	2.2	9,700	A25.0 = 22.81 A25.5 = 11.89 A26.0 = 6.62 A27.0 = 2.43 A28.0 = 1.05 A29.0 = 0.57 A30.0 = 0.25 A31.0 = 0.05	25.0
内　　浦	2002.10. 4	7.6	4.3	2.1	3.5	6,300	A25.0 = 8.84 A26.0 = 4.90 A27.0 = 1.01 A28.0 = 0.16	25.0
浦　　底	2003. 1.20	1.8	1.6	1.4	—	3,730	A12.5 = 2.44 A13.0 = 1.76 A14.0 = 0.33 A15.0 = 0.12 A16.0 = 0.04 A17.0 = 0.01	12.5

(資料 : 水産試験場)

図 3 - 26 九頭竜川流域下水道計画図

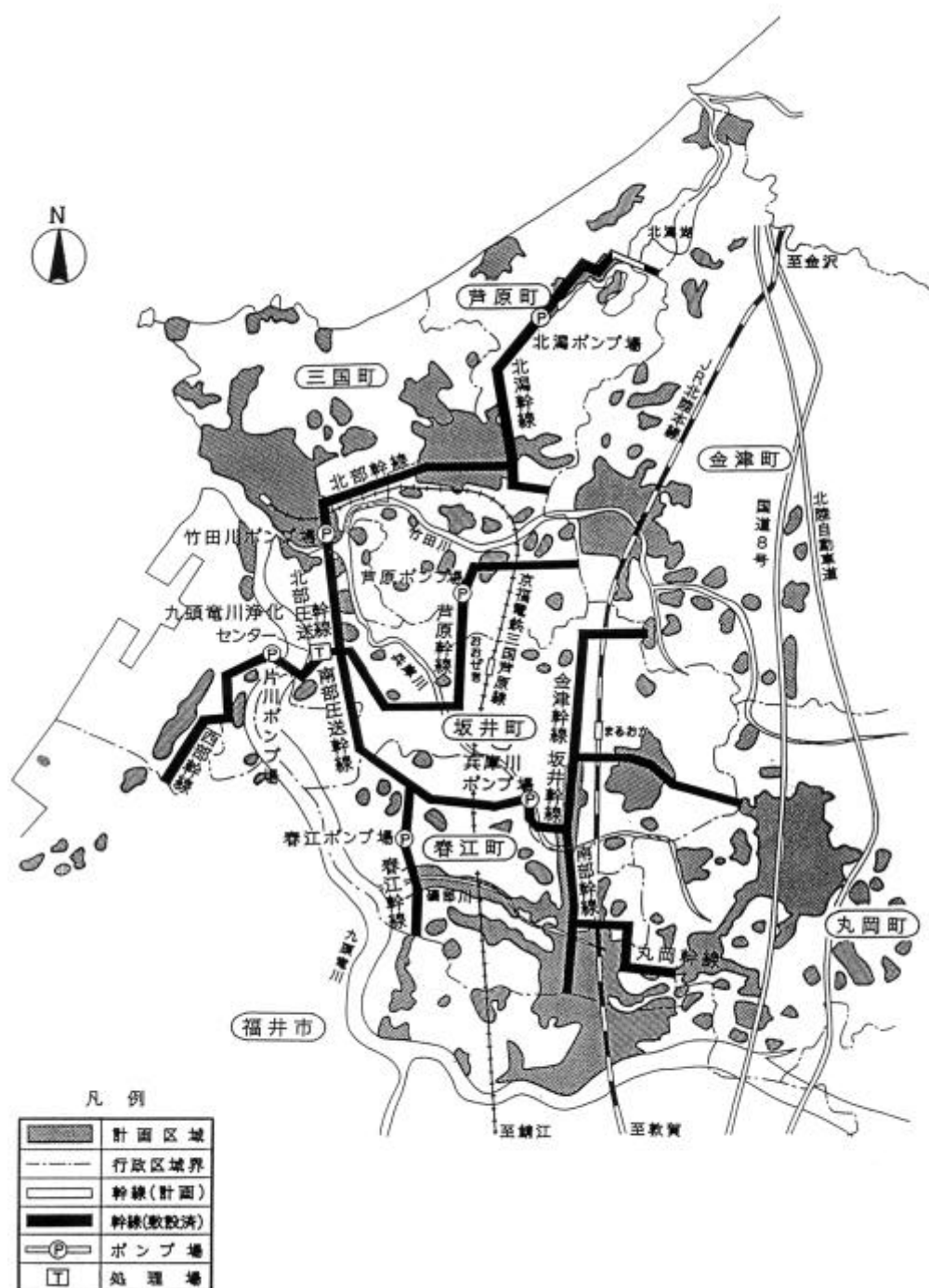


表 3 - 27 公共下水道の現況（公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道）

* 下段：定住、上段：観光（宿泊＋日帰り）ピーク人口／日

都市名	事業名	処理場名	排除方式	処理方式	都市計画 決定告示日 （直近）	下水道法 事業認可日 （直近）	認可計画 計画人口 人	認可計画 計画面積 h a	認可処理能力 現有処理能力 日最大 m ³ /日	事業認可 工 期 （年度）	（予定） 処理開 始年度
福井市	公共下水道	境浄化センター	合 流	標準活性	H14.12. 2	H15. 2.28	64,340	852.0	31,100 31,100	S23-H18	S34. 4
	"	日野川浄化センター	分 流 一部合流	標準活性	H14.12. 2	H15. 2.28	137,140	3,425.0	187,000 104,500	S23-H18	S60.10
	"	流域下水道開通 （1・2・3 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	H8. 4. 9	H 8. 8. 9	16,743	580.0	発生汚水量 15,270	S58-H15	S62. 6
	特定環境保全 公共下水道	鷹巣浄化センター （鷹巣・国見地区）	分 流	O D	—	H14. 3.20	23,770		4,600	H 4-H23	H10. 4
	特定環境保全 公共下水道	鵜浄化センター （川西・大安寺地区）	分 流	O D	—	H14. 3.20	4,240	106.0	4,600	H 4-H23	9 年度末 (H22. 3)
計							3,263	97.0	0		
敦賀市	公共下水道	天筒浄化センター	分 流	標準活性	H14. 8.30	H14. 9.10	23,770		224,500		
	公共下水道	家久浄化センター	分 流 一部合流	標準活性	H14. 3.26	H15. 2.28	225,726	5,060.0	204,970	H49-H20	S58. 7
	特定環境保全 公共下水道	公共開運特環	分 流	家久 浄化センター	—	H15. 2.28	52,300	1,332.0	40,925	S45-H20	S54. 3
	公共下水道	水循環センター	分 流	O D	H14. 3.26	H15. 2.28	35,700	1,130.0	32,600	H 8-H20	H11. 3
	計						2,700	74.0	—	H11-H20	(H20. 4)
計							9,100	378.0	6,750 0		
小浜市	公共下水道	小浜浄化センター	分 流	標準活性	H15. 1.17	H15. 3.31	48,200	1,582	39,350 19,200	S58-H22	H 3. 3
大野市	公共下水道	大野下水処理センター	分 流	O D	H 8. 1.17	H13.10.10	22,200	722.0	19,020 10,479	H 8-H18	(H15. 4)
勝山市	公共下水道	勝山浄化センター	分 流	標準活性	S63. 7. 7	H15. 3. 4	2,950	126.0	1,400 0	S51-H20	S60. 6
鯖江市	公共下水道	鯖江環境 衛生センター	分 流	標準活性	H12. 8. 1	H12.11.21	25,200	970.0	21,900 13,000	S49-H17	S58. 6
三国町	公共下水道	流域下水道開通 （1～6 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	S63. 7.15	H 8. 8. 9	51,600	2,027.0	62,000 54,900	S48-H15	S57. 7
芦原町	公共下水道	流域下水道開通 （1～6 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	H 8. 3.22	H13. 8. 7	19,000	860.0	11,210 13,500	S54-H15	S59. 7
金津町	公共下水道	流域下水道開通 （1～4 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	S63. 7.12	H 8. 8. 9	11,210	606.0	13,500	S56-H15	S60.10
丸岡町	公共下水道	流域下水道開通 （1～2 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	S63. 7.15	H10. 3. 5	15,590	688.0	30,210 121,387	S59-H15	H 1.4.1 元年度扱
春江町	公共下水道	流域下水道開通 （1～6 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	S63. 7.14	H 8. 8. 9	17,094	537.0	4,283.0	S57-H15	S62.4.20
坂井町	公共下水道	流域下水道開通 （1～7 処理分区）	分 流	九頭竜川 浄化センター	H 8. 3.27	H 8. 8. 9	22,610	634.0	84,600 t/day	S59-H15	H 1.4.1 元年度扱
朝日町	公共下水道	朝日町浄化センター	分 流	標準活性	H13. 3.23	H13. 3.30	9,450	378.0	56,400 t/day	S53-H17	S61. 3
織田町	公共下水道	織田浄化センター	分 流	O D	H 6. 3.16	H14. 3.20	8,020	419.0	6,000 6,000	H 1-H20	H 6.10
	特定環境保全 公共下水道	公共開運特環	分 流	織田 浄化センター	—	H14. 3.20	3,800	186.0	3,600 2,400	H 1-H13	H 8.10
	計						1,500	58.0	—		
清水町	公共下水道	清水東部環境センター	分 流	標準＋O D	H 7. 2.22	H 7.12. 1	5,300	244.0	3,600 2,400	S46-H13	S48. 8
	特定環境保全 公共下水道	清水西部環境センター	分 流	O D	—	H 7. 3.21	4,850	132.4	2,600 2,600	S62-H13	H 6. 3
	計						4,090	96.0	3,940 1,970		
五領川 処理区	公共下水道 （丸岡町）	五領川浄化センター	分 流	標準活性	H 2. 8.24	H10. 2.12	8,940	228.4	6,540 4,570		
	公共下水道 （松岡町）						6,240	132.8	3,320 3,396	S53-H16	S58. 4
	計 （組合施工）						5,230	113.5	2,050		58年度扱
	公共下水道	五領川浄化センター へ流入	分 流	五領川 浄化センター	H 3.11.26	H 9.12.25	11,470	246.3	12,530	H 4-H16	H 7. 3
	五領川浄化センター		分 流	標準活性			5,380	181.0	6,000 6,600		
美浜町	公共下水道	美浜浄化センター	分 流	O D	H 6. 3. 4	H11. 2.15	7,930		12,600 6,600	H 1-H19	H 7. 4
高浜町	公共下水道	高浜町せゝらぎランド	分 流	嫌気無酸素 好気式活性	H12. 3.23	H15. 5.26	3,118	300.0	6,000 4,000	H 5-H20	H11. 4
今立町	公共下水道	今立アクリルセンター	分 流	嫌気好気 ろ床法	H12. 3.23	H12. 5. 2	7,450		11,300 3,800	H12-H17	(H17. 3)
永平寺町	特定環境保全 公共下水道	志比浄化センター	分 流	回転生物 接触法	—	H13. 4.12	3,800.0	93.0	1,700 0.0	S52-H17	S55.4.1 55年度扱
	公共下水道	中央浄化センター	分 流	回転生物 接触法	—	H13. 4.12	15,200	15.0	1,150 1,150	S52-H17	S62.4.10
	計						6,100	171.0	3,180 3,180		
美山町	特定環境保全 公共下水道	美山浄化センター FLEX 羽生浄化センター	分 流	フルックス 鋼製 P O D 羽生地区先行整備	H11. 3.23		15,200		4,330 4,330	H 9-H15	H14. 4
宮崎村	特定環境保全 公共下水道	宮崎浄化センター	分 流	O D	H 6. 8.24	H10.12.10	1,000	30.0	500 500	S59-H14	H 1. 4 元年度扱
南条町	特定環境保全 公共下水道	南条浄化センター	分 流	O D	—	H11. 3.18	1,130	60.0	835 835	S63-H17	H 5. 3
池田町	特定環境保全 公共下水道	池田水処理センター	分 流	O D	—	H12. 2.14	3,700	87.0	1,380 1,380	H 5-H16	H11. 3
河野村	特定環境保全 公共下水道	河野村浄化センター	分 流	O D	—	H11.10.25	1,890	99.0	1,640 820	H 7-H14	H12. 3
三方町	特定環境保全 公共下水道	東部浄化センター	分 流	凝集剤添加 O D ＋急速砂ろ過	H13. 5.11		2,150	38.6	1,840 1,840	H 5-H17	H12. 3
	簡易な 公共下水道	海越浄化センター	分 流	膜分離 活性汚泥法	H15. 4. 3		480	7.0	230 -	H15-H21	(H19. 4)
	計						197		2,830 1,300		
上中町	特定環境保全 公共下水道	三宅浄化センター	分 流	O D	—	H15. 3.27	4,397	105.0	1,200 1,200	H 5-H19	H11. 4
	公共下水道	熊川浄化センター	分 流	O D	—	H15. 3.27	2,510	114.0	400 400	H 5-H19	H 9.4.1 8 年度末
	計						890	24.0	1,600 1,600		
名田庄村	特定環境保全 公共下水道	東部浄化センター	分 流	O D	—	H15. 3.27	3,400	138.0	980 980	H 5-H19	H12. 7
その他町村	和泉村・ 今庄町・ 越前町・ 越前村・ 大飯町	上志比村 越前町 大飯町									
市町村計							90,713		464,090		
九頭竜川 流域下水道	流域下水道	九頭竜川浄化センター	分 流	標準活性	H 8. 4.12	H 8. 8. 9	606,562	17,441.3	370,104	S52-H15	S57. 7
県 計							30,210	—再掲—	84,600		
							121,387	4,283.0	56,400		
							90,713	17,441.3	548,690		
							606,562		426,504		

（資料：都市整備課）

表 3 - 28 浄化槽設置届出基数 (人槽別)

(平成 15年 3月 31日現在)

(単位 基)

保健所		単独処理浄化槽							合併処理浄化槽							合計	
		市町村	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～		計
福井		福井市	22,976	1,996	2,433	412	36	0	27,853	1,376	83	126	356	123	47	2,111	29,964
		美山町	299	19	19	2	0	0	339	90	1	2	2	4	1	100	439
		松岡町	577	26	31	9	0	0	643	4	1	0	5	1	2	13	656
		永平寺町	50	6	3	1	0	0	60	24	2	3	4	0	1	34	94
		上志比村	64	6	6	2	0	0	78	2	0	0	0	1	2	5	83
		計	23,966	2,053	2,492	426	36	0	28,973	1,496	87	131	367	129	53	2,263	31,236
坂井		三国町	231	33	60	16	1	0	341	10	3	4	9	3	3	32	373
		芦原町	762	64	86	18	1	1	932	41	1	0	8	4	3	57	989
		金津町	1,061	80	125	19	1	2	1,288	145	13	3	14	3	4	182	1,470
		丸岡町	3,189	240	265	55	2	1	3,752	316	14	12	33	14	5	394	4,146
		春江町	1,776	101	85	30	0	0	1,992	87	7	9	8	6	1	118	2,110
		坂井町	1,183	50	70	10	3	2	1,318	136	9	0	13	1	0	159	1,477
奥越	大野	計	8,202	568	691	148	8	6	9,623	735	47	28	85	31	16	942	10,565
		大野市	5,221	413	556	75	10	0	6,275	706	29	23	59	35	16	868	7,143
		和泉村	67	19	27	23	2	0	138	94	7	9	14	4	0	128	266
	勝山	小計	5,288	432	583	98	12	0	6,413	800	36	32	73	39	16	996	7,409
		勝山市	780	86	111	25	2	0	1,004	170	2	2	12	7	1	194	1,198
		計	6,068	518	694	123	14	0	7,417	970	38	34	85	46	17	1,190	8,607
丹南	鯖江	鯖江市	3,658	228	208	28	4	0	4,126	602	5	5	20	9	3	644	4,770
		今立町	1,732	131	107	18	5	0	1,993	793	2	7	17	4	1	824	2,817
		池田町	172	10	21	5	0	0	208	20	0	2	0	2	0	24	232
		朝日町	111	16	11	0	1	0	139	3	0	0	2	0	3	8	147
		宮崎村	50	5	5	1	0	0	61	9	0	0	0	0	0	9	70
		越前町	397	67	107	18	2	0	591	12	0	0	23	3	1	39	630
		越廼村	123	20	29	8	1	0	181	1	1	1	11	6	2	22	203
		織田町	278	16	20	4	0	0	318	10	0	2	3	0	0	15	333
		清水町	243	19	18	1	2	0	283	2	1	0	3	3	1	10	293
	武生	小計	6,764	512	526	83	15	0	7,900	1,452	9	17	79	27	11	1,595	9,495
		武生市	9,154	681	820	152	19	2	10,828	2,172	60	87	133	42	22	2,516	13,344
		南条町	29	3	9	0	0	0	41	20	1	2	0	5	4	32	73
		今庄町	274	31	26	4	1	0	336	5	0	0	7	6	0	18	354
		河野村	158	22	28	4	0	0	212	80	2	3	1	1	1	88	300
		小計	9,615	737	883	160	20	2	11,417	2,277	63	92	141	54	27	2,654	14,071
		計	16,379	1,249	1,409	243	35	2	19,317	3,729	72	109	220	81	38	4,249	23,566
		二州	敦賀市	4,707	573	802	217	27	2	6,328	1,463	43	48	115	51	27	1,747
三方町	166		30	71	14	0	2	283	15	0	1	12	4	5	37	320	
美浜町	304		15	31	2	1	0	353	75	6	2	10	1	1	95	448	
計	5,177		618	904	233	28	4	6,964	1,553	49	51	137	56	33	1,879	8,843	
若狭	小浜市	753	156	218	38	10	0	1,175	603	18	31	38	22	12	724	1,899	
	上中町	72	13	31	6	0	0	122	13	4	5	10	6	5	43	165	
	名田庄村	64	11	15	3	1	0	94	3	0	2	6	2	2	15	109	
	高浜町	477	58	119	57	2	1	714	296	18	26	21	11	5	377	1,091	
	大飯町	29	25	23	8	0	0	85	17	5	3	28	22	9	84	169	
	計	1,395	263	406	112	13	1	2,190	932	45	67	103	63	33	1,243	3,433	
県計		61,187	5,269	6,596	1,285	134	13	74,484	9,415	338	420	997	406	190	11,766	86,250	

(資料 :食品安全 衛生課)

表3-29 年度別し尿処理状況

(単位:人、kℓ)

年 度			7	8	9	10	11	12	13
区 分									
県 内 総 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723
計 画 処 理 区 域 内 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723
内	水洗化人口	下 水 道 人 口	324,851	337,338	355,476	369,967	387,843	416,528	432,530
		地 域 し 尿 処 理 人 口	544	541	543	536	362	194	194
		浄 化 槽 人 口	255,233	262,072	270,345	273,518	269,859	262,976	257,733
		合 計	580,628	599,951	626,364	644,021	658,064	679,698	690,457
訳	非水洗化人口	計 画 収 集 人 口	230,747	217,550	193,244	178,301	166,396	153,252	134,251
		自 家 処 理 人 口	16,458	11,196	9,471	7,246	5,251	5,091	5,015
		合 計	247,205	228,746	202,715	185,547	171,647	158,343	139,266
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)			70.1	72.4	75.5	77.6	79.3	81.1	83.2
衛 生 処 理 率 (%)			98.0	98.6	98.9	99.1	99.3	99.4	99.4
原 単 位	一人一日平均排出量(ℓ) (し尿)		1.62	1.64	1.73	1.76	1.72	1.66	1.76
	一人一日平均排出量(ℓ) (浄化槽汚泥)		1.23	1.28	1.27	1.28	1.40	1.46	1.53
計 画 収 集 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,378
内 訳	し 尿		137,256	130,885	122,869	115,518	104,724	93,178	86,139
	浄 化 槽 汚 泥		114,360	122,877	125,068	127,360	137,462	140,038	143,821
収 集 形 態 別 内 訳	委託	し 尿	1,013	1,139	705	675	4,225	3,753	696
		浄 化 槽 汚 泥	2,998	2,089	2,657	2,829	10,648	9,432	2,567
		合 計	4,011	3,228	3,362	3,504	14,873	13,185	3,263
	許可	し 尿	96,226	92,101	88,696	83,523	76,019	69,024	85,443
		浄 化 槽 汚 泥	78,644	85,302	85,732	86,468	93,427	95,735	141,254
		合 計	174,870	177,403	174,428	169,991	169,446	164,759	143,821
	組合	し 尿	40,017	37,645	33,468	31,320	24,480	20,401	
		浄 化 槽 汚 泥	32,718	35,486	36,679	38,063	33,387	34,871	
		合 計	72,735	73,131	70,147	69,383	57,867	55,272	
計 画 処 理 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,378
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	119,434	106,317	100,362	94,677	86,152	76,475	79,057
		浄 化 槽 汚 泥	75,756	72,032	74,664	76,297	85,661	86,962	130,909
		合 計	195,190	178,349	175,026	170,974	171,813	163,437	209,966
	下水道投入等	し 尿	17,822	24,568	22,507	20,841	18,572	17,513	6,500
		浄 化 槽 汚 泥	38,604	50,845	50,404	51,063	51,801	53,076	12,912
		合 計	56,426	75,413	72,911	71,904	70,373	70,589	19,412
自 家 処 理 量			8,923	5,974	5,166	3,908	3,052	3,816	4,189
し 尿 等 の 総 排 出 量			260,539	259,736	253,103	246,786	245,238	237,842	233,567

(資料:廃棄物対策課)

表3-30 農業集落排水事業実施状況（平成15年3月末現在）

市町村名	住民基本 台帳人口 (H13年度末)	平成14年度までに事業採択										平成14年度までに供用開始										備 考										
		全体計画（整備構想）		モ デ ル		ミ ニ		集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対市町村 対集排		モ デ ル		ミ ニ			集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対市町村 対集排	
		整備人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数		人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	人口 処理区数	
福井市	249,656	9,843	13	904	1	0	0	4,947	8	0	0	0	0	5,851	9	2.3% 59.4%	904	1	0	0	3,255	5	0	0	0	0	4,159	6	1.7% 42.3%			
敦賀市	67,888	4,120	10	0	0	0	0	2,253	5	0	0	0	0	2,253	5	3.3% 54.7%	0	0	0	0	955	2	0	0	0	0	955	2	1.4% 23.2%			
武生市	71,183	6,898	9	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7% 48.9%	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7% 48.9%			
小浜市	33,176	9,949	14	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1% 93.6%	0	0	0	0	6,024	8	1,818	2	0	0	7,842	10	23.6% 78.8%			
大野市	39,713	9,714	16	832	3	0	0	5,552	9	341	1	0	0	6,725	13	16.9% 69.2%	832	3	0	0	3,907	7	341	1	0	0	5,080	11	12.8% 52.3%			
勝山市	28,380	3,782	6	0	0	0	0	2,588	4	0	0	0	0	2,588	4	9.1% 68.4%	0	0	0	0	399	2	0	0	0	0	399	2	1.4% 10.5%			
鯖江市	65,761	11,901	6	2,010	1	0	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1% 100.0%	2,010	1	0	0	5,924	3	0	0	0	0	7,934	4	12.1% 66.7%			
美山町	5,439	2,680	6	452	3	0	0	1,445	2	0	0	0	0	1,897	5	34.9% 70.8%	452	3	0	0	1,005	1	0	0	0	0	1,457	4	26.8% 54.4%			
松岡町	10,358	810	1	810	1	0	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8% 100.0%	810	1	0	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8% 100.0%			
永平寺町	6,383	0	0																											特定環境保全公共下水道 合併処理		
上志比村	3,687	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8% 100.0%	0	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8% 100.0%			
和泉村	786	0	0																											合併処理		
三国町	24,165	0	0																											流域間連公共下水道		
芦原町	13,753	0	0																											流域間連公共下水道		
金津町	18,173	1,410	2	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	7.8% 100.0%	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	7.8% 100.0%			
丸岡町	31,784	546	1	0	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7% 100.0%	0	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7% 100.0%			
春江町	23,749	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7% 100.0%	0	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7% 100.0%			
坂井町	13,252	0	0																											流域間連公共下水道 公共下水道 合併処理		
今立町	14,152	0	0																											流域間連公共下水道 合併処理		
池田町	3,854	1,116	2	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0% 100.0%	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0% 100.0%			
南条町	5,789	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6% 100.0%	0	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6% 100.0%			
今庄町	5,060	5,042	9	0	0	0	0	4,741	8	301	1	0	0	5,042	9	99.6% 100.0%	0	0	0	0	4,405	7	301	1	0	0	4,706	8	93.0% 93.3%			
河野村	2,282	152	1	0	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7% 100.0%	0	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7% 100.0%			
朝日町	9,938	1,919	3	0	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5% 90.8%	0	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5% 90.8%			
宮崎村	4,120	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9% 100.0%	0	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9% 100.0%			
越前町	6,395	339	2	0	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2% 59.9%	0	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2% 59.9%			
越廼村	1,821	506	2	0	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8% 100.0%	0	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8% 100.0%			
織田町	5,293	206	2	145	1	0	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9% 100.0%	145	1	0	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9% 100.0%			
清水町	10,578	3,218	4	875	3	0	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4% 100.0%	875	3	0	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4% 100.0%			
三方町	9,216	4,151	5	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	0	4,076	4	44.2% 98.2%	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	0	4,076	4	44.2% 98.2%			
美浜町	11,850	3,000	9	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4% 80.5%	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4% 80.5%			
上中町	8,205	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4% 100.0%	0	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4% 100.0%			
名田庄村	2,989	1,264	3	0	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3% 100.0%	0	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3% 100.0%			
高浜町	12,019	3,309	7	0	0	0	0	3,073	5	0	0	0	0	3,073	5	25.6% 92.9%	0	0	0	0	1,495	4	0	0	0	0	1,495	4	12.4% 45.2%			
大飯町	6,496	5,717	23	490	3	0	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0% 100.0%	490	3	0	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0% 100.0%			
県 合計	827,343	106,349	172	8,863	22	2,717	1	69,377	94	3,979	8	5,227	20	90,163	145	10.9% 84.8%	8,863	22	2,717	1	54,757	78	3,979	8	5,227	20	75,543	129	9.1% 71.0%			
市 計	555,757	56,207	74	3,746	5	0	0	36,106	45	2,159	3	0	0	42,011	53	7.6% 74.7%	3,746	5	0	0	23,840	32	2,159	3	0	0	29,745	40	5.4% 52.9%			
町村 計	271,586	50,142	98	5,117	17	2,717	1	33,271	49	1,820	5	5,227	20	48,152	92	17.7% 96.0%	5,117	17	2,717	1	30,917	46	1,820	5	5,227	20	45,798	89	16.9% 91.3%			

注）1. 供用率＝供用（完了）現況定住人口／整備人口（H13末現況定住人口）

2. 処理区：人口については、福井県汚水処理整備構想（H15.3 策定）に基づき調整した数字である。

3. モデル：農村総合整備事業の略 ミニ：農村基盤総合整備事業の略 集排：農業集落排水事業の略 緊急：農業集落排水緊急整備事業の略

4. 採択率：供用率共に人口ベースの数値である。

（資料：農村振興課）

表 3 - 31 漁業集落排水施設の整備状況(平成15年 3月31日現在)

地 区 名	事業主体	漁 港 名	処理開始 年 度	地区人口
越廼村 蒲生・茱崎	越 廼 村	茱 崎 漁 港	(予定) 建設中 H16	1,204人
越前町 梅 浦	越 前 町	越 前 漁 港	H 13	1,901人
越前町 厨	越 前 町	越 前 漁 港	(予定) 建設中 H15	2,707人
越前町 米 ノ	越 前 町	米 ノ 浦 漁 港	(予定) 建設中 H20	736人
敦賀市 立 石	敦 賀 市	立 石 漁 港	(予定) 建設中 H17	91人
敦賀市 白 木	敦 賀 市	白 木 漁 港	H 6	76人
敦賀市 浦 底	敦 賀 市	浦 底 漁 港	H 8	112人
美浜町 日 向	美 浜 町	日 向 漁 港	H 3	803人
美浜町 菅 浜	美 浜 町	菅 浜 漁 港	H 5	545人
美浜町 丹 生	美 浜 町	丹 生 漁 港	S 62	384人
三方町 世 久 見	三 方 町	世 久 見 漁 港	S 63	143人
三方町 神 子	三 方 町	神 子 漁 港	H 4	167人
三方町 小 川	三 方 町	小 川 漁 港	H 11	254人
三方町 常 神	三 方 町	常 神 漁 港	(予定) 建設中 H17	194人
小浜市 阿納・犬熊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 元	175人
小浜市 志 積	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 元	54人
小浜市 矢 代	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 2	70人
小浜市 泊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 4	123人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小 浜 市	内 外 海 漁 港	H 5	146人
小浜市 田 烏	小 浜 市	田 烏 漁 港	H 8	513人
小浜市 仏 谷	小 浜 市	小 浜 漁 港	H 11	56人
高浜町 音 海	高 浜 町	音 海 漁 港	H 14	182人
高浜町 上瀬・日引	高 浜 町	上 瀬 漁 港	(予定) 建設中 H18	161人

(資料 : 水産課漁港漁村整備室)

表 3 - 32 林業集落排水施設の整備状況(平成15年 3月31日現在)

地 区 名	事業主体	処理開始 年 度	地区人口
武生市 白 山	武 生 市	H 11	81人
美山町 間 戸	美 山 町	H 14	137人

(資料 : 森づくり課)

4 . 土 壤 ・ 地 盤 関 係 資 料

表 4 - 1 土 壌 の 汚 染 に 係 る 環 境 基 準

(単 位 : mg / 検 液 1 L)

項 目	基 準
カドミウム	0 . 0 1 以 下 農用地 : 1 mg未満 / 米 1 kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0 . 0 1 以 下
六価クロム	0 . 0 5 以 下
砒素	0 . 0 1 以 下 田 : 1 5 mg未満 / 土 壤 1 kg
総水銀	0 . 0 0 0 5 以 下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田 : 1 2 5 mg未満 / 土 壤 1 kg
ジクロロメタン	0 . 0 2 以 下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以 下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以 下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以 下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以 下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以 下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以 下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以 下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以 下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以 下
チウラム	0 . 0 0 6 以 下
シマジン	0 . 0 0 3 以 下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以 下
ベンゼン	0 . 0 1 以 下
セレン	0 . 0 1 以 下
ふっ素	0 . 8 以 下
ほう素	1 以 下

表 4 - 2 概況調査の結果（平成 14 年度）

測 定 項 目		環境基準値 (mg / L)	検出限界値 (mg / L)	測 定 地区数	検 出 地区数	環境基準 超過の 地区数
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	0.02	0.002	58	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	58	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	58	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	58	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	58	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	58	1	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	58	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	58	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	58	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	58	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	58	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	28	0	0
	全シアン	不検出	0.1	28	0	0
	鉛	0.01	0.005	28	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	28	0	0
	砒素	0.01	0.005	28	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	28	0	0
	P C B	不検出	0.0005	28	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	28	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	28	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	28	0	0
	セレン	0.01	0.002	28	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	28	22	0
	ふっ素	0.8	0.1	28	3	0
	ほう素	1	0.02	28	1	0
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	30	0	0
	ニッケル	-	0.005	30	0	0
	アンチモン	-	0.001	30	0	0

（資料：環境政策課）

- （備考） 1 調査地点数は 1 地区 1 地点の計 60 地点である。
2 要監視項目については、公共用水域等における指針値を括弧内に示した。
3 福井市（特例市）分を含む。

表 4 - 3 汚染井戸周辺地区調査の結果（平成14年度）

調 査 実 施 地 区	勝山市立川地区	美浜町坂尻地区
調 査 地 点 数	16地点	10地点
汚 染 物 質 名	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
検 出 地 点 数	13地点	7地点
環 境 基 準 超 過 地 点 数	0地点	0地点
最 高 濃 度 (mg / L)	0.0033	4.2
環 境 基 準 値 (mg / L)	1	10
検 出 限 界 値 (mg / L)	0.0005	0.02

（資料：環境政策課）

表 4 - 4 定期モニタリング調査の結果

(平成 15年 3月31日現在)

汚 染 物 質 (環境基準)	調 査 実 施 地 区	汚染発見 年 月	モニタリング 井戸数	定期モニタリングによる濃度変化		
				最高検出 濃 度 A (mg/L)	最高濃度検 出井戸での 最近2年間平 均濃度 B (mg/L)	B / A × 100 (%)
トリクロロエチレン (0.03mg/L)	鯖 江 市 筋生田町	11年10月	2	0.11	0.056	51
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L)				0.073	0.053	73
トリクロロエチレン (0.03mg/L)	福 井 市 江 守 中 (注1)	10年9月	1	<0.002	<0.002	—
	福 井 市 石 橋 町 (注1)	10年9月	2	0.017	0.007	41
	宮 崎 村 小曾原1区 (注1)	10年9月	2	<0.002	<0.002	—
	宮 崎 村 小曾原3区 (注1)	10年9月	2	<0.002	<0.002	—
	武 生 市 米 口 町	10年9月	2	0.17	0.033	19
	鯖 江 市 上河内町	8年6月	3	0.31	0.025	8
	鯖 江 市 立待西部	8年10月	5	0.16	0.021	13
	鯖 江 市 立待北部	8年5月	5	0.12	0.032	27
1,1-ジクロロエチレン (0.02mg/L)	鯖 江 市 立待東部	7年12月	1	0.099	0.024	24
				0.13	0.075	58
トリクロロエチレン (0.03mg/L)	鯖 江 市 立待南部	7年10月	5	0.054	0.024	44
	鯖 江 市 神明南部	4年5月	5	0.37	0.1	27
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L)	武 生 市 王 子 保	2年7月	7	0.11	0.013	12
		6年11月		0.097	0.06	62
トリクロロエチレン (0.03mg/L)	鯖 江 市 豊	2年6月	4	0.064	0.036	56
	武 生 市 大 虫	2年2月	4	0.12	0.033	28
	武 生 市 吉 野	1年11月	5	0.11	0.057	52
テトラクロロエチレン (0.01mg/L)	敦 賀 市 布 田 町	11年5月	4	0.021	0.012	57
	小 浜 市 伏 原 (注1)	10年6月	2	<0.0005	<0.0005	—
	勝 山 市 滝 波 町	8年5月	5	0.024	0.0058	24
	鯖 江 市 横 越 町	7年5月	2	0.017	0.004	24
	鯖 江 市 本 町	5年4月	5	0.38	0.12	32
	上 志 比 村 牧 福 島	4年5月	5	0.087	0.002	2
	大 野 市 新 町	1年12月	5	0.065	0.011	17
	武 生 市 北 府	1年11月	4	0.027	0.02	74
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L)	永 平 寺 町 光 明 寺	12年5月	3	0.015	0.0022	15
六価クロム (0.05mg/L)	鯖 江 市 水 落 町	12年8月	1	0.54	0.34	63
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L)	高 浜 町 東 三 松	12年8月	1	51	37	73
		12年6月	1	0.032	0.029	—
砒 素 (注2) (0.01mg/L)	武 生 市 塚 町・三ツ屋町	12年6月	2	0.031	0.026	—
	坂 井 町 上 兵 庫	10年5月	1	0.035	0.018	—
	三 方 町 東 部	9年12月	3	0.15	0.089	—
	高 浜 町 園 部	2年11月	1	0.039	0.024	—

(資料：環境政策課)

(注 1) 環境基準の超過が工場敷地内の地下水に限定された地区であり、汚染発見年月は事業者から県に報告があった年月。

(注 2) 砒素による地下水汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられる。

(備考) 福井市(特例市)分を含む。

表 4 - 5 - 1 観測井における地下水位の経年変化

(単位：管頭下m)

観測井	水位	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
(28m井)	最高	18.11	15.72	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68
	最低	25.49	23.30	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95	19.67	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36
	変動差	7.38	7.58	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68
	年平均	21.59	19.73	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97	13.49	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.67
(130m井)	最高	17.30	15.50	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28
	最低	36.92	33.85	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88
	変動差	19.62	18.35	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60
	年平均	24.14	22.02	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86	14.38	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18
(51m井)	最高	14.20	12.58	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48
	最低	27.38	23.24	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96
	変動差	13.18	10.66	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48
	年平均	17.76	16.35	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85

(資料：環境政策課)

表 4 - 5 - 2 観測井における経年沈下量

(単位：mm)

観測井	収縮量	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
(28m井)	年総量	2.74	2.51	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18
	累積	5.34	7.85	9.31	11.41	13.11	13.97	15.03	20.22	21.70	22.89	24.58	24.96	25.27	26.40	27.33	28.11	27.92	29.19	29.66	30.07	30.32	30.16	31.04	30.92	31.52	31.70
(130m井)	年総量	7.05	5.88	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27
	累積	16.03	21.91	17.87	30.98	29.55	29.16	33.23	52.20	49.72	44.60	45.77	47.63	49.70	49.99	53.57	53.80	51.56	52.45	54.32	53.52	52.16	49.28	55.40	50.64	50.00	51.27
(51m井)	年総量	19.27	10.02	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88
	累積	34.80	44.82	46.05	52.70	56.40	59.31	61.97	73.90	74.02	76.07	78.29	78.85	78.97	79.81	83.48	85.88	85.28	88.56	92.72	91.64	92.20	91.84	94.16	93.96	94.60	97.48

(注) —は隆起

(資料：環境政策課)

表4 - 6 - 1 福井平野における水準測量結果

(単位 mm、▲ 擁起)

水準点番号	水準点所在地	年 間 変 動 量											累 積 対 象 測 定	
		51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	平均値	(S50～H12)	地 域 機 関
1 (1)一般水準測量路線.....旧国道 8号線 (基15から910 - 1)														
基 15	金津町熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	▲ 0.7							(2.6)	〃
008-391	笹岡	1.0	3.0	▲ 1.6	2.4	▲ 0.8		34.3					(38.3)	〃
893	笹岡	▲ 0.7	1.0	▲ 2.7	1.4	▲ 1.1		2.9	2.5	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.2	2.4	〃
008-392	前谷	▲ 1.3	5.5	▲ 3.6	0.4	▲ 0.1		4.7	3.3	0.2	▲ 0.9	▲ 0.2	8.2	〃
894	中川	▲ 2.9	4.1	▲ 2.7	▲ 1.2	1.2		0.5	2.8	▲ 0.8	▲ 2.1	▲ 0.5	▲ 1.1	〃
895	瓜生	▲ 2.2	6.3	▲ 2.0	▲ 9.2	11.8		▲ 0.6	4.4	1.0	1.4	0.4	10.9	〃
008-395	丸岡町坪江					事故		再設	3.8	亡失			(3.8)	〃
008-396	長畝	▲ 0.2	7.8	▲ 1.5	▲ 4.9	5.2				亡失			(6.4)	〃
896	長畝	0.8	7.7	▲ 3.1	▲ 6.8	0.2		5.8	5.0	1.9	▲ 1.9	▲ 0.5	9.6	〃
008-398	谷町1丁目	▲ 1.8	5.7	▲ 0.9	▲ 7.1	1.0		7.4	4.0	3.3	▲ 2.3	▲ 0.6	9.3	〃
897	谷町3丁目	▲ 1.3	5.1	▲ 0.4	▲ 7.6	0.5	▲ 0.1	5.7	3.9	3.5	▲ 2.1	▲ 0.5	7.2	〃
008-399	共栄	設置	6.2	▲ 0.3	▲ 6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	22.5	〃
008-400	吉政	▲ 0.7	7.2	▲ 2.1	▲ 7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲ 5.0	▲ 1.3	4.1	〃
898	高柳	0.0	8.1	▲ 1.4	▲ 6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	▲ 0.8	▲ 0.2	26.0	〃
008-401	北横地	▲ 1.2	9.0	▲ 1.3	▲ 6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲ 1.5	▲ 0.4	16.2	〃
899	春江町寄安	0.1	11.2	▲ 4.4	▲ 5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲ 2.3	▲ 0.6	12.3	〃
900	福井市下森田桜町	2.8	12.1	▲ 4.2	▲ 5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲ 0.7	▲ 0.2	35.8	〃
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲ 1.4	▲ 5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	0.5	32.5	〃
902	文京1丁目	▲ 3.1	11.3	▲ 3.3	▲ 6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	▲ 1.5	▲ 0.4	28.1	〃
交5258	松本2丁目	▲ 3.4	11.3	▲ 1.4	▲ 4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲ 2.3	▲ 0.6	32.9	〃
903	大手3丁目	▲ 3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	0.0	76.2	〃
008-410	大手3丁目	▲ 4.4	11.0	▲ 0.7	▲ 0.2	14.8	17.0	5.1	19.6				(62.2)	〃
008-411	毛矢1丁目	▲ 3.8	6.9	▲ 2.4	▲ 3.0	2.8	12.9				▲ 3.7	▲ 0.9	9.7	○ 〃
904	西木田1丁目	▲ 3.7	11.2	1.9	▲ 1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲ 3.5	▲ 0.9	45.4	○ 〃
008-412	みのり1丁目	▲ 0.3	4.4	▲ 0.3	4.6	▲ 0.4	14.1	4.2	4.0	亡失			(30.3)	○ 〃
125	みのり1丁目									設置	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 1.0	○ 市
905	花堂北2丁目	▲ 2.6	▲ 1.6	▲ 4.0	0.7	▲ 6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 9.9	○ 国
008-413	花堂中1丁目	▲ 1.2	12.7	1.7	▲ 2.2	1.7	12.8	事故	-	1.5	0.6	0.2	27.6	○ 〃
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲ 1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲ 2.3	▲ 0.6	60.2	○ 〃
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設				(81.4)	〃
008-416	今市町	▲ 4.8	8.4	1.5	▲ 6.5	▲ 2.6	7.5						(3.5)	〃
907	今市町	▲ 7.0	3.4	0.8	▲ 5.0	▲ 1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲ 2.3	▲ 0.6	3.6	〃
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲ 0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.2	46.1	〃
008-418	浅水二丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.4	105.8	〃
908	下江尻町	▲ 9.0	1.2	▲ 0.8	1.5	1.2	▲ 1.7	6.1	4.2	▲ 3.8	▲ 1.5	▲ 0.4	▲ 2.6	〃
909	鯖江市神明町	▲ 3.1	▲ 1.2	0.2	2.1	▲ 1.5	2.1	3.9	4.7	▲ 2.0	▲ 1.5	▲ 0.4	3.7	〃
910	水落町	▲ 5.3	▲ 2.3	▲ 1.4	2.4	▲ 1.3	1.4	0.7	3.1	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 4.6	〃
38	上河端町	▲ 2.1	0.0	▲ 0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0				(12.2)	〃
910-1 仮不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	〃
1 (2)一般水準測量路線.....九頭竜川左岸通(附21から15)														
付21 仮不動点	三国町梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0	国
44012-006	安島	▲ 0.1	▲ 0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	▲ 0.2	1.7	0.4	12.5	〃
44012-004	安島	1.4	▲ 2.3	0.0	1.2	3.1	▲ 1.5	▲ 0.8	1.1	▲ 1.1	事故		(1.1)	〃
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	▲ 1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	0.4	86.3	〃
44012-000	元新	5.0	▲ 0.3	▲ 0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失		(41.2)	〃
3244	新保	1.9	3.4	▲ 6.3	3.7	1.2	▲ 0.9	2.8	▲ 1.9	2.1	1.8	0.5	7.8	〃
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	4.0	268.6	〃
41	下野		設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	1.2	99.1	〃
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	2.5	162.0	〃
42	昭和新町		設置	▲ 10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲ 2.4	5.7	1.0	0.3	19.6	〃
43	三宅町		設置	▲ 16.0	1.1	▲ 1.5	0.7	4.0	▲ 2.8	4.6	0.0	0.0	▲ 9.9	〃
3247	布施田町	1.9	21.9	▲ 1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	0.9	84.4	〃
3248	江上町	▲ 2.2	9.7	▲ 5.1	▲ 3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	1.9	26.7	〃
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲ 1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.2	58.7	〃
3250	地藏堂町	▲ 0.6	12.1	1.4	▲ 1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	1.2	81.9	〃
3251	文京6丁目	▲ 0.6	15.3	0.5	▲ 3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲ 0.7	▲ 0.2	44.9	〃
15	乾徳2丁目	▲ 4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	3.2	206.6	〃
2 (1)福井平野北部(飯井郡).....三国町梶から金津町矢地(44012-008から44032-002)														
44012-008	三国町梶	3	0	-1	1	0	3	2	再設	2	▲ 2	▲ 0.5	8.0	県
44012-010	平山	3	0	0	1	1	6	0	▲ 1	1	▲ 2	▲ 0.5	9.0	〃
44012-012	加戸	6	7	3	-2	3	23	6	▲ 1	1	0.3	47.0	〃	
44012-014	芦原町田中々	6	8	4	0	7	22	6	4	再設	4	1.0	61.0	〃
44013-000	国影	3	9	8				13	▲ 5	3	1	0.3	32.0	〃
44013-002	金津町坂の下	4	8	1				再設	▲ 1	2	2	0.5	16.0	〃
44032-000	菅野	-4	4	-6				5	再設	▲ 3	2	0.5	▲ 2.0	〃
44032-002	矢地	-1	6	-4				10	6	0	6	1.5	23.0	〃
2 (2)福井平野北部(飯井郡および福井市の一部).....芦原街道(1から13)														
1	芦原町下番	16	22	11	10	21	33	21	12	4	5	1.3	155.0	県
2	坂井町大味	7	18	1	4	再設	49	23	12	4	2	0.5	120.0	〃
5	下兵庫	1	13	-3	-1	5	3	7	2	移設	▲ 3	▲ 0.8	24.0	〃
3253	春江町西長田	4	13	-4	0	3	1	5	2	3	▲ 6	▲ 1.5	21.0	〃
10	西太郎丸	2	17	-5	-1	7	7	6	4	9	再設		(46)	〃
12	針原	-2	13	-1	-2	2	7	3	5	4	▲ 6	▲ 1.5	23.0	〃
13	福井市天池町	4	17	3	-1	7	17	再設	21	6	▲ 1	▲ 0.3	73.0	〃
2 (3)福井平野北部(飯井郡).....坂井町宮領～春江町江留上(7から11)														
3	坂井町木部新保	11.0	24.0	0.0	2.0	10.0	10.0	11.0	4.0	3.0	0.0	0.0	75.0	県
4	清永	5.0	16.0	0.0	▲ 1.0	4.0	10.0	8.0	4.0	0.0	▲ 4.0	▲ 1.0	42.0	〃
5	下兵庫	1.0	13.0	▲ 3.0	▲ 1.0	5.0	3.0	7.0	2.0	-	▲ 3.0	▲ 0.8	24.0	〃
6	上新庄	6.0	17.0	3.0				再設	19.0	20.0	2.0	0.5	67.0	〃
7	宮領	0.0	6.0	1.0				13.0	7.0	1.0	▲ 1.0	▲ 0.3	27.0	〃

注:1) 累積の()は最終測定年までの累積である。

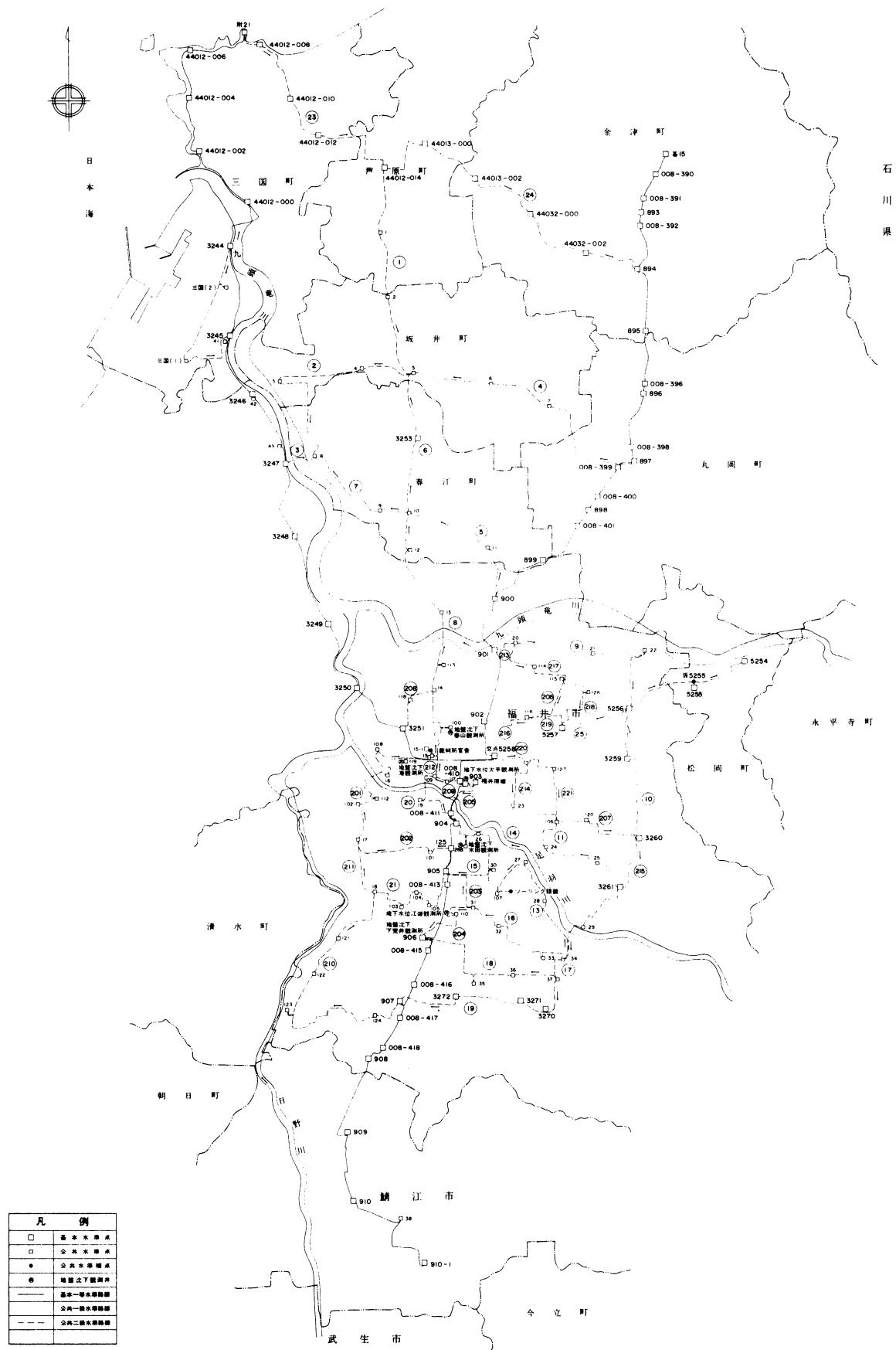
2) 平均値はH8～H12の平均値

3) 背景色部分の水準点は再揭示

水準点番号		水準点所在地		年間変動量										(単位 mm、▲ 隆起)		累積		対象測定	
				51	52	53	54	54～56	56～60	60～63	63～H4	H4～H8	H8～H12	平均値	(S50～H12)	地域	機関		
2 (3) 福井平野北部 (坂井郡).....坂井町宮領～春江町江留上 (7から11)																			
8	春江町布施田新	4.0	21.0	0.0	▲ 3.0	5.0	14.0	6.0	2.0	4.0	▲ 2.0	▲ 0.5	51.0		市		国		
9	高江	0.0	17.0	▲ 3.0	▲ 4.0	5.0	4.0	5.0	1.0	6.0	▲ 2.0	▲ 0.5	29.0		市		国		
10	西太郎丸	2.0	17.0	▲ 5.0	▲ 1.0	7.0	7.0	6.0	4.0	9.0	再設		(46)		市		国		
11	江留上	4.0	11.0	▲ 7.0	▲ 3.0	5.0	3.0	8.0	2.0	5.0	▲ 2.0	▲ 0.5	26.0		市		国		
3 福井市南部地域 (対象地域)																			
008-411	福井市毛矢 1丁目	▲ 3.8	6.9	▲ 2.4	▲ 3.0	2.8	12.9						13.4	○	市		国		
904	西木田 1丁目	▲ 3.7	11.2	1.9	▲ 1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲ 3.5	▲ 0.9	45.4	○	市		国		
26	春日 3丁目	▲ 6.0	9.0	1.0	▲ 4.0	3.0	18.0	5.0	8.0	8.0	▲ 4.0	▲ 1.0	38.0	○	市		国		
101	月見 4丁目						設置	16.0	16.0	10.0	13.0	3.3	55.0	○	市		国		
008-412	みのり1丁目	▲ 0.3	4.4	▲ 0.3	4.6	▲ 0.4	14.1	4.2	4.0	事故			(30.3)	○	市		国		
125	みのり1丁目									設置	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 1.0	○	市		国		
26-1	木田 1丁目	設置	13.0	1.0	▲ 2.0	2.0	22.0	2.0	7.0	0.0	▲ 8.0	▲ 2.0	37.0	○	市		国		
26-2	木田 1丁目	設置	12.0	1.0	▲ 2.0	1.0	24.0	2.0	7.0	1.0	▲ 9.0	▲ 2.3	37.0	○	市		国		
27	下馬町	▲ 5.0	6.0	▲ 3.0	▲ 2.0	▲ 2.0	17.0	▲ 1.0	10.0	8.0	0.0	0.0	28.0	○	市		国		
905	花堂北 2丁目	▲ 2.6	▲ 1.6	▲ 4.0	0.7	▲ 6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 9.9	○	市		国		
30	羽水 1丁目	▲ 6.0	5.0	▲ 5.0	▲ 1.0	6.0	11.0	再設	14.0	8.0	▲ 1.0	▲ 0.3	31.0	○	市		国		
008-413	花堂中 1丁目	▲ 1.2	12.7	1.7	▲ 2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	0.2	27.6	○	市		国		
107	下六条町						設置	19.0	20.0	12.0	6.0	1.5	57.0	○	市		国		
28	小稲津町	▲ 5.0	2.0	▲ 1.0	0.0	▲ 3.0	11.0	0.0	0.0	5.0	▲ 1.0	▲ 0.3	8.0	○	市		国		
103	江守中町						設置	5.0	10.0	0.0	3.0	0.8	18.0	○	市		国		
104	西谷 2丁目						設置	7.0	14.0	2.0	5.0	1.3	28.0	○	市		国		
105	大島町						設置	5.0	7.0	1.0	0.0	0.0	13.0	○	市		国		
110	江端町						設置	11.0	7.0	▲ 2.0	▲ 0.5		16.0	○	市		国		
31	大町	▲ 2.0	8.0	1.0	▲ 2.0	1.0	13.0	2.0	6.0	3.0	1.0	0.3	31.0	○	市		国		
32	下六条町	▲ 5.0	7.0	3.0	▲ 2.0	▲ 1.0	15.0	5.0	10.0	12.0	4.0	1.0	48.0	○	市		国		
40	下荒井町	設置	31.0	11.0	▲ 3.0	6.0	22.0	6.0	7.0	6.0	1.0	0.3	87.0	○	市		国		
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲ 1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲ 2.3	▲ 0.6	60.2	○	市		国		
4 (1) 対象地域を除く 福井市.....北西部																			
113	福井市灯明寺 2丁目								設置	5.0	3.0	0.8	8.0		市		国		
14	新田塚町	▲ 2.0	10.0	2.0	▲ 1.0	1.0	11.0	12.0	10.0	5.0	▲ 5.0	▲ 1.3	43.0		市		国		
118	ハツ島町								設置	15.0	0.0	0.0	15.0		市		国		
100-1	文京 3丁目						設置	0.0	6.0	6.0	2.0	0.5	14.0		市		国		
100-2	文京 3丁目						設置	1.0	6.0	6.0	3.0	0.8	16.0		市		国		
15-1	乾徳 2丁目							設置	14.0	13.0	3.0	0.8	30.0		市		国		
108	菅谷 2丁目							設置	11.0	12.0	7.0	1.8	30.0		市		国		
119	学園 1丁目							設置	14.0	6.0	1.5	20.0		市		国			
16	光陽 4丁目	5.0	22.0	8.0	0.0	19.0	再設	14.0	10.0	11.0	3.0	0.8	92.0		市		国		
109	照手 2丁目							設置	11.0	8.0	2.0	0.5	21.0		市		国		
117	順化 2丁目							設置	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0		市		国		
4 (2) 対象地域を除く 福井市.....北東部																			
20	福井市高木町	2.0	6.0	▲ 2.0	▲ 4.0	2.0	再設	10.0	6.0	13.0	▲ 3.0	▲ 0.8	30		市		国		
21	大和田町	10.0	8.0	▲ 1.0	0.0	1.0	11.0	3.0	2.0	5.0	▲ 5.0	▲ 1.3	34		市		国		
22	北野上町	5.0	0.0	▲ 4.0	▲ 2.0	▲ 6.0	9.0	▲ 1.0	2.0	3.0	▲ 8.0	▲ 2.0	▲ 2		市		国		
114	高柳町								設置	10.0	4.0	1.0	14		市		国		
115	大和田町								設置	9.0	2.0	0.5	11		市		国		
116	開発 4丁目								設置	8.0	0.0	0.0	8		市		国		
111	四ッ井 2丁目							設置	3.0	2.0	▲ 6.0	▲ 1.5	▲ 1		市		国		
5257	新保 1丁目	2.0	7.0	▲ 4.0	0.0	▲ 7.0	13.0	0.0	3.0	1.0	▲ 1.0	▲ 0.3	14		市		国		
5256	上中町	0.0	3.0	▲ 4.0	▲ 3.0	▲ 2.0	6.0	▲ 2.0	3.0	2.0	▲ 9.0	▲ 2.3	▲ 6		市		国		
3259	原目町	▲ 1.0	3.0	▲ 3.0	▲ 1.0	▲ 2.0	12.0	▲ 5.0	3.0	3.0	▲ 5.0	▲ 1.3	4		市		国		
福井原標	大手 3丁目						再設	9.0	6.0	4.0	▲ 2.0	▲ 0.5	17		市		国		
23	御幸 2丁目	▲ 4.0	12.0	8.0	▲ 6.0	5.0	19.0	4.0	6.0	4.0	▲ 4.0	▲ 1.0	44		市		国		
106	成和 2丁目						設置	5.0	8.0	6.0	▲ 2.0	▲ 0.5	17		市		国		
120	問屋 2丁目							設置	7.0	▲ 5.0	▲ 1.3		2		市		国		
3260	河水町	▲ 5.0	3.0	▲ 4.0	0.0	▲ 2.0	11.0	▲ 1.0	2.0	5.0	▲ 7.0	▲ 1.8	2		市		国		
24	和田東町	▲ 6.0	8.0	▲ 1.0	▲ 5.0	▲ 2.0	20.0	1.0	再設	1.0	▲ 3.0	▲ 0.8	13		市		国		
25	曾万布町	▲ 9.0	3.0	▲ 7.0	3.0	▲ 8.0	13.0	再設	3.0	0.0	▲ 3.0	▲ 0.8	▲ 5		市		国		
3261	荒木町	▲ 8.0	▲ 1.0	▲ 5.0	1.0	▲ 6.0	5.0	▲ 3.0	1.0	2.0	▲ 4.0	▲ 1.0	▲ 18		市		国		
29	稲津町	▲ 5.0	0.0	▲ 1.0	3.0	▲ 5.0	6.0	1.0	2.0	5.0	▲ 4.0	▲ 1.0	2		市		国		
4 (3) 対象地域を除く 福井市.....南西部																			
112	福井市賀茂河原 2丁目							設置	5	3	▲ 3	▲ 0.8	5		市		国		
19	足羽 2丁目	0	16	7	4.0	▲ 4.0	27.0	2	6	2	4	1.0	64		市		国		
102	若杉町						設置	10	14	7	2	0.5	33		市		国		
17	福新町	2	15	0	▲ 4.0	4.0	16.0	10	10	4	1	0.3	58		市		国		
18	種池町	▲ 1	6	2	▲ 2.0	7.0	6.0	6	11	5	4	1.0	44		市		国		
121	合谷町								設置	3	3	0.8	6		市		国		
122	南居町								設置	30	21	5.3	51		市		国		
123	三尾野町								設置	12	15	3.8	27		市		国		
124	中野町								設置	4	3	0.8	7		市		国		
4 (4) 対象地域を除く 福井市.....南東部																			
33	福井市下細江町	▲ 8	1	▲ 2	1	▲ 6	3	1	3	8	▲ 3	▲ 0.8	▲ 2		市		国		
34	稲津町	▲ 6	2	▲ 4	2	▲ 4	10	8	再設	17	▲ 1	▲ 0.3	24		市		国		
35	新開町	▲ 5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲ 2	▲ 0.5	30		市		国		
36	上河北町	▲ 5	3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	4	0	2	3	▲ 3	▲ 0.8	▲ 5		市		国		
37	上細江町	▲ 5	2	▲ 1	▲ 1	▲ 5	3	0	4	4	▲ 1	▲ 0.3	0		市		国		
3272	半田町	1	9	5	▲ 4	6	8	3	5	▲ 1	事故		(32)		市		国		
3271	太田町	▲ 2	0	▲ 1	▲ 3	▲ 4	5	0	3	▲ 2	▲ 1	▲ 0.3	▲ 5		市		国		
3270	徳光町	▲ 5	0	▲ 1	▲ 2	▲ 5	8	0	2	1	1	0.3	▲ 1		市		国		

注: 1) 累積の () は最終測定年までの累積である。 (資料: 環境政策課)
2) 平均値はH8～H12の平均値
3) 背景色部分の水準点は再掲示

表 4 - 6 - 2 福井平野水準測量路線図



5. 有害化学物質関係資料

表5 - 1 有害大気汚染物質の測定結果（平成14年度）

（単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

地 域 分 類	一 般 環 境						固 定 発 生 源 周 辺						沿 道		
測 定 地 点	福 井 局			和 久 野 局			三 国 局			武 生 局			自 排 鯖 江 局		
物 質 名	平 均	最 小	最 大	平 均	最 小	最 大	平 均	最 小	最 大	平 均	最 小	最 大	平 均	最 小	最 大
ベンゼン	1.5	0.8	2.5	1.2	0.5	1.6	1.2	0.7	1.8	1.4	0.9	2.3	1.7	1.1	2.6
トリクロロエチレン	0.7	0.3	1.3	<0.3	<0.3	0.5	0.3	<0.3	0.6	<0.3	<0.3	0.7	0.5	<0.3	1.4
テトラクロロエチレン	0.18	0.09	0.47	0.08	<0.04	0.22	0.13	0.05	0.23	0.10	0.05	0.20	0.08	<0.04	0.22
ジクロロメタン	1.8	0.8	3.1	0.6	0.2	2.1	1.7	0.4	3.6	1.3	0.7	3.1	3.0	1.1	8.4
アクリロニトリル	<0.04	<0.04	0.04	<0.04	<0.04	0.08	<0.04	<0.04	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	<0.04	0.09
塩化ビニルモノマ -	0.08	0.03	0.17	0.03	<0.02	0.07	0.05	0.02	0.10	0.13	0.02	0.37	0.26	0.11	0.39
酸化エチレン	0.055	0.035	0.13	0.043	0.020	0.11	0.036	0.017	0.066	0.043	0.033	0.076	0.13	0.052	0.37
水銀及びその化合物	0.0022	0.0016	0.0035	0.0015	0.0012	0.0019	0.0016	0.0013	0.0020	0.0017	0.0012	0.0021	0.0018	0.0014	0.0024
ヒ素及びその化合物	0.0009	<0.0002	0.0022	0.0010	0.0002	0.0022	0.0010	<0.0002	0.0026	0.0012	0.0003	0.0026	0.0010	<0.0002	0.0025

（資料：環境政策課）

表 5 - 2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	適 用 範 囲	達 成 期 間
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない	・環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・環境基準が達成されている地域若しくは、水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/ℓ 以下	公共用水域および地下水について適用する	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない	

- (備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。
3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5 - 3 ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間あたり1トン以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼または鍛鉱の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。)が0.5平方メートル以上または焼却能力(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。)が1時間当たり50kg以上のもの

表 5 - 4 ダイオキシン類に係る大気排出基準

(単位: ng - TEQ / m³ N)

特定施設の種類の種類		新設施設基準	既設施設基準 (H12.1.14以前に設置されたもの)
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時以上	0.1
		2 t/時 ~ 4 t/時	1
		2 t/時未満	5

- (備考) 既設施設のうち、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されている廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/h以上)及び製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。

表 5 - 5 ダイオキシン類に係る水質基準適用施設

1	パルプ等製造業の漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）または亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造業の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
6	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設等	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設
7	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設
8	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設
9	ナフトキノン製造業のろ過施設等	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設
10	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設
11	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉または乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
12	亜鉛回収業の精製施設等	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
13	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	大気に係る特定施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、および当該廃棄物焼却炉において発生する灰の貯留施設で汚水または廃液を排出するもの
14	廃PCB等処理施設	廃棄物処理法により規定されている、廃PCB等またはPCB処理物の分解施設およびPCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設及び分離施設
15	下水道終末処理施設	上記の1～14に掲げる施設に係る汚水または廃液を含む下水を処理する施設
16	工場・事業場からの排水処理施設	上記の1～14に掲げる施設を設置する工場・事業場から排出される水（上記の1～14に掲げる施設からの汚水または廃液を含むものに限る。）を処理する施設

表 5 - 6 ダイオキシン類に係る水質排出基準

(単位：pg - TEQ / ℓ)

特定施設の種類 (上記施設の番号)	基準
1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16 8*, 9*	10

* 平成 15 年 12 月 17 日から特定施設に追加

基準は施行日から 1 年間適用猶予、ただし既に当該工場または事業場が特定事業場（水質基準適用事業場）である場合は、施行日から基準適用

表5 - 7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

(平成15年3月31日現在)

特定施設の種類	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	稼働施設		休 止	合 計	稼働事業場		休 止	合 計
	測定義務あり	測定義務なし ^{注1}			測定義務あり	測定義務なし ^{注1, 2}		
アルミ合金製造施設	16	0	0	16	0	2	0	2
廃棄物焼却炉	135	6	10	151	8	12	0	20
下水道終末処理場	-	-	-	-	1	0	0	1
合 計	151	6	10	167	9	14	0	23

(資料：環境政策課)

- (注) 1 平成15年3月31日現在で、稼働期間が1年未満または建設中の施設。
2 排水水がない事業場または下水道等へ排出する事業場。

表5 - 8 - 1 国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果（平成14年度）

（１）環境調査結果

単位：大気 pg-TEQ/m³ 水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g 土壌 pg-TEQ/g

調 査 の 種 類		地点数	検体数	環境基準 超過地点数	調査結果		
					平均値	最小値	最大値
大 気	一般環境	731 (732)	3,037 (3,038)	2 (-)	0.093 (0.093)	0.0066 (0.0066)	0.84 (0.84)
	発生源周辺	206 (228)	706 (728)	1 (-)	0.092 (0.094)	0.0077 (0.0077)	0.67 (0.75)
	沿 道	29 (29)	104 (104)	0 (-)	0.091 (0.091)	0.017 (0.017)	0.29 0.29
	全 体	966 (989)	3,847 (3,870)	3 (-)	0.93 (0.93)	0.0066 (0.0066)	0.84 (0.84)
公共用水域水質	河 川	1,458	1,850	55	0.30	0.010	2.7
	湖 沼	76	88	1	0.21	0.024	1.4
	海 域	442	490	0	0.092	0.014	0.70
	全 体	1,976	2,428	56	0.25	0.010	2.7
公共用水域底質	河 川	1,133	1,163	20	9.5	0.029	640
	湖 沼	60	64	0	13	0.17	64
	海 域	360	363	6	14	0.0087	580
	全 体	1,553	1,590	26	11	0.0087	640
地 下 水 質		1,310	1,312	1	0.066	0.011	2.0
土 壌	一 般 環 境 把 握 調 査	2,282	2,282	0	3.4	0	250
	発生源周辺状況把握調査	1,018	1,018	0	4.7	0.00013	130
	全 体	3,300	3,300	0	3.8	0.0011	250

（資料：環境政策課）

- （注） 1 大気、公共用水域（水質、底質）及び地下水質の調査結果における平均値、最小値及び最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値及び最大値である。
- 2 大気については、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。
なお、上段は夏期及び冬期を含む年2回以上調査された地点、下段（ ）内は全調査地点の数値である。
- 3 公共用水域（水質、底質）については、地方公共団体が測定した結果を取りまとめたものである。
- 4 土壌については、このほかに対象地状況把握調査（2か所3地点）及び調査指標確認調査（4か所18地点）が実施された。

（２）国のダイオキシン類調査結果（平成14年度 福井県分）

調査媒体	分 類	調 査 地 点	調査時期	ダイオキシン類	環境基準
大 気 (pg-TEQ/m ³)	一般環境	福井市豊島（福井局）	夏	0.057～0.079 (年平均：0.066)	0.6
			秋		
			冬		
			春		
公共用水域 水 質 (pg-TEQ/L)	河 川	九頭竜川（中角橋）	10月	0.090	1
		北川（高塚橋）	10,1月	0.23	
公共用水域 底 質 (pg-TEQ/g)	河 川	九頭竜川（中角橋）	〃	0.85	150
		北川（高塚橋）	〃	0.95	

（資料：環境政策課）

- （注） 大気調査は環境省、公共用水域は国土交通省の調査結果

表5 - 8 - 2 ダイオキシン類常時監視結果（平成14年度）

(1) 大気

No	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
1	一般地域	福井市湊町 (大気汚染常時監視測定局 社局)	平成14年5月9日～16日	0.22	定点 (至民中敷地内)
			平成14年8月1日～8日	0.1	
			平成14年10月17日～24日	0.074	
			平成15年2月3日～10日	0.075	
			年 平 均 値	0.12	
2		坂井町上新庄 (大気汚染常時監視測定局 坂井局)	平成14年5月27日～6月3日	0.042	定点 (坂井中敷地内)
			平成14年8月20日～27日	0.027	
			平成14年11月18日～25日	0.15	
			平成15年2月5日～12日	0.064	
			年 平 均 値	0.071	
3		大野市水落町 (大気汚染常時監視測定局 大野局)	平成14年5月27日～6月3日	0.031	定点 (大野市交通公園内)
			平成14年8月20日～27日	0.04	
			平成14年11月18日～25日	0.059	
			平成15年2月5日～12日	0.033	
			年 平 均 値	0.041	
4		武生市平出 (大気汚染常時監視測定局 武生局)	平成14年5月27日～6月3日	0.039	定点 (武生第一中敷地内)
			平成14年8月20日～27日	0.037	
			平成14年11月18日～25日	0.09	
			平成15年2月5日～12日	0.032	
			年 平 均 値	0.05	
5		敦賀市新和町 (大気汚染常時監視測定局 和久野局)	平成14年5月27日～6月3日	0.029	定点 (和久野浄水場敷地内)
			平成14年8月20日～27日	0.028	
			平成14年11月18日～25日	0.043	
			平成15年2月5日～12日	0.051	
			年 平 均 値	0.038	
6	廃棄物焼却施設周辺地域	福井市安波賀町 (埋蔵文化財調査センター)	平成14年5月27日～28日	0.026	トータルクリーン福屋 宿布焼却場周辺
			平成14年8月20日～21日	0.016	
			平成14年11月18日～19日	0.11	
			平成15年2月5日～6日	0.09	
			年 平 均 値	0.061	
7		金津町権世 (権世集落改善センター)	平成14年5月27日～28日	0.14	(株)吉勝重建 金津焼却場周辺
			平成14年8月20日～21日	1.1	
			平成14年11月18日～19日	0.053	
			平成15年2月5日～6日	1.4	
			年 平 均 値	0.67	
8		金津町東田中 (東田中集落改善センター)	平成14年5月27日～28日	0.028	(株)柳原興業 金津焼却場周辺
			平成14年8月20日～21日	0.014	
			平成14年11月18日～19日	0.043	
			平成15年2月5日～6日	0.17	
			年 平 均 値	0.064	
9		丸岡町乗兼 (長畝第二公民館)	平成14年5月27日～28日	0.045	(有)吉本重建 丸岡焼却場周辺
			平成14年8月20日～21日	0.017	
			平成14年11月18日～19日	0.036	
			平成15年2月5日～6日	0.064	
			年 平 均 値	0.041	
10		勝山市鹿谷町保田 (鹿谷簡易水道ポンプ場)	平成14年5月27日～28日	1.5	水島運輸(株) 勝山営業所周辺
			平成14年8月20日～21日	0.14	
			平成14年11月18日～19日	0.13	
			平成15年2月5日～6日	0.25	
			年 平 均 値	0.51	
11		武生市大塩町 (大塩町コミュニティーセンター)	平成14年5月27日～28日	0.038	(株)北陸油化 焼却場周辺
			平成14年8月20日～21日	0.15	
			平成14年11月18日～19日	0.041	
			平成15年2月5日～6日	0.16	
			年 平 均 値	0.097	
12	沿道地域	福井市大宮 (大気汚染常時監視測定局 自排福井局)	平成14年5月27日～6月3日	0.062	県警大宮公舎 敷地内
			平成14年8月20日～27日	0.03	
			平成14年11月18日～25日	0.095	
			平成15年2月5日～12日	0.1	
			年 平 均 値	0.072	
平 均 値			一 般 地 域	0.063	
			廃棄物焼却施設周辺地域	0.24	
			沿 道	0.072	
			全 地 域	0.15	
環 境 基 準				0.6	

(資料：環境政策課)

(2) 水質・底質

No	区 分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度		
					水 質 (pg-TEQ/L)	底 質 (pg-TEQ/ g)	
1	河 川	九頭竜川	荒鹿橋	7月24日	0.059	0.075	
2		日野川	清水山橋	7月25日	0.27	2.7	
3		足羽川	水越橋	5月14日	0.22	0.73	
4		竹田川	栄橋	7月22日	0.43	7.9	
5		真名川	土布子橋	7月24日	0.38	1.4	
6		吉野瀬川	高見橋	7月25日	0.32	2.5	
7		底喰川	西野橋	5月14日	0.67	5.9	
8		浅水川	出作橋	7月23日	1.3	0.8	14
				11月19日	0.29		—
9		鞍谷川	浮橋	7月25日	0.19		0.63
10		兵庫川	新野中橋	7月22日	0.43		20
11		磯部川	安沢橋	7月23日	0.96	1.3	1.2
				11月18日	1.7		—
12		田島川	長屋橋	7月22日	0.85		1.4
13		八ヶ川	水門	7月23日	0.8	0.89	5.8
				11月19日	0.98		—
14		五領川	熊堂橋	7月24日	0.19		0.17
15		馬渡川	末端	7月23日	1.7	1.6	9.7
				11月19日	1.4		—
16		荒川	水門	7月24日	3.8	2.3	0.5
				11月19日	0.84		—
17		狐川	狐橋	5月15日	0.55	0.49	7.8
				10月18日	0.43		—
18		黒津川	水門	7月23日	1.6	1.1	34
				11月19日	0.58		—
19		木の芽川	木の芽橋	7月27日	0.044	0.046	0.47
				11月18日	0.048		—
20		深川	木の芽橋	7月27日	0.38	0.34	1.8
				11月18日	0.3		—
21		井の口川	穴地藏橋	7月27日	0.11	0.14	12
				11月18日	0.16		—
22	湖 沼	北潟湖	北潟湖心	7月22日	0.91	49	
23		三方湖	三方湖東部	7月26日	0.12	6	
24		久々子湖	久々子湖南部	7月26日	0.039	17	
25	海 域	敦賀湾	笹の川地先	7月27日	0.039	11	
26			井の口川地先	7月27日	0.025	14	
平均値		河 川			0.62	6.2	
		湖 沼			0.36	24	
		海 域			0.032	13	
		全 体			0.54	8.8	
環 境 基 準					1	150	

(資料：環境政策課)

(3) 地下水

No	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	備 考
1	三国町池上	7月22日	0.024	(株)トータルクリーンセンター福屋 安定型最終処分場周辺
2	金津町中川	7月22日	0.024	福井坂井地区市町村圏事務組合 清掃センター灰埋立地周辺
3	勝山市遅羽町下荒井	7月24日	0.022	大野市不燃物埋立地周辺
4	武生市勝蓮花町	7月25日	0.022	南越清掃組合第二清掃センター
5	朝日町宝泉寺	7月25日	0.022	鯖江広域衛生施設組合 横山最終処分場周辺
6	朝日町天谷	7月25日	0.025	(株)吉勝重建 安定型最終処分場周辺
7	敦賀市櫛川	7月26日	0.022	敦賀市櫛川最終処分場周辺
8	敦賀市檜曲	7月26日	0.022	キンキクリーンセンター(株) 安定型・管理型最終処分場周辺
9	美浜町佐野	7月26日	0.022	美浜町雲谷不燃物処分場周辺
平 均 値			0.023	
環 境 基 準			1	

(資料：環境政策課)

(4) 土壌

No	区分	採取地点	採取日	ダイキリシシ類濃度 (pg-TEQ/g)	備 考
1	廃棄物焼却施設周辺	福井市安波賀町（広場）	7月23日	1.4	(株)トータルクリーンセンター福屋 宿布焼却工場周辺
2		美山町宇坂大谷（白山神社）		12	
3		芦原町城（城集落センター）	7月23日	2.4	アワラ建設・ファーストクリーン 周辺
4		芦原町波松（波松小学校）		2.1	
5		金津町権世（公園）	7月23日	1.0	(株)吉勝重建 金津焼却場周辺
6		金津町権世市野々（公園）		1.3	
7		金津町中川（金津東小学校）	7月24日	0.25	(株)柳原興業 金津焼却場周辺
8		金津町東田中（八幡神社）		4.0	
9		丸岡町坪江（アスファルト集積所横）	7月24日	5.8	(有)吉本重建 丸岡焼却場周辺
10		丸岡町長畝（薬師宮）		0.88	
11		大野市新河原（新河原生活改善センター）	7月23日	4.8	(株)カナート 周辺
12		勝山市平泉寺町岩ヶ野（公園）		0.68	
13		武生市家久町（石ノ塔団地内公園）	7月22日	1.7	武生環境保全(株) 周辺
14		鯖江市舟津5丁目（舟津西公園）		0.35	
15		武生市大塩町（ゲートボール場）	7月22日	2.8	(株)北陸油化 周辺
16		武生市春日野町（北東部広場）		1.2	
17		敦賀市原（原ふれあい会館）	7月22日	1.4	(株)森口産業 周辺
18		敦賀市沓見（市総合運動公園）	7月24日	0.92	
19		敦賀市新保（農村広場）	7月22日	1.2	(株)堀居組 採石工場周辺
20		敦賀市葉原（葉原小学校）		0.16	
平 均 値				2.3	
環 境 基 準				1000	

(資料：環境政策課)

表 5 - 9 国の環境ホルモン調査結果の概要（福井県分、平成14年度）

（環境省調査）

調査媒体	調 査 物 質		笙の川（三島橋）
水 質 ($\mu\text{g/L}$) *	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	塩化ビフェニール	0.01 未満
		二塩化ビフェニール	0.01
		三塩化ビフェニール	0.03
		四塩化ビフェニール	0.10
		五塩化ビフェニール	0.02
		六塩化ビフェニール	0.01 未満
		七塩化ビフェニール	0.01 未満
		八塩化ビフェニール	0.01 未満
		九塩化ビフェニール	0.01 未満
		十塩化ビフェニール	0.01 未満
		ポリ塩化ビフェニール類合計	0.17
	トリブチルスズ		0.001 未満
	トリフェニルスズ		0.001 未満
	アルキルフェノール類	4 - t - ブチルフェノール	0.01 未満
		ノニルフェノール	0.1 未満
		4 - t - オクチルフェノール	0.01 未満
	ベンゾ[a]ピレン		0.01 未満
	ベンゾフェノン		0.01 未満
	4 - ニトロトルエン		0.01 未満
	ビスフェノールA		0.21
	2 , 4 - ジクロロフェノール		0.01 未満
	フタル酸ジエチル		0.2 未満
	フタル酸ジ - n - ブチル		0.5 未満
	フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.5 未満
	アジピン酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.01 未満
	17 β - エストラジオール		0.0002
	17 α - エストラジオール		0.0001 未満
	エチニルエストラジオール		0.0001 未満

* : ポリ塩化ビフェニール類 (PCB) については ng/L

（国土交通省調査）

調査媒体	調 査 物 質		九頭竜川 (中角橋)	北川 (高塚橋)
水 質 ($\mu\text{g/L}$)	アルキルフェノール類	4 - t - オクチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満
		ノニルフェノール	0.1 未満	0.1 未満
	ビスフェノールA		0.01 未満	0.01 未満
	エストロン (LC / MS法)		0.0005 未満	0.0005 未満
	17 β - エストラジオール (LC / MS法)		0.0005 未満	0.0005 未満

（資料：環境政策課）

表 5-10 PRTR法に基づく届出集計結果 (平成14年度届出分)

(t/年)

市町村	届出 事業所数	届出 物質数	排出量					移動量			合計
			大気	公水	土壌	埋立	小計	下水道	廃棄物	小計	
福井市	98	76	483	94	0	0	578	110	1,925	2,035	2,613
敦賀市	19	48	24	294	0	0	319	0	583	583	902
武生市	35	71	846	6	0	0	851	0	833	833	1,684
小浜市	13	36	11	0	0	0	11	0	65	65	76
大野市	9	7	0	66	0	0	66	0	84	84	150
勝山市	15	36	6	0	0	0	6	0	16	16	22
鯖江市	33	60	804	13	0	0	817	8	252	260	1,077
美山町	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岡町	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永平寺町	5	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上志比村	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国町	26	78	81	4	0	0	85	23	1,239	1,261	1,346
芦原町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金津町	8	41	20	0	0	0	20	0	71	71	91
丸岡町	11	39	358	1	0	0	359	0	78	78	438
春江町	7	11	37	2	0	0	39	0	14	14	53
坂井町	5	8	136	0	0	0	136	0	56	56	193
今立町	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	3	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南条町	3	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今庄町	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河野村	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	5	34	0	0	0	0	0	0	2	2	2
宮崎村	2	32	0	7	0	0	7	0	0	0	7
越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越廼村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織田町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清水町	4	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三方町	6	34	57	0	0	0	57	0	20	20	77
美浜町	3	33	6	0	0	0	6	0	0	0	6
上中町	10	39	0	1	0	0	1	0	94	94	95
名田庄村	4	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高浜町	6	37	24	0	0	0	24	0	5	5	29
大飯町	3	33	10	0	0	0	10	0	1	1	10
合計	349	122	2,905	489	0	0	3,394	141	5,337	5,478	8,872

平成13年度排出量 移動量実績

(資料 環境政策課)

6 . 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、概ね、次のとおりである。
A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6 - 2 - 1 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 A A 地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 >（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 - 2 自動車交通騒音常時監視結果（平成 14 年度）

No.	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 Leq(dB)		車線数	評価区間 距離(km)	住居等戸 数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼(dB)	夜(dB)				昼間	夜間	昼間・ 夜間	昼間	夜間	昼間・ 夜間
1	国道8号線	敦賀市白銀町～ 敦賀市岡山1丁目	敦賀市 東洋1-1	H14.10.24(木) 15:00～	69	64	2	1.7	154	154	154	154	100.0	100.0	100.0
2	県道 松島若葉線	敦賀市松島町～ 敦賀市若葉町	敦賀市 松葉1-1	H14.10.24(木) 15:00～	65	59	2	1.6	285	285	285	285	100.0	100.0	100.0
3	国道8号線	武生市庄田町～ 武生市行松町	武生市 小野谷21-3	H14.10.17(木) 11:00～	71	71	4	2.8	26	26	11	11	100.0	42.3	42.3
4	国道27号線	小浜市和久里町～ 小浜市青井町	小浜市 伏原30-33-6	H14.12.24(火) 12:00～	71	70	2	2.5	149	108	105	105	72.5	70.5	70.5
5	県道 鯖江清水線	鯖江市神中町2丁目 ～鯖江市神明3丁目	鯖江市 神中町2丁目	H14.10.16(水) 10:00～	60	53	6	0.9	102	102	102	102	100.0	100.0	100.0
6	県道 福井金津線	金津町馬場～ 金津町花乃杜	金津町 馬場5-4-1	H14.10.10(木) 10:00～	69	63	2	1.3	42	42	42	42	100.0	100.0	100.0
7	県道 芦原丸岡線	金津町春宮3丁目～ 金津町市姫5丁目	金津町 市姫3-1-1	H14.11.07(木) 00:00～	62	55	2	1.2	196	196	196	196	100.0	100.0	100.0
8	国道27号線	高浜町宮崎～ 高浜町鐘寄	高浜町 宮崎86-16-1	H14.12.24(火) 12:00～	72	72	2	1.2	63	49	33	33	77.8	52.4	52.4
評価範囲全体		6路線8区間	全体 評価範囲全体 (近接空間＋非近接空間)					13.2	1,017	962	928	928	94.6	91.2	91.2
			近接空間 道路端から15m (2車線以下)または20m (2車線超)の範囲						486	437	430	430	89.9	88.5	88.5
			非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所						531	525	498	498	98.9	93.8	93.8

表 6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
(時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 >（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域
第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域
(時間の区分) 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
(その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 - 1 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ホンを減じた値とする。

表 6 - 5 - 2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限

特 定 建 設 作 業 種 類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業の 禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休業日の 作業禁止	
くい打機、くい 抜機又はくい 打くい抜機を 使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午後7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 日	もんけん、圧入式くい打 くい抜機又はくい打機をア ースオーガーと併用する 作業を除く。
びょう打機を 使用する作業						
さく岩機を使 用する作業						作業地点が連続的に移動 する作業にあっては、1日 における当該作業に係る 二地点間の最大距離が50 mをこえない作業に限る。
空気圧縮機を 使用する作業						電動機以外の原動機を用 いるものであって、その定 格出力が15kW以上のも のに限る。(さく岩機の動 力として使用する作業を 除く。)
コンクリート プラント又は アスファルト プラントを設 けて行う作業						混練機の混練量がコンク リートプラントは、0.45 m ³ 以上、アスファルトプ ラントは、200kg以上のも のに限る。(モルタル製造 のためにコンクリートプ ラントを設けて行う作業 を除く。)
バックホウを 使用する作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限る。
トラクターシ ョベルを使用 する作業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限る。
ブルドーザー を使用する作 業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く。

表 6 - 6 - 1 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域：都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
 第2種区域：都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域：都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域：都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域：上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ホンを減じた値とする。

表 6 - 6 - 2 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 、 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域 、 第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」の4種
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 7 - 1 特定工場から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜間：午後 1 0 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 7 - 2 特定建設作業と規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使用する作業	7 5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 から翌日の 午後 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 に お い て 連 続 6 日 間	日 曜 日 、 そ の 他 の 日 休	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						
舗装版破碎機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m をこえない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業						手持式のものを除く、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業使用する作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区並びに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m 以内の区域。

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。

表 6 - 8 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成15年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	金属加工機械		空気圧縮機・送風機		土石用破碎機・ふるい等		建設用資材機械		木材加工機械		抄紙機		印刷機械		射出成形機		鑄造型機					
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	66	154	147	922	3	4	229	6,164	5	6	75	175	1	2	87	311	7	35	2	7	622	7,780
敦賀市	24	101	26	86	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	85	396
武生市	65	249	32	372	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	16	0	0	233	3,128
小浜市	4	182	11	57	0	0	0	0	0	0	8	41	0	0	9	23	0	25	0	2	32	330
大野市	1	1	2	22	0	0	15	964	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	47	1,041
勝山市	0	0	16	82	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	113	4,756
鯖江市	20	160	24	82	2	3	144	7,321	4	4	9	17	0	0	9	33	5	20	1	4	218	7,644
松岡町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
三国町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	5	17	0	0	4	21	0	0	0	0	13	249
芦原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	2	7
金津町	2	53	7	82	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	45	1,176
丸岡町	1	6	2	6	0	0	343	3,620	2	2	6	25	0	0	3	5	0	0	0	0	357	3,664
春江町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	88	2,511
今立町	0	0	1	1	0	0	40	1,250	0	0	7	8	21	31	5	16	4	15	0	0	78	1,321
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合 計	186	916	285	1,803	11	25	1,103	31,506	21	26	195	510	26	44	160	603	21	140	3	13	2,011	35,586

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6 - 9 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成14年度)

施設種類	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	合 計
	くい打機等を使用する作業	びょう打機等を使用する作業	さく岩機等を使用する作業	空気圧縮機等を使用する作業	コンクリートポンプ等を用いる作業	バックホウ等を使用する作業	トラクター・ショベル等を使用する作業	ブルドーザー等を使用する作業	
市町村名	する作業	する作業	する作業	する作業	行う作業	する作業	する作業	する作業	
敦賀市	5	0	1	0	0	4	0	0	10
武生市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
大野市	1	0	0	0	0	1	0	0	2
三国町	0	0	0	0	0	1	0	0	1
丸岡町	1	0	0	0	0	5	0	2	8
高浜町	0	0	1	1	1	0	1	0	4
合 計	7	0	2	1	1	12	1	2	26

(資料：環境政策課)

表6-10 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成15年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計	
	金 属 加 工 機 械		圧 縮 機		土 石 用 破 碎 機 ・ ふ る い 等	機	機		コ ン ク リ ー ト プ ロ ッ ク マ シ ン 等		木 材 加 工 機 械		印 刷 機 械		ゴ ム 練 等 用 機 の ホ ー ル		合 成 樹 脂 用 機 射 出 成 形		鋳 型 造 型 機			
市町村名	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数
福 井 市	44	79	59	300	1	1	88	2,345	0	0	6	7	23	60	0	0	6	98	2	2	229	2,892
敦 賀 市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244
武 生 市	55	166	20	150	3	12	67	2,210	0	0	4	4	11	27	1	13	2	17	0	0	163	2,599
小 浜 市	3	180	8	31	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	25	0	2	14	241
大 野 市	0	0	1	21	0	0	15	964	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	21	999
勝 山 市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397
鯖 江 市	25	291	14	39	3	4	55	2,569	0	0	0	0	6	14	0	4	3	22	1	4	107	2,947
松 岡 町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
三 国 町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	211
芦 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	2	7
金 津 町	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	348
丸 岡 町	0	0	2	6	0	0	153	1,633	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	156	1,641
春 江 町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	88	2,511
今 立 町	0	0	2	2	0	0	28	732	0	0	0	0	1	1	0	0	2	13	0	0	33	748
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高 浜 町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	148	820	135	654	10	52	627	19,138	2	4	23	33	57	172	1	17	15	205	4	9	1,022	21,104

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-11 振動に係る市町村別特定建設作業届出状況

(平成14年度)

作業種類	1 項	2 項	3 項	4 項	合 計
	くい打機等 を使用する	鋼球を使用 して破壊す	舗装版破碎 機を使用す	ブレーカー を使用する	
市町村名	作 業	作 業	作 業	作 業	
敦 賀 市	5	0	0	0	5
武 生 市	0	0	0	1	1
大 野 市	1	0	0	1	2
三 国 町	0	0	0	1	1
丸 岡 町	1	0	0	3	4
合 計	7	0	0	6	13

(資料：環境政策課)

表 6 - 12 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A 区域	B 区域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
ブ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A 区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。
 B 区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 13 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6 - 14 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成15年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	31	119	0	0	0	0	1	4	32	123
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
武生市	20	53	2	2	0	0	0	0	22	55
大野市	10	28	0	0	0	0	0	0	10	28
勝山市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖江市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
美山町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
三国町	22	114	0	0	0	0	0	0	22	114
芦原町	7	11	0	0	0	0	0	0	7	11
金津町	4	20	0	0	0	0	0	0	4	20
丸岡町	8	8	0	0	0	0	0	0	8	8
春江町	4	15	0	0	0	0	0	0	4	15
坂井町	14	25	0	0	0	0	1	1	15	26
今立町	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南条町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
今庄町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
宮崎村	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
三方町	12	48	0	0	0	0	0	0	12	48
美浜町	12	13	0	0	0	0	0	0	12	13
大飯町	4	7	0	0	0	0	0	0	4	7
合 計	188	542	3	3	0	0	3	6	194	551

(資料：環境政策課)

7. 公害苦情関係資料

表7-1 公害の種類別・発生源別苦情件数（平成14年度）

公 害 の 種 類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	公害型計7	公害型以外7	合計
発 生 源											
農 林 漁 業	耕種農業	12	2	0	0	0	0	4	18	2	20
	畜産・養蚕農業	0	1	0	0	0	0	3	4	2	6
	農業・園芸サービス	4	2	0	0	0	0	1	7	1	8
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	3	0	0	0	0	0	3	1	4
	小計	16	8	0	0	0	0	8	32	6	38
鉱 業	金属鉱業	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	石炭・原油等の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非金属鉱業	0	2	0	0	0	0	1	3	0	3
	小計	0	3	0	0	0	0	1	4	0	4
建 設 業	総合工事業	13	3	0	6	1	0	2	25	4	29
	その他の工事業	37	6	0	13	0	0	4	60	6	66
	小計	50	9	0	19	1	0	6	85	10	95
製 造 業	食料品、飲料等製造業	2	8	0	1	0	0	2	13	0	13
	繊維工業	19	8	0	5	0	0	5	37	0	37
	木材・木製品製造業	25	1	0	0	0	0	3	29	1	30
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	4	0	0	0	0	1	6	0	6
	出版・印刷・同関連産業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	化学工業	1	0	0	1	0	0	3	5	0	5
	石油・石炭製品製造業	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	プラスチック製品製造業	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	1	2	0	2	0	0	0	5	1	6
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業	6	1	0	6	0	0	2	15	0	15
	機械器具製造業	0	1	0	3	0	0	0	4	0	4
	その他の製造業	5	2	0	4	0	0	2	13	0	13
	小計	64	28	0	23	0	0	18	133	2	135
電気・ガス・ 熱供給業、 水道業	電気・ガス・熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道業	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	小計	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3
運 輸 ・ 通 信 業	鉄道業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	道路旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路貨物運送業	1	2	0	1	0	0	1	5	1	6
	航空運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の運輸・通信業	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	小計	3	2	0	2	0	0	1	8	1	9
卸 売 ・ 小 売 業 飲 食 店	再生資源卸売業	1	3	0	1	0	0	1	6	1	7
	卸売・小売業	2	0	0	1	0	0	2	5	0	5
	飲食業	1	3	0	6	0	0	4	14	1	15
	飲食店のカラオケ	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	小計	4	6	0	9	0	0	7	26	2	28
	洗濯・理容・浴場業	2	1	0	1	0	0	0	4	0	4
サ ー ビ ス 業	駐車場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活関連サービス業	1	0	0	2	0	0	0	3	0	3
	旅館、その他の宿泊所	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	娯楽業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	娯楽業のカラオケ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴルフ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業	7	4	0	0	0	0	2	13	1	14
	機械、家具等修理業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	専門サービス業	1	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	廃棄物処理業	9	1	0	2	1	0	4	17	4	21
	医療業、保健衛生	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	社会保険、社会福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育、学術研究機関	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他のサービス業	2	3	0	0	0	0	1	6	1	7
	小計	23	11	0	8	1	0	7	50	7	57
公 家 庭 生 活		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 庭 生 活 の ペ ッ ト		19	2	0	0	0	0	2	23	13	36
家 庭 生 活 の 務 所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道 路		0	1	0	1	0	0	1	3	9	12
空 地		5	2	0	0	0	0	1	8	12	20
公 園		0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
神 社 、 寺 院 等		2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
そ の 他		8	20	0	2	0	0	9	39	27	66
不 明		1	30	0	0	0	0	1	32	2	34
合 計		196	122	0	64	2	0	62	446	95	541

（資料：環境政策課）

表 7 - 2 市町村別公害苦情件数（平成14年度）

種 類 市 町 村 名	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	以 典 型 7 公 害 外 害	計
福 井 市	76	39	0	40	2	0	26	17	200
敦 賀 市	5	7	0	8	0	0	12	5	37
武 生 市	29	11	0	4	0	0	2	19	65
小 浜 市	2	0	0	0	0	0	1	0	3
大 野 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 山 市	3	4	0	0	0	0	2	6	15
鯖 江 市	14	10	0	3	0	0	9	3	39
美 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 岡 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永 平 寺 町	2	1	0	2	0	0	0	1	6
上 志 比 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和 泉 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 国 町	4	0	0	1	0	0	2	5	12
芦 原 町	0	0	0	1	0	0	0	1	2
金 津 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丸 岡 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春 江 町	0	2	0	2	0	0	0	0	4
坂 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 立 町	5	14	0	0	0	0	1	0	20
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 条 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河 野 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝 日 町	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宮 崎 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 廼 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織 田 町	3	1	0	0	0	0	0	0	4
清 水 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 中 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名 田 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 飯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 町 村 計	143	89	0	61	2	0	55	58	408
警 察	0	8	0	1	0	0	1	20	30
県	53	25	0	2	0	0	6	17	103
総 計	196	122	0	64	2	0	62	95	541
平成 1 3 年度	217	106	0	42	5	0	73	92	535
平成 1 2 年度	185	74	0	49	5	0	77	80	470
平成 1 1 年度	132	50	0	44	3	0	57	68	354

（資料：環境政策課）

8. 環境影響評価関係資料

表 8 - 1 福井県環境影響評価条例の対象事業

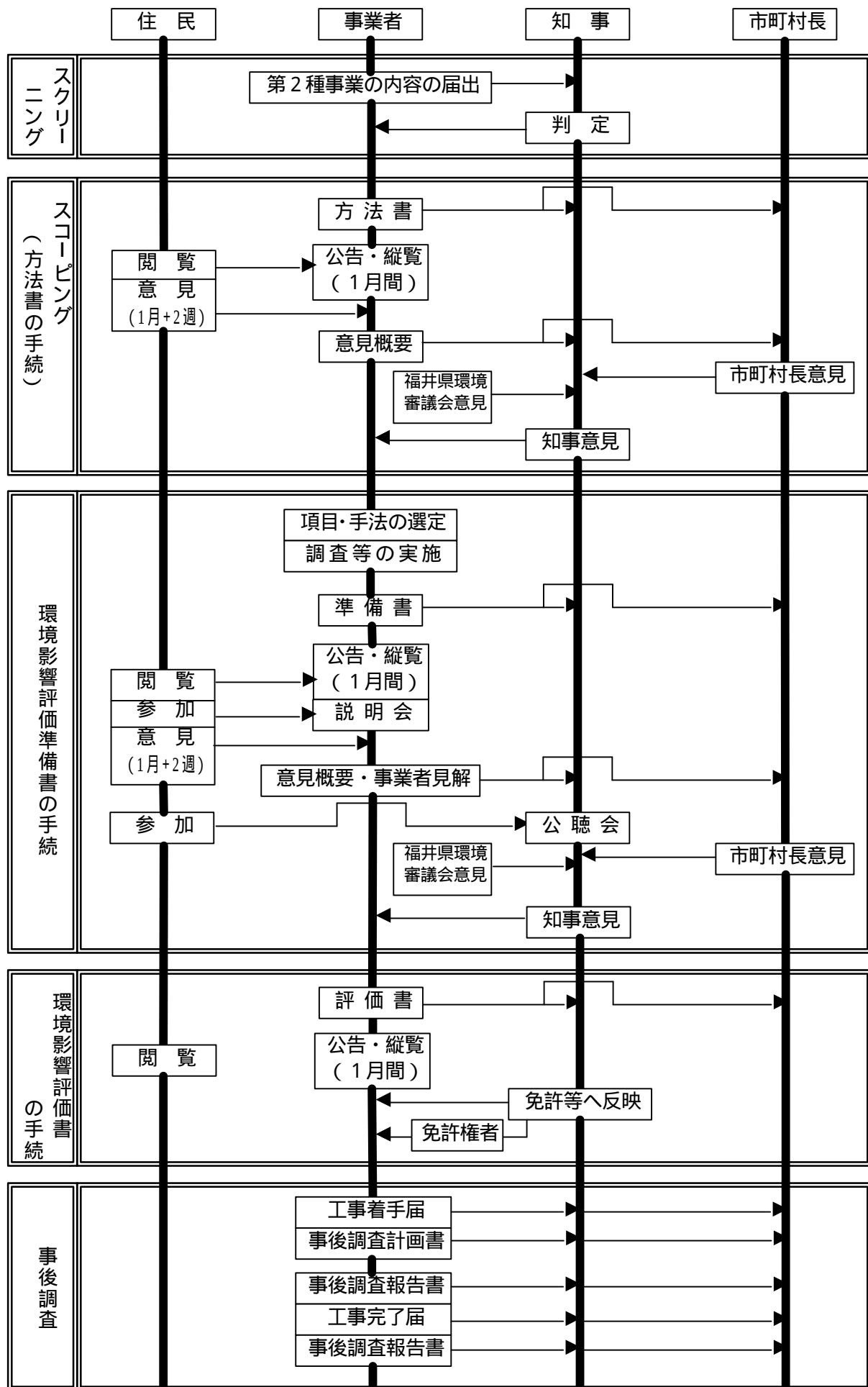
事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第 1 種事業（注 1）の要件	第 2 種事業（注 2）の要件
1 道路の建設 高速自動車国道 一般国道・県市町村道 林道	すべて 4 車線以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	----- 4 車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川 ダム・堰 放水路・湖沼開発 水位調整施設	湛水面積 100ha以上 改変面積 100ha以上 改変面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満 改変面積 75ha以上 100ha未満 改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設 新幹線鉄道 普通鉄道・軌道	すべて 10km以上	----- 7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所 水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力 3 万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1 万kW以上 すべて	出力 2.25万kW以上 3 万kW未満 出力 11.25万kW以上 15万kW未満 出力 0.75万kW以上 1 万kW未満 -----
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha超 50ha以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 廃棄物処理施設 廃棄物最終処分場 廃棄物焼却施設 し尿処理施設	面積 30ha以上 処理能力 100 t /日以上 処理能力 100k /日以上	面積 25ha以上 30ha未満 処理能力 75 t /日以上 100 t /日未満 処理能力 75k /日以上 100k /日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10k /時以上 排水量 1 万 /日以上	燃料使用量 7.5k /時以上 10k /時未満 排水量 7,500 /日以上 1 万 /日未満
13 レクリエーション施設の建設 ゴルフ場・スキー場 運動・レジャー施設	面積 50ha以上 面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満 面積 40ha以上 50ha未満
14 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

（注 1）「第 1 種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

（注 2）「第 2 種事業」：第 1 種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

（資料：環境政策課）

図8 - 2 福井県環境影響評価条例の手続きの流れ



9 その他資料

表 9 - 1 環境年表（平成 15 年）

	県 組織および環境全般に係るもの	国 組織および環境全般に係るもの	大気関係	水質関係	騒音・振動・悪臭	その他
平成 15 年	1. 福井県環境基本計画改定 3.18 自然保護センター展示更新 11.24 出先機関に ISO14001 の認証取得範囲拡大	3.14 循環型社会形成推進基本計画策定 6.18 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	9.30 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針の設定（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物）	3.28 環境基準類型指定一部改正（耳川） 11.5 水生生物の保全に係る水質環境基準の告示 10.3 全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会・シンポジウム開催（小浜市・上中町）		3.20 国及び県において PRTR 法に基づく平成 14 年度届出集計結果の公表 7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布 10.1 低公害車購入補助制度創設 11.～ 地球温暖化防止キャンペーン実施 12.13～14 ふくい環境フェア開催

表 9 - 2 地球環境をめぐる国際的取組み（2003 年）

	地 球 環 境 問 題 全 般	地 球 温 暖 化	オゾン層の破壊	酸 性 雨	野生生物の保存	海 洋 汚 染	有 害 廃 棄 物 の 越 境 移 動	熱帯林の減少 砂 漠 化 開発途上国問題
2003	6. アジア・太平洋環境会議（湘南国際村） 8. アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）第4回会合（モンゴル・ウランバートル）	12. 気候変動枠組み条約第9回締約国会議（COP9）開催（イタリア・ミラノ）	11. モントリオール議定書第15回締約国会合（ケニア・ナイロビ）		9. 世界国立公園・保護地域会議（南アフリカ・ダーバン）			3. 持続可能な開発のための途上国における科学的能力向上プログラム承認（第8回 APN 政府間会合） 4. ADB - GEF 黄砂対策プロジェクト開始 8. 国連砂漠化対処条約第6回締約国会議（COP6）（キューバ・ハバナ）

表 9 - 3 福井県環境アドバイザー名簿

平成 15年 6月 13日現在

分 野		氏 名	公 職 等
環境汚染	環境問題一般、エネルギー	ひさの たけし 久野 武	関西学院大学 総合政策学部 教授
	公害問題	きたがわ ていじ 北川 貞治	元 (財)北陸公衆衛生研究所 所長
	環境保健、環境ホルモン	くさか ゆきのり 日下 幸則	福井医科大学 教授
自然環境	野鳥・自然の観察指導	はやし たけお 林 武雄	(財)日本鳥類保護連盟 理事 福井県支部長
	福井の山と自然	ますなが みちお 増永 迪男	山岳エッセイスト
		みやもと かずお 宮本 数男	福井県山岳連盟 名誉会長
	鳥獣、水生昆虫、森林	やまざき ひでお 山崎 秀雄	環境省環境カウンセラー、福井県鳥獣保護員
環境教育	こどもエコクラブ活動	はらだ ともよ 原田 智代	大阪外国語大学 非常勤講師
	水環境 (ビオトープ)	いのうえ てつお 井上 哲夫	株式会社 青武コンサルタント代表取締役 (Q級ビオトープ施行管理士)
		もり てるよ 森 照代	丹南地域環境研究会 所属 (Q級ビオトープ計画管理士)
		ふるかわ ともえ 古川 ともえ	有限会社 下西農園 所属 (Q級ビオトープ計画・施行管理士)
	環境教育 (理論と実践)	いまむら みつゆき 今村 光章	岐阜大学 教育学部 助教授
	自然体験学習	さかちと ひとし 坂本 均	GNOM自然環境教育事務所 代表
社会システム	環境と経済	くどう すずむ 工藤 進	福井県立大学 経済学部 教授
		おか としひろ 岡 敏弘	福井県立大学 経済学部 教授
	環境マネジメント	かとう のぼる 加藤 登	株式会社 L&L 代表取締役
		なかにし としお 中西 俊夫	中西・安全環境コンサルタント事務所 代表 (EMS主任審査員)
		みやもと たかし 宮本 俊	株式会社 ダイエイ 社長 (EMS主任審査員)
都市計画	まちづくりと環境	さくらい やすひろ 桜井 康宏	福井大学 工学部 教授
	アメニティ	あさひ けいこ 朝日 恵子	福井文化服装学院 校長
	建築エコマーク	さかい よしお 酒井 良雄	環境カウンセラー
地域活動	農業と環境	きた ゆきお 北 幸夫	「あぜみちの会」会長
	地域の環境づくり	さわお たけひろ 沢尾 武廣	「米川支流環境づくり協議会」事務局長 (滋賀県)
		たちの ひさお 立野 久夫	「神山壮年有志グループ」代表
		よしかわ もりあき 吉川 守秋	NPO法人 エコプランふくい 理事 (環境カウンセラー)
	河川美化活動	むらかみ てつお 村上 哲雄	「二夜の川を美しくする会」会長
エコライフ	生活排水対策・ごみ問題	みやがわ ことう 宮川 琴枝	「くらしのゼミナール」代表 (滋賀県)
	ごみ減量化・リサイクル	おおすみ まさのぶ 大角 正信	福井市のくらしと環境をよくする会 会長
	地球温暖化防止活動	たけしげ いさお 竹重 勲	環境省環境カウンセラー、ひょうご21世紀学会 幹事
	省エネルギー・環境家計簿	みやもと きょうこ 宮本 京子	家の光協会 専門講師
	エコクッキング	あさだ ようこ 浅田 容子	浅田クッキングスクール 校長
		しみず るみこ 清水 瑠美子	福井県栄養士会 会長

計 32名

EM S...環境マネジメントシステム

表9 - 4 公害防止協定の締結状況

(平成15年12月31日現在)

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
北陸電力(株)福井火力発電所	電 力	45.9.10 基本協定 54.7.30 全部改正 54.7.30 細目協定	テクノポート福井
福井共同火力発電(株) 三国共同火力発電所	電 力	51.1.23 基本協定 51.1.23 細目協定	テクノポート福井
古河電気工業(株)	アルミ圧延製品	51.1.23 基本協定 12.8.21 細目協定改正 12.8.21 覚 書	テクノポート福井
北陸酸素ガス工業所	液体酸素、液体窒素	54.4.28	テクノポート福井
(財)福井県産業廃棄物処理公社	廃棄物の中間処理および埋立処分	6.7.18 全部改正	テクノポート福井
福井石油備蓄(株)石油備蓄基地	石 油 備 蓄	58.3.10	テクノポート福井
丸 杉 福 井 鋼 材 (株)	鉄 鋼 材 加 工 品	58.4.20	テクノポート福井
協 和 電 線 (株)	電 気 メ ッ キ 線 ・ 被 覆 電 線	58.6.27	テクノポート福井
小 野 薬 品 工 業 (株)	医 薬 品 の 安 全 性 試 験 研 究 お よ び 合 成 研 究	5.4.1 全部改正	テクノポート福井
福 井 山 田 化 学 工 業 (株)	感圧、感熱色素およびその中間体 光ディスク用色素・医薬中間体	59.4.26	テクノポート福井
北 陸 化 工 (株)	合 織 織 物 の 染 色 整 理	60.6.7	テクノポート福井
新 中 村 化 学 工 業 (株)	アクリル酸エステル・メタクリル酸エステル	60.8.29	テクノポート福井
(株)マスタートリサイクル	鉄屑・鋼材加工品・銅再生品	61.2.10	テクノポート福井
不 二 精 機 (株)	超 精 密 金 型	61.8.1	テクノポート福井
ダ イ ケ ン 鋼 材 (株)	鋼 材 加 工 品	61.12.8	テクノポート福井
(株)大阪合金工業所	りん銅地金・非鉄中間合金	62.4.24	テクノポート福井
北陸電力(株)敦賀火力発電所	電 力	62.10.15 基本協定 8.9.5 細目協定全部改正	敦 賀 市
(株)田中化学研究所	無 機 金 属 塩 類 等	63.3.16	テクノポート福井
三 星 化 学 工 業 (株)	染料・有機顔料・農薬の中間物	63.3.16	テクノポート福井
淀 化 学 (株)	医 薬 品 の 中 間 物 等	63.3.30	テクノポート福井
大 研 化 学 工 業 (株)	導電性銀ペースト・パラジウム粉 および電子部品材料等	63.10.6	テクノポート福井
日 本 真 空 包 装 機 械 (株)	塩 ビ ケ ー ス ・ 成 型 品	63.11.17	テクノポート福井
エヌ・ジェイ・化成(株)	染料、医薬品等の中間体	63.11.17	テクノポート福井
太 陽 鉬 工 グ ル ー プ	モリブデン化合物・希土類化合物	12.3.27 全部改正	テクノポート福井
福 井 太 陽 テ ン ト (株)	帆 布 製 品	63.12.15	テクノポート福井
三 和 化 工 (株)	ポ リ エ チ レ ン 発 泡 体	5.12.24 全部改正	テクノポート福井
淀 川 製 鋼 所 (株)	家 庭 日 用 品	元.3.29	テクノポート福井
敷 島 ア ル ミ ニ ウ ム (株)	ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 地 金	元.4.21	テクノポート福井
光生アルミニウム工業(株)	アルミホイール・その他自動車部品	元.6.8	テクノポート福井
イ ワ タ ニ 理 化 (株)	台 所 洗 剤 ・ シ ャ ン プ ー	元.6.8	テクノポート福井
セ ー レ ン (株)	ハイファッション高級デザイン製品	元.11.18	テクノポート福井
セ ー レ ン 電 子 (株)	高 性 能 織 維 機 械	元.11.18	テクノポート福井
旭 化 学 工 業 (株)	医 薬 品 、 染 料 等 の 中 間 物	2.3.30	テクノポート福井
三 星 化 学 研 究 所 (株)	医 薬 品 、 染 料 等 の 中 間 物	2.3.30	テクノポート福井
嶋 田 鋼 業 (株)	溶 接 形 鋼	2.3.30	テクノポート福井
シ プ ロ 化 成 (株)	紫 外 線 吸 収 剤 ・ 酸 化 防 止 剤	12.12.18 全部改正	テクノポート福井
五 二 化 学 工 業 (株)	染料中間物・農薬中間物	2.6.14	テクノポート福井

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
竹 原 運 輸 (株)	梱 包 木 枠	2 . 6 .14	テクノポート福井
山 本 化 学 工 業 (株)	工 業 製 品、医 薬 品 パ ル ク	2 . 9 .12	テクノポート福井
大 道 製 薬 (株)	無 機 燐 化 合 物	2 . 9 .12	テクノポート福井
コ ビ ア (株)	複写機用現像液・OPC 感光体材料等	2 .12.27	テクノポート福井
ス ガ イ 化 学 工 業 (株)	染 料 中 間 物・農 薬 中 間 物 等	2 .12.27	テクノポート福井
大 同 化 成 工 業 (株)	合 成 樹 脂 溶 液	2 .12.27	テクノポート福井
成 和 化 成 (株)	化 粧 品 原 料	3 . 9 .17	テクノポート福井
敦 賀 セ メ ン ト (株)	コ ン ク リ ー ト 二 次 製 品	3 . 9 .17	テクノポート福井
互 応 化 学 工 業 (株)	合 成 樹 脂 溶 液・織 維 用 油 剤	3 .11.16	テクノポート福井
桜 川 ポ ン プ 製 作 所 (株)	水 中 ポ ン プ 等	4 . 3 .30	テクノポート福井
大 八 化 学 工 業 (株)	難 燃 性 可 塑 剤 等	4 . 6 .29	テクノポート福井
ベ ト ロ ケ ミ カ ル ス (株)	エ ポ キ シ 樹 脂 床 剤	4 . 9 .17	テクノポート福井
根 岸 運 送 (株)	硫 酸・水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	4 .10.16	テクノポート福井
東 洋 カ ル ゴ ン (株)	再 生 活 性 炭	5 . 1 .12	テクノポート福井
ク マ ニ シ (株)	ニ ッ ト 生 地 染 色 整 理	5 . 4 .23	テクノポート福井
三 菱 電 線 工 業 (株)	高 周 波 ケ ー ブ ル・L E D 製 品	6 . 1 .10	テクノポート福井
チ ヨ ダ ウ ー テ (株)	石 膏 ボ ー ド 製 品	7 . 2 .22	テクノポート福井
大 阪 塗 料 工 業 (株)	塗 料 製 品	7 . 2 .22	テクノポート福井
吉 岡 幸 (株)	鋼 材 製 品	7 . 7 .24	テクノポート福井
三 景 (株)	衣 料 用 テ ー プ・染 色 整 理	10 . 6 .19 全部改正	テクノポート福井
ダ イ ト ー ケ ミ ッ ク ス (株)	感 光 性 材 料 等	8 .12.13	テクノポート福井
大 珠 (株)	衣 料 用 副 資 材	10 . 6 .19 全部改正	テクノポート福井
サ ン ヨ ー ファ イン (株)	医 薬 品 粗 原 料	9 . 1 .13	テクノポート福井
中 央 合 成 化 学 (株)	合 成 染 料	9 . 3 .13	テクノポート福井
塩 野 フ ィ ネ ス (株)	医 薬 品 等	9 . 3 .13	テクノポート福井
三 国 海 陸 興 業 (株)	鋼 材 加 工 品	11 . 2 .12	テクノポート福井
(株) フ ジ セ ラ	セ ラ ミ ッ ク ス ボ ー ル	11 . 2 .12	テクノポート福井
東 亜 シ ス テ ム プ ロ ダ ク ツ (株)	生 分 解 性 苗 ポ ッ ト 等	12 .10.24	テクノポート福井
古 河 物 流 (株)	木 材 加 工	14 .10.30	テクノポート福井
福井県水産物リサイクル事業協同組合	飼 料	15 . 1 .17	テクノポート福井
大 東 化 成 工 業 (株)	化 粧 品 原 料	15 . 7 .16	テクノポート福井
日 本 エ コ カ 工 業 (株)	自 動 車 部 品	15 .10.24	テクノポート福井

(資料：環境政策課)

表 9 - 5 市町村における公害防止協定等の締結状況

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

市町村名	当事者	市 町 村 長		区 長 等		計	市町村名	当事者	市 町 村 長		区 長 等		計
	種別	協定	覚書	協定	覚書			種別	協定	覚書	協定	覚書	
福 井 市		28	2	0	0	30	春 江 町		31	0	7	0	38
敦 賀 市		4	0	0	0	4	坂 井 町		26	0	0	0	26
武 生 市		50	0	6	3	59	今 立 町		27	0	2	0	29
小 浜 市		4	0	0	4	8	池 田 町		1	0	1	0	2
大 野 市		14	0	4	1	19	朝 日 町		5	2	6	0	13
勝 山 市		6	1	1	1	9	宮 崎 村		1	0	0	0	1
鯖 江 市		24	0	0	0	24	清 水 町		9	0	3	0	12
和 泉 村		1	0	0	0	1	三 方 町		3	0	2	1	6
三 国 町		48	5	2	0	55	美 浜 町		0	0	2	0	2
芦 原 町		0	3	0	2	5	上 中 町		14	0	0	0	14
金 津 町		40	1	6	0	47	名 田 庄 村		1	1	0	0	2
丸 岡 町		36	2	4	1	43	合 計		373	17	46	13	449

表 9 - 6 市町村公害防止融資（助成）制度

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

市町村名	制度の名称	融資助成の別	融資等 限度額	融資等 期 間	14 年度 実績
福井市	先進企業支援資金（ISO 認証取得、新IT導入）	融資	千円 10,000	5 年	0 件
大野市	大野市中小企業資金融資(環境施設整備資金)	融資	20,000	5 年	0 件
	大野市中小商工業者等活性化支援事業補助金 （ISO 認証取得補助金）	助成	500	-	2 件
勝山市	勝山市公害防止施設等整備資金	融資	10,000	5 年	0 件
鯖江市	公害防止設備事業補助金	助成	45	-	0 件
三国町	三国町公害防止施設整備資金	融資	5,000	5 年	0 件
今立町	製紙排水処理設備設置推進補助金	助成	150	-	5 件

表9 - 7 都市公園現況表

平成15年3月31日現在

市町村名	住 区 基 幹 公 園							都 市 基 幹 公 園						風 致 公 園	歴 史 公 園	墓 園	緩 衝 緑 地	都 市 緑 地	緑 道	広 場 公 園	合 計		都 計 人 口 (人)	1人当 面 積 ㎡/人								
	街 区 公 園		近 隣 公 園		地 区 公 園		小 計		総 合 公 園		運 動 公 園		小 計																			
	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数												ha							
福井市	224	48.55	23	33.50	3	10.50	3	10.50	2	83.44	3	28.00	1	28.00			1	5.30		61.40	8	19.35	1	2.50			4	99.90	245,559	12.40		
敦賀市	27	5.95	3	8.18				30	14.13	2	99.50	1	23.10	3	122.60							1	0.98			1	0.08	35	137.79	65,022	21.19	
武生市	61	8.90		5.30	1	5.31	66	19.51	2	45.80	2	26.87	4	72.67							1	4.54					71	96.72	69,966	13.82		
小浜市	21	5.12	1	1.90			1	1.90	1	16.00			1	16.00													2	17.90	25,353	9.08		
			1	1.90			22	7.02	1	16.00			1	16.00												23	23.02					
大野市	27	8.14	1	1.63			28	9.77	1	19.60			1	19.60	1	11.40											1	19.60	34,531	11.84		
							1	19.60			1	19.60							1	40.90												
勝山市	22	4.76	3	3.40			25	8.16	2	59.50			2	59.50							2	9.27					29	76.93	27,254	28.23		
鯖江市	45	10.82	5	13.10			50	23.92	2	36.97	1	6.80	3	43.77							1	1.90					54	69.59	65,697	10.59		
松岡町															1	9.20											1	9.20	10,363	8.88		
三国町	19	4.54	1	1.10		1.60	20	7.24			1	21.00	1	21.00					1	73.00							1	74.60	24,210	44.79		
						1.60							1	7.20	1	73.00					23	108.44										
芦原町	9	2.00					9	2.00																			9	2.00	13,884	1.44		
金津町	9	2.73	1	1.29			10	4.02	1	19.00			1	19.00													1	19.00	18,149	12.68		
							1	10.20	1	10.20											11	23.02										
丸岡町	11	3.13	1	2.11			12	5.24	1	10.20	1	3.94	2	14.14												1	10.20	31,932	6.07			
春江町	33	3.12	1	1.10			34	4.22	1	7.39			1	7.39													14	19.38	24,350	4.77		
坂井町	7	1.17	2	3.66			9	4.83																			35	11.61	13,431	3.60		
今立町	6	0.76	3	4.50			9	5.26	1	64.30			1	64.30	1	4.20											9	4.83	12,657	58.28		
朝日町	4	1.39					4	1.39	1	5.50			1	5.50														5	6.89	7,983	8.63	
									1	11.80			1	11.80							1	11.80										
宮崎村	2	0.55					2	0.55	1	11.80			1	11.80													3	12.35	2,884	42.82		
織田町			1	2.20	2	7.40	3	9.60																			3	9.60	3,655	26.27		
清水町	3	0.43			1	3.90	4	4.33																			4	4.33	6,724	6.44		
美浜町	2	0.15					2	0.15																			2	0.15	9,977	0.15		
高浜町	1	0.22					1	0.22																			1	0.22	8,441	0.26		
三方町																														8,063		
上中町																														7,808		
県分			1	1.90	3	12.10	4	14.00	5	76.60	1	28.00	6	104.60					1	134.40								11	253.00			
市町村分	533	112.43	49	81.07	4	16.61	586	210.11	13	402.40	8	92.75	21	495.15	3	24.80	1	1.00	2	12.50			14	36.17	1	2.50	1	0.08	629	782.31		
全 県	533	112.43	50	82.97	7	28.71	590	224.11	18	479.00	9	120.75	27	599.75	3	24.80	1	1.00	2	12.50	1	134.40	14	36.17	1	2.50	1	0.08	640	1,035.31	737,893	14.03

(資料：都市整備課)

表 9 - 8 緑化に関する行事の実施状況

1 平成 15 年度 主な緑化行事

主 体	行 事 名	期 間	場 所 等
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会	グリーンキャンペーン	4 / 1 ~ 5 / 31	キャラバン隊や、拠点施設における懸垂幕の掲示 によるグリーンキャンペーンの実施
	みどりの相談所開設	4月～6月 常設	県合同庁舎ほか 福井県総合グリーンセンター内 緑の相談所
	緑化木手入れ講習会	4月～6月	福井市足羽川河川敷ほか
	緑の募金運動	春 4 / 1 ~ 5 / 31 秋 9 / 1 ~ 10 / 31	県内一円で募金活動実施
	緑化意識高揚運動 ポスター募集	4月～8月	児童・生徒を対象に緑化に対する意識の高揚を図 るため緑化運動ポスターコンクールを実施
県 緑 化 推 進 委 員 会 福 井 市	緑の募金キャンペーン 出発式	4 / 2	福井市企業庁 5 階大講堂 ・式典、街頭募金 ・参加者 約 300 名
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会 高 浜 町	第 45 回 福井県緑化大会	5 / 1 4	越前町道口（道口緑地広場） ・式典、表彰、緑の少年団誓いの言葉・活動発表、 植樹、間伐材製品展示等 ・参加者 約 750 名

2 平成 15 年度 グリーンフェア '2003

主 体	行 事 名	期 間	場 所
福 井 県	グリーンフェア '2003 “木と花と緑の祭典”	10 / 4 ~ 5	県総合グリーンセンター

3 森の学習

地区名	場 所	回 数	体 験 内 容	参 加 者
福 井	志比小学校（永平寺町） 他	4 回	シイタケ植菌体験、樹木教室、 森林と環境のはなし 等	243 名
坂 井	丸岡町山竹田 他	5 回	下刈り体験、森林のはなし、 樹木のはなし、木工体験 等	71 名
奥 越	自然保護センター 他	1 1 回	シイタケ植菌体験、樹木観察、 間伐下刈り体験、木工教室 等	231 名
南 越	今立町八ツ杉 森林学習センター 他	8 回	巣箱作り、シイタケ体験、 間伐下刈り体験、木工教室 等	270 名
丹 生	織田町森の学び舎 他	1 0 回	下刈り体験、炭焼き体験、 野鳥観察、木工教室 等	400 名
嶺 南	大飯町キノコの森 交流センター 他	1 2 回	間伐、枝打ち、下刈り体験、 巣箱作り、木工教室 等	252 名

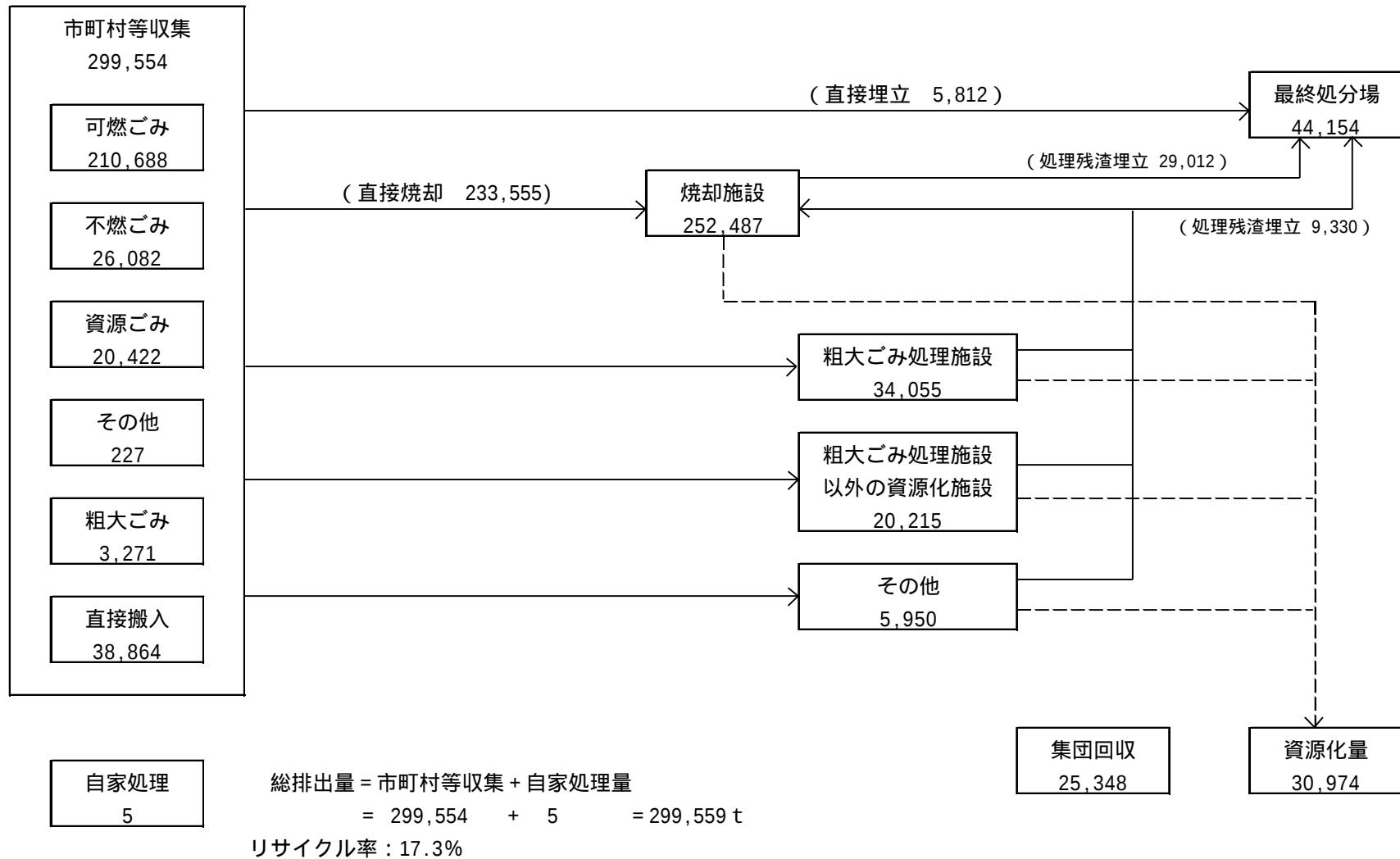
4 ふくいの森林づくり体験会

地区名	場 所	期 日	体 験 内 容	参 加 者
南 越	鯖江市 ラポーゼかわだの森	6 / 8	初夏の里山体験 下草刈り	65 名
南 越	鯖江市 ラポーゼかわだの森	10 / 26	植林体験、広葉樹の森づくり	250 名
坂 井	芦原町 富津北潟国有林	6 / 15	海辺の植樹体験 （クロマツ・ヤマグミ）	80 名
丹 生	越前町 小樟漁民の森	6 / 22	保育体験 下草刈り・補植	220 名
奥 越	大野市 六呂師高原	8 / 13	保育体験 間伐・除伐	23 名
奥 越	和泉村 角野九頭竜の森	11 / 2	広葉樹の森林づくり ナラ・クヌギ等の植林	90 名

(資料:森づくり課)

図 9 - 9 ごみ処理の状況（平成 14 年度）

（単位：t / 年）



（資料：廃棄物対策課）

表9 - 10 年度別ごみ処理状況

(単位:人、t)

年 度			8	9	10	11	12	13	14
区 分									
県 内 総 人 口			828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,567
計 画 処 理 区 域 内 人 口			828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552
内 訳	計 画 収 集 人 口		828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552
	自 家 処 理 人 口		0	0	0	0	0	0	0
	衛 生 処 理 率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	0
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (g)		937	926	930	940	975	991	989
	一 人 一 日 焼 却 対 象 量 (g)		706	691	716	723	740	771	771
計 画 収 集 量 (A)			242,258	236,724	245,930	246,596	254,195	259,547	260,690
種 類 別 収 集 量 内 訳	一 般 ご み	可 燃 物	197,169	192,608	200,275	199,733	206,609	210,826	210,688
		不 燃 物	25,836	24,245	25,327	25,534	27,010	26,792	26,082
		合 計	223,005	216,853	225,602	225,267	233,619	237,618	236,770
	粗 大 ご み そ の 他		5,426	4,839	4,383	5,127	3,344	4,098	3,498
	資 源 ご み		13,827	15,032	15,945	16,202	17,232	17,831	20,422
収 集 形 態 別 収 集 量 内 訳	直 営	一 般 ご み (可 燃)	33,005	28,935	29,786	27,327	26,870	26,772	26,856
		一 般 ご み (不 燃)	2,027	1,439	1,679	2,456	2,587	2,321	2,151
		粗 大 ご み そ の 他	602	647	584	945	476	326	466
		資 源 ご み	867	1,701	1,892	2,176	3,210	3,185	2,966
		合 計	36,501	32,722	33,941	32,904	33,143	32,604	32,439
	委 託	一 般 ご み (可 燃)	129,187	126,749	130,218	131,145	136,716	140,540	141,102
		一 般 ご み (不 燃)	20,750	19,530	19,679	19,215	20,784	21,159	20,635
		粗 大 ご み そ の 他	4,561	3,845	3,355	3,817	2,526	3,461	2,830
		資 源 ご み	11,544	12,037	12,400	12,679	12,550	13,264	16,372
		合 計	166,042	162,161	165,652	166,856	172,576	178,424	180,939
	許 可	一 般 ご み (可 燃)	34,997	36,924	40,271	41,261	43,023	43,514	42,730
		一 般 ご み (不 燃)	3,059	3,276	3,969	3,863	3,639	3,312	3,296
		粗 大 ご み そ の 他	263	347	444	365	342	311	202
		資 源 ご み	1,416	1,294	1,653	1,347	1,472	1,382	1,084
合 計		39,735	41,841	46,337	46,836	48,476	48,519	47,312	
直 接 搬 入 ご み 量 (B)			34,583	34,785	35,632	38,012	43,861	40,280	38,864
計 画 収 集 量 (A) + (B)			276,841	271,509	281,562	284,608	298,056	299,827	299,554
処 理 量 内 訳	直 接 焼 却		213,524	208,962	216,787	218,942	226,500	233,411	233,555
	直 接 埋 立		16,674	14,428	11,362	10,391	11,623	7,586	5,812
	そ の 他		46,643	48,119	53,413	55,275	59,933	58,830	60,187
	(そ の 他 の うち 資 源 化 量)		24,024	24,585	26,399	26,756	29,135	29,135	30,974
自 家 処 理 量			6,645	8,686	10	8	2	2	5
ご め の 総 排 出 量			283,486	280,195	281,572	284,616	298,058	299,829	299,559

(資料: 廃棄物対策課)

表9-11 平成15年度 エコオフィス宣言事業所一覧 (50音順)

No.	事業所名
1	特定非営利営業法人 EPO
2	(有)アイオーテック
3	(株)アイケー
4	(株)アイシー物流
5	アイテック(株)
6	(株)アイビックス
7	(株)旭工販
8	芦原町商会
9	(株)東谷自動車商会
10	アポットジャパン(株) 勝山事業所
11	荒井設備産業(株)
12	(株)池田商店
13	池田町森林組合
14	石黒建設(株)
15	(株)石森屋材木店
16	(有)イトウ石油
17	(有)伊藤文具店
18	永平寺町商会
19	(株)エコ・プランナー
20	エコロジー・サプライ(株)
21	越前ポリマー(株) 越前工場
22	越前焼工業協同組合
23	エヌ・ジェイ化成(株)
24	NECフィールドینگ(株) 福井支店
25	(株)エヌ・ティ・ティ・ネオメイト北陸 福井支店
26	NTTファシリティーズエンジニアリング関西福井支店
27	大井商会大井装束店
28	大飯町商会
29	大阪ガス(株) 敦賀事務所
30	大阪塗料(株) 福井工場
31	大島産業(株)
32	大橋運輸(有)
33	大道製薬(株) 福井工場
34	岡野コンクリート(株)
35	塩田町商会
36	小野薬品工業(株) 福井研究所
37	核燃料サイクル開発機構敦賀本部
38	核燃料サイクル開発機構ふげん発電所
39	核燃料サイクル開発機構高速増殖炉もんじゅ建設所
40	核燃料サイクル開発機構国際技術センター
41	(株) 勝木書店
42	(株)勝山剣光堂
43	(株) 角文
44	(株) 金津自動車学院
45	金森産業(株) 福井営業所
46	上中町商会
47	(株) カモコン
48	川研ファインケミカル(株) 福井工場
49	(株) 関西総合環境センター美浜事業所
50	関西電力(株) 若狭支社
51	関西電力(株) 美浜発電所
52	関西電力(株) 高浜発電所
53	関西電力(株) 大飯発電所
54	関西電力(株) 福井事務所
55	関西電力(株) 小浜営業所
56	(株) 技建センター
57	(株) 千ハラ
58	キャンファインテック(株) 福井事業所
59	キャンファインテック(株) 福井流通センター
60	協和運送(有)
61	清川メッキ工業(株)
62	銀扇福井(株)
63	九頭竜川中部漁業(協)
64	(株)ヨリハランド大飯作業所
65	(株)ヨリハランド美浜作業所
66	(株)原子力エンジニアリング若狭支社
67	(株)原子力エンジニアリング美浜事務所
68	(株)原子力エンジニアリング大飯事務所
69	(株)原子力エンジニアリング高浜事務所
70	原電情報システム(株) 敦賀事業所
71	原電ビジネスサービス(株) 敦賀事業所
72	(株)光生アルミニウム福井工場
73	高速炉技術サービス(株)
74	(株)国土開発センター福井支店
75	五二化学工業(株) 福井工場
76	サカイオーベックス(株)
77	坂井地区農業共済組合
78	酒井電機(株)
79	(有) 栄陸通
80	(株)桜川ポンプ製作所福井工場
81	(株) 荘岡工業所
82	佐々木運輸(株)
83	(株)佐々木セロロイド工業所
84	(株) 鯖江村田製作所
85	(株) サビデンキ
86	サンエー電機(株) 大野工場
87	サンエー電機(株) 清水工場
88	サンエー電機(株) 武生工場
89	(株)サンゼツエンジニア
90	三優社工業(株)
91	サンヨーフライン(株) 福井工場
92	(株) 三和化工福井工場
93	(株) サウワコン
94	三和薬品(株)
95	(株) シー・シー・ユー
96	榎垣浜工業
97	数島アルミニウム(株) 福井工場
98	(株) システム研究所
99	(株) シーセード
100	シプロ化成(株)
101	清水コンクリート工業(株) 坂井工場
102	清水コンクリート工業(株) 春江工場
103	清水コンクリート工業(株) 本社
104	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)福井営業所
105	情報広告(株)
106	(株) 白崎グリーンナップ
107	(株) 白崎コーポレーション
108	白崎サプライ(株)
109	白山交通(株)
110	(株) シンエツテック・サービス
111	信越半導体(株) 武生工場

No.	事業所名
112	伸海エンジニアリング(株)
113	新保興業(株)
114	スガイ化学工業(株) 福井工場
115	(株) 清武コンサルタント
116	成和化成(株)
117	セーレン(株) JTPF事業所
118	セーレン(株) 本社事業所
119	(株) 潤組
120	(株) セクトコンサル
121	センコー(株) 北陸支店福井営業所
122	全国共済農業協同組合連合会福井県本部
123	(株) ギアイエイ
124	(株) 大信堂
125	大同化成工業(株) 福井製造所
126	大八化学工業(株) 福井工場
127	太陽鉱工(株) 福井工場
128	太陽自動車(有)
129	大洋自動車工業(株)
130	(有) 鴻倉運送店
131	瀬ヶ花運送(株)
132	武生松下電器(株)
133	(株) 田中化学研究所福井工場
134	田中建設(株)
135	谷口自動車(株)
136	中央合成化学(株) 福井工場
137	忠南環境(株)
138	ティ・ディ・アルサービス(株)
139	(株) テクニカフクイ
140	電源開発(株) 中部支店九頭竜発電所
141	東工シャッター(株)
142	東洋化成工業(株)
143	東洋紡績(株) 敦賀事業所
144	トヨビスタ福井(株)
145	トヨタ部品福井共販(株)
146	鳥浜漁業(協)
147	(株) ナイガイ
148	(株) 中保屋電気商会
149	(株) ナスカ敦賀支店もんじゅ建設所内
150	南越運輸(株)
151	南越建設工業(株)
152	南越森林組合
153	新潟食糧事務所福井事務所
154	(株) 西組運送店
155	西田建設(株)
156	ニチコンワカサ(株)
157	日華化学(株)
158	日鉱敦賀リサイクル(株)
159	日興電機(株)
160	日信化学工業(株)
161	日東シンコー(株)
162	日本亜鉛鉱業(株)
163	日本海環境サービス(株) 福井センター
164	日本原子力発電(株) 敦賀地区本部
165	日本原子力発電(株) 敦賀発電所
166	日本原子力発電(株) 敦賀調査所
167	日本原子力発電(株) 福井事務所
168	日本原子力防護システム(株) 若狭支社
169	日本原子力防護システム(株) 東若狭事務所
170	日本商運(株)
171	日本赤十字社福井県支部
172	日本通信特機(株)
173	日本電気硝子(株) 若狭上中事業場
174	(有) 日本防災(福井事業所)
175	(有) 日本防災(金津事業所)
176	日本レコードマネジメント(株) んんじゅプロジェクト
177	(株) NESI(もんじゅ事務所)
178	(株) バーマニ産業
179	八田経緯(株) 坂井工場
180	八田経緯(株) 本社工場
181	(有) バヤシカ建建材
182	春江貨物(有)
183	(株) 日立プラント建設テック
184	日野川漁業(協)
185	福井貨物自動車(株)
186	福井県環境保全協議組合
187	福井県機械工業協同組合
188	(株) 福井県企業公社
189	福井県経済農業協同組合連合会
190	(財) 福井県下水道公社
191	(財) 福井県健康管理協会
192	福井県厚生農業協同組合連合会
193	(財) 福井県国際交流協会
194	福井県国民健康保険団体連合会
195	(財) 福井県産業支援センター
196	(財) 福井県産業廃棄物処理公社
197	福井県自治会館
198	福井県市町村職員共済組合
199	福井県住宅供給公社
200	福井県農工会連合会
201	福井県民生活協同組合生協会館
202	福井県消費者団体連絡会
203	福井県信用農業協同組合連合会
204	福井県森林組合連合会
205	福井県水産物リサイクル事業協同組合
206	福井県赤十字血液センター
207	(財) 福井県中小企業産業大学校
208	福井県町村会
209	福井県電器商業組合
210	福井県道路公社
211	福井県土地開発公社
212	(社) 福井県トラック協会
213	福井県農業協同組合中央会
214	(財) 福井県農産公社
215	(財) 福井県バス協会
216	(財) 福井県文化振興事業団
217	福井県民生活協同組合
218	福井県民生活協同組合奥越支所
219	福井県民生活協同組合個配センター
220	福井県民生活協同組合坂井支所
221	福井県民生活協同組合鯖江支所
222	福井県民生活協同組合武生支所

No.	事業所名
223	福井県民生活協同組合敦賀支所
224	福井県民生活協同組合福井支所
225	福井県民生活協同組合若狭支所
226	福井県民生活協同組合店舗事業運営部
227	福井県民生活協同組合ハーツ羽水
228	福井県民生活協同組合ハーツさばえ
229	福井県民生活協同組合ハーツつるが
230	(社) 福井県林業公社
231	福井県連合婦人会
232	福井高速運輸(株)
233	福井市南部農業協同組合
234	福井市農業協同組合愛菜館1号館
235	福井市農業協同組合喜ね舎愛菜館2号館
236	(株) 福井製作所
237	福井赤十字病院
238	福井石油備蓄(株) 福井事業所
239	福井ゼロックス(株)
240	福井大学地域環境研究教育センター
241	福井太陽(株)
242	福井日本電気(株)
243	福井鉄線(株)
244	福井ビル管理(株)
245	福井埠頭(株)
246	福井松下電器(株)
247	(株) 福地
248	フクビ化学工業(株)
249	富士ゼロックス(株) 福井営業所
250	富士通ネットワークソリューションズ(株) 福井支店
251	古河電気工業(株)
252	(株) 文京精練
253	(株) 法美社
254	(株) ヲクワン
255	北越トラック急送(有)
256	(株) 北陸環境科学研究所
257	(株) 北陸環境サービス
258	(財) 北陸公衆衛生研究所
259	北陸コカコーラボトリング(株) 福井営業所
260	北陸コカコーラボトリング(株) 武生営業所
261	北陸コカコーラボトリング(株) 坂井営業所
262	北陸コカコーラボトリング(株) 敦賀営業所
263	北陸コカコーラボトリング(株) 小浜出張所
264	北陸コカコーラボトリング(株) 奥越出張所
265	北陸財務局福井財務事務所
266	北陸精工(株)
267	北陸通信工業(株) 福井支店
268	北陸電力(株) 福井支店
269	北陸電力(株) 奥越営業所
270	北陸電力(株) 三国電化センター
271	北陸電力(株) 福井電力部
272	北陸電力(株) 大野電力部
273	北陸電力(株) 福井総合制御所
274	北陸電力(株) 丹南支社営業部
275	北陸電力(株) 敦賀営業所
276	北陸電力(株) 丹南支社電力部
277	北陸電力(株) 敦賀火力発電所
278	北陸電力(株) 福井火力発電所
279	北陸電話工事(株) 福井支店
280	北陸農政局福井統計情報事務所
281	千田建設(株)
282	前田電気(株)
283	(株) 松浦機械製作所
284	松岡町商会
285	マルイチゼーリング(株)
286	丸岡町商会
287	マルン運輸(株)
288	三方五湖農業協同組合
289	三方町商会
290	三国町商会
291	三崎屋電工(株)
292	水島運輸(株)
293	三谷マイクロフィルム(株)
294	(株) 玉道組
295	三菱化学カルゴン(株) 福井工場
296	三菱重工業(株) 神戸造船所美浜定検作業所
297	三菱電機工業(株) 福井製作所
298	(株) 三星
299	(株) 三星化学研究所福井工場
300	みのり商店
301	村中建設(株)
302	明祥(株) 福井支店
303	(株) 森尾組
304	(株) 安田建設
305	山金工業(株)
306	ヨコハマタイヤ福井サービス(株)
307	横山電機(株)
308	淀化学(株)福井三国工場
309	(株) リコー福井事業所
310	遼日産業協同組合
311	レンゴー(株) 武生工場
312	若狭松下電器(株)
313	(財) 若狭湾エネルギー研究センター

No	市町村名	事業所数
1	福井市	136
2	敦賀市	33
3	武生市	23
4	小浜市	4
5	大野市	11
6	勝山市	3
7	鯖江市	17
8	美山町	0
9	松岡町	4
10	永平寺町	1
11	上志比村	0
12	和泉村	3
13	三国町	23
14	芦原町	2
15	金津町	5
16	丸岡町	6
17	春江町	5
18	坂井町	6

No	市町村名	事業所数
19	今立町	4
20	池田町	1
21	南条町	1
22	今庄町	0
23	河野村	0
24	朝日町	0
25	宮崎村	1
26	越前町	0
27	越前村	0
28	織田町	1
29	清水町	2
30	三方町	3
31	美浜町	9
32	上中町	2
33	名田庄村	0
34	高浜町	2
35	大飯町	5

313

(資料 環境政策課)

表 9 - 12 こどもエコクラブ登録クラブ数

単位：クラブ

	15年度		14年度	13年度	12年度	11年度
		(人数)				
福井市	4	(110)				4
敦賀市	1	(12)	1	2	2	5
武生市	10	(59)	10	2	6	6
大野市				1	1	1
鯖江市	27	(530)	34	40	26	18
美山町	1	(20)	1			
織田町						1
三方町					1	
丸岡町	1	(24)				
宮崎村	1	(13)				
計	45	(768)	46	45	36	35

(資料：環境政策課)